

平成 16 年度国土施策創発調査

半定住人口による自然居住地域支援の可能性に関する調査

海外における地域資源保全及び

保全施策実態調査 報告書

平成 17 年 3 月

農林水産省農村振興局

事業計画課

- 目次 -

< 要約編 >

| | |
|------------------------|----|
| 1. 調査の目的..... | 3 |
| 2. EUの農業及び農村政策..... | 3 |
| 3. EUでの取組（LEADER）..... | 3 |
| 4. ドイツでの取組（MEKA）..... | 8 |
| 5. イギリスでの農業農村環境政策..... | 10 |
| 6. まとめ..... | 12 |

< 本 編 >

| | |
|---------------------------|----|
| 調査目的..... | 17 |
| 1. EUの農業及び農村政策..... | 19 |
| 1.1. 農業概要..... | 19 |
| (1) EUの農業..... | 19 |
| (2) イギリスの農業..... | 21 |
| (3) ドイツの農業..... | 22 |
| 1.2. EUの農村政策の概要..... | 24 |
| (1) 農村政策の沿革..... | 24 |
| (2) 現行の農村政策の概要..... | 26 |
| (3) 農村政策の2007年以降の方向性..... | 31 |
| 2. EUでの取組（LEADER）..... | 36 |
| 2.1. 経緯及び目的..... | 36 |
| (1) 経緯..... | 36 |
| (2) 目的..... | 37 |
| 2.2. 施策内容..... | 38 |
| (1) 対象者、対象地域..... | 38 |
| (2) 対象分野..... | 39 |
| (3) 手続き、運用方法..... | 40 |
| 2.3. 実施状況..... | 45 |

| | |
|---------------------------------------|------------|
| (1) 予 算..... | 45 |
| (2) 事業実績..... | 48 |
| 2.4. 事例..... | 50 |
| (1) ドイツ・オーバーシュバーベン地区..... | 50 |
| (2) イギリス・デバイゼス地区..... | 60 |
| 2.5. まとめと課題..... | 67 |
| (1) まとめ..... | 67 |
| (2) 課 題..... | 68 |
| 3. ドイツでの取組 (MEKA) | 79 |
| 3.1. 経緯及び目的..... | 79 |
| (1) バーデン・ヴュルテンベルク州の概要..... | 79 |
| (2) 経 緯..... | 79 |
| (3) 目 的..... | 80 |
| 3.2. 施策内容..... | 85 |
| (1) 対象地域、対象者..... | 85 |
| (2) 対象分野..... | 85 |
| (3) 手続き、運用方法..... | 90 |
| 3.3. 実施状況..... | 95 |
| (1) 予 算..... | 95 |
| (2) 事業実績..... | 95 |
| 3.4. まとめ及び課題..... | 98 |
| (1) まとめ..... | 98 |
| (2) 課 題..... | 98 |
| 4. イギリスでの取組 (CSS、ESA、ES) | 103 |
| 4.1. 経緯及び目的..... | 103 |
| (1) 経 緯..... | 103 |
| (2) 目 的..... | 104 |
| 4.2. CSS、ESA の施策内容..... | 105 |
| (1) 対象者、対象地域..... | 105 |
| (2) 活動分野 (対象事業) | 107 |
| (3) 手続き、運用方法..... | 107 |
| 4.3. ES の施策内容..... | 116 |
| (1) 対象者、対象地域..... | 116 |
| (2) 活動分野 (対象事業) | 117 |
| (3) 手続、運用方法..... | 123 |

| | | |
|------|---------------------------|-----|
| 4.4. | 実施状況..... | 133 |
| (1) | 予算..... | 133 |
| (2) | 事業実績..... | 133 |
| 4.5. | 事例..... | 137 |
| (1) | デバイゼス近郊地区 (CSS の事例) | 137 |
| (2) | コッツウォルズ地区 (ESA の事例) | 142 |
| (3) | アッパーテムズ地区 (ESA の事例) | 147 |
| 4.6. | まとめと課題..... | 152 |
| (1) | まとめ..... | 152 |
| (2) | 課題..... | 153 |
| 5. | まとめ..... | 159 |
| 6. | 巻末資料..... | 161 |

< 要約編 >

1. 調査の目的

農用地や農業水利施設は、農業生産活動の重要な基盤であり、食料供給を通じて豊かな国民生活を支えている。また、農村で農業生産活動が行われることにより、物質循環機能、国土保全機能、美しい農村景観の形成等、多面的機能が発揮されることから、これらが適切に管理されることが重要である。しかしながら、農村、特に中山間地域等においては人口減少、高齢化が進行しており、将来にわたりこれらの資源を適切に維持・保全するためには、従来の農家・地域住民のみの保全では限界がある。

このため、EU、ドイツ、イギリスが実施する農業環境、農村政策等に関する調査を行い、今後の資源保全の新たな施策の制度設計や農村振興政策の見直しに資することを目的とし調査を実施した。

2. EUの農業及び農村政策

EUは米国と並ぶ農業地域であり、EUにおける農用地面積(2002年)は1億3,081万haと国土面積の40.4%を占めており、EUの農業就業人口(2002年)は654万人と総就業人口の4.0%である。EU(25カ国)の人口の半数以上は、9割の面積をカバーする農村地域に居住しており、EUにとって農村政策は極めて重要なものとなっている。この中で、農林業は、EUの農村における土地利用、自然資源の管理において重要であり、また、農村コミュニティの経済的な多様性のための基盤(プラットフォーム)としても重要なものであると位置付けられている。

農村開発については、EAGGF(欧州農業指導保証基金)及びEU加盟国により助成されている。アジェンダ2000により、全ての農村開発措置は、単一の枠組み(single regulation forming)の下に統合化され、CAP(共通農業政策)の第2柱となっている。

3. EUでの取組(LEADER)

(1) 施策内容

LEADER+は、農村地域の支援を行うための事業であり、地域のLAG(ローカルアクショングループ)の活動に対する助成を行っている。EUの構造基金により実施されている4つのイニシアティブの1つである。CAP改革による農業セクターの変化、消費者からの需要の増加、新しい技術の急速な普及、高齢化、農村の過疎化など今日の農村における問題に対応するための構造改革として発展してきており、

現在行われている LEADER+ は、LEADER I、LEADER II の流れを受けたプログラムであり、2000 年から 2006 年まで実施予定となっている。

LEADER+の事業費は、2000～2006 年の期間では、総額は 5,046.5 百万ユーロであり、そのうち EAGGF の指導部門より 2,105.1 百万ユーロが資金提供される。原則として、EU は LEADER+ にかかる費用の 45%を負担し、残りの事業費は、国・地方政府などの公的部門、地元企業などの私的部門が資金負担することが補助金交付の前提となる。

LEADER+については、73 件のプログラムが承認されている（56 件は 2001 年に承認され、17 件は 2002 年に承認）。LEADER+においては、LEADER I、LEADER II と異なり、全ての農村地域が対象となる。ただし、人口 1 万人以上 10 万人以下等の地域要件が設けられている。対象地域は、既存の行政区域によらない広域的地域が重視されており、平均的な LAG の規模は、人口：5 万人、面積：2,000～3,000km²、予算規模：4 百万ユーロとなっている。

LEADER の施策の背景、実施状況に関し、以下の点が整理できる（EU 担当者へのヒアリング調査の結果による）。

- ・ 分野毎の政策ではあまり効果がなかったことを踏まえ、新たな地域政策として LEADER が立案された。農村資源の活用には、農業以外の分野の支援が不可欠となっており、LEADER は、農村振興だけでなく、環境、自治体間のパートナーシップ、農業団体、農産物取引団体、サービス事業などの分野を包含した総合的な政策である。
- ・ LEADER 事業においては、地域連携（inter-community）、統合（integration）の視点が重要である。EU では、3 つの政策（「連帯性（solidarity）」「革新性（innovation）」「協調性（cooperation）」）を掲げており、LEADER では「連帯性」が重要な項目であったが、LEADER 及び LEADER+ では「革新性」、「協調性」がより重要となっている。
- ・ LAG 選定においては、「パートナーシップ」と「戦略性」の観点が重視される。「パートナーシップ」では、民間主導（公的機関が 50%以下、民間が 50%以上の構成要件）、マネジメントの質（quality of management）、地域での実施能力が求められる。また、「戦略性」では、新技術の活用、地元産品の利用、文化継承等の観点が求められる。

- ・ 現時点では、EU 予算は潤沢であり、EU 本部段階での採択数等は設けられておらず、むしろ積極的な事業提案を希望している。
- ・ LEADER+ では、EU レベル、地域レベルの双方で評価を行っており、指標としては、分野別予算額、分野別事業数、受益者数・構成、効果（セクター当たり、女性当たり、若年層当たり）等が挙げられる。

（２）取組事例

ドイツ・オーバーシュバーベンの事例

地域概要

オーバーシュバーベン地区は、ドイツ南西部、シュトゥットガルト（Stuttgart）から南に約 80 キロに位置し、ボーデン湖の北に広がるなだらかな丘陵地帯である。本地区は、45 の村からなる。現地調査において訪問したライバーティンゲン（Leibertingen）村は、人口約 2,200 人の自治体であり、面積は約 47 km² である。農業の現状に関しては、一戸当たりの農地面積は増大し、小規模農家は減少傾向にある。専業農家は 4 戸で、後継者不足が課題となっている（兼業農家が農地の 1/3 を占め、兼業農家の維持が課題）。村は、若者の都会への流出が進んでおり、農村のインフラがなくなりつつあること（例えば、商店、郵便局）が課題となっている。

取組内容

オーバーシュバーベン地区においては、文化遺産を活用したツーリズム、芸術の振興等に関して LEADER を実施している。1995 年まで LEADER を、1996～2001 年に LEADER を実施してきており、現在、LEADER+ を実施している。

事業の主な目的は、インフラの整備、農業事業者の変革の促進（観光などによる新たな収入源の創出）であり、45 の自治体、3 つの郡が参加（EU は郡の境界を越えた取組を推進しており、本事業ではドナウ川の流域の自治体が参画）している。事業の資金は、EU と州が負担している。

具体的な取組としては、インフラの整備（具体的には、歴史的な建造物が多い。学校、幼稚園、上下水道等のインフラは対象外）、観光客に長期滞在してもらうための博物館の整備、他地域の博物館との連携等を実施している。なお、今回訪問した Leibertingen 村では、LEADER において、レストランの改修への助成、農家民宿の改修への助成等も行われていた（全額ではなく、半分程度は自己負担）。

LAG の構成は 32 名（具体的には、農家の女性団体、商工会、農民団体、農業局、青少年活動グループ、学校の代表、自治体の代表。自治体代表枠は 3 名）。LAG は、

EU のガイドラインに従い、支援対象を決定する役割を果たしている。郡の役所の中に LAG の事務局が設置されており、ワーキンググループを設置して具体的に検討を行っている。例えば、レストランワーキンググループではインターネットカフェをつくるアイデア等が検討されている。現地ヒアリングでの説明によれば、LEADER の申請時には、LAG はつくられていなかった。自治体側が検討を行い、申請を行い、その後、LAG を設立したとのことであり、LEADER 本来のスタイルである地元 LAG 主導の提案にはなっていなかった。

Bad Buchau 村では、LEADER + において、Federsee 博物館の整備が行われた。これは、考古学遺跡の展示施設、体験ゾーン等を整備し、都市等の観光客の長期滞在を狙った取組である。この事業では、単に施設を整備するのではなく、有料ガイドの設置、各種のイベントの開催等のソフト事業にも力を入れており、このような取組により、施設への来訪者数の大幅な増加（年間訪問者数が、2 万 5 千人から 5 万人に倍増）といった効果が見られている。これにより博物館の運営が改善し、博物館職員の雇用の拡大にも貢献している。しかしながら、現在は、来訪者が伸び悩んでおり、リピーターの確保、周辺の関連観光施設との連携による観光客の長期滞在の促進等が課題となっている。

イギリス・デバイゼスの事例

地域概要

デバイゼス (Devizes) は、南イングランドの地方都市であり、ソールズベリ平原 (Salisbury Plain) に隣接している地域である。ソールズベリ平原は、約 44 千 ha の面積をカバーしており、東部、中央、西部 (軍事演習場) に分かれている。この平原には、学術的に特別に重要な地域、重要な鳥類のための保護地区、重要な植物のための保護地区などが存在している。ソールズベリ平原の演習場は、イギリス陸軍の最大規模のものである。

取組内容

「Sustain the Plain」は、インドランドでの 25 の LEADER + プログラムの 1 つである。この事業は、Community First 等の組織によって推進・管理されている。対象地域は、ソールズベリ平原周辺の自治体を含めた 863km² のエリアであり、対象地域内の人口は、約 10 万人である。「生活の質の向上」、「自然や文化的な資源の最適な利用」等が主な目的である。事業費は、2.4 百万ポンドであり、EU が 45%、

DEFRA が 22%を負担しており、残りは地域の自治体、民間からの寄付によっている。

現地ヒアリングでは、「生活の質の向上」は非常に幅が広く、大半のものは補助対象となり、事業を進める上でやりやすいとの説明があった。LAG（ローカルアクショングループ）は、18名の構成メンバーからなり、現在、地方議会の議員が会長を務めている。18名の構成メンバーのうち、5名（コミュニティの代表）が現在空席となっている¹。LEADER+は、Country First 等が GWE（Great Western Enterprise）を設置し、主導し、その後、行政が支援した。事業では、「情報通信技術の村のアクセスポイント、ソールズベリ平原データベース（ICT village access points and database on Salisbury Plain）」、「野生生物、遺跡に関する地図の作製、トレーニング（Wildlife and heritage mapping and training）」等の活動を行っている。「情報通信技術の村のアクセスポイント、ソールズベリ平原データベース」事業では、高齢者対策として、公民館などにコンピュータを設置し、コンピュータを学んでもらう活動を支援している。また、「野生生物、遺跡に関する地図の作製、トレーニング」では、絶滅した鳥である「グレート・バスタード」の回復（ロシアから 25羽の雛を導入）を行っており、この事業は、地域に住む警察官が提唱した経緯がある。この他、2年前には郵便局が閉鎖となったため、コミュニティショップ（Urchfront Village Shop）の設置も行っている。

（3）施策としての課題

EU本部での制度設計と実施実態の乖離

LEADER は地域の LAG を主体とした「ボトムアップ・アプローチ」「パートナーシップ・アプローチ」による事業となっており、EU 本部の担当者のヒアリングにおいても、LEADER の特徴として説明を受けた。しかしながら、実際に事業を行っている地区へのヒアリング結果では、オーバーシュバーベン地区では行政主体で LAG が設置されていたり、デバイゼス地区では LAG の地域コミュニティ代表が空席となっているなど、制度設計と実施の実態には乖離が見られた。

行政コストの問題

¹ プロジェクト関係者への現地ヒアリングでは、空席となっていることは懸念しており、今後募集し、欠員をなくす予定であるとの説明があった。

LEADER は、地域でのアイデアをベースとした事業を EU、地域の行政機関が支援するスキームであるために、地域の LAG 等でのアイデアの検討、EU 及び地域の行政機関との調整、申請事務、LAG の設立・運営に多く労力と時間を要している。例えば、オーバーシュバーベン地区の関係者の説明によれば、大型のプロジェクトの場合には、計画の検討、地域の行政機関、EU 本部等との調整、申請・承認に概ね 2 年を必要としている。

事業レベルは様々

複数の自治体が参画するなど地域間連携を志向しているが、実施事業間の関連性、参加自治体間の関連性が希薄な事例も見受けられる。例えば、デバイゼス地区では、コミュニティショップの設置、コンピュータの整備、稀少鳥類の回復等、様々な取組を行っており、対象地域の関連性、対象事業の関連性に関しては希薄であった。

4. ドイツでの取組 (MEKA)

(1) 政策内容

バーデン・ヴュルテンベルク州では、1992 年の CAP 改革を契機とし、EU の農業環境政策 (「環境保全と景観維持のための要件と共存する農業生産方法に関する規則」2078/92 プログラム) に基づく支援措置として、MEKA (Markt entlastungs- und Kulturlandschaftsausgleich : 市場負担緩和と農耕景観のための所得補償) プログラムが導入されている。

バーデン・ヴュルテンベルク州は、ダイムラー・クライスラー等の大手自動車企業が本社をおいており、工業が発展した州である。農地面積は約 146 万 ha (州の面積の約 41%)、森林面積は約 120 万 ha (州の面積の約 34%) であり、農地面積はドイツの州の中で第 4 位であり、森林面積はバイエルン州に次いで第 2 位となっている。農家数は、約 76 千戸 (1999 年) であり、農家一戸当たりの平均農地面積は 19.4ha (1999 年) であり、ドイツの平均 36.3ha (1999 年) を下回っている。主な作物は、冬小麦、夏大麦、エン麦等であり、牛、羊、豚等の飼育も盛んである。

特に、BW 州は、飲料水の多くを地下水に依存しており、地下水の保全が重要な課題となっている。このため、環境保全に配慮した農業生産が求められており、このような点も MEKA 導入の背景として挙げられる。

MEKA は、農家の自発的な参加による取組であり、環境負荷を意識した経営体を支援するものであり、メニュー方式 (ポイント制) となっており、農業経営者自ら

が実施するオプションを選択・申請することにより調整金の交付を受ける仕組みとなっている。その後、EUのアジェンダ 2000 による農業市場のさらなる開放政策の進展により、農家及び市民の利益のために、地域に即した環境に配慮した農業政策を目指し、従来の MEKA を MEKA に発展させ、現在は、MEKA として実施されている。

MEKA のオプション構成は、「環境に配慮した経営管理」「粗放的草地利用」等の7分野が設定されており、例えば、草地の粗放的利用：9点(90ユーロ)/ha、急傾斜地のぶどう畑の維持：35点(350ユーロ)/ha、環境に配慮した管理方法の記録：10点(100ユーロ)/経営となっている。

(2) 施策の実施状況

MEKA プログラムは、EU 及び州の資金によっている。MEKA の参加農家数は 51,000 以上(2001年)となっており、MEKA に参加した農地面積は 1,098,000ha (2001年)となっており、州の農業用地面積の約3分の2を占めている。MEKA に対しては、農家の参加希望が多く、2000年から新規の申し込みが制限されており、これ以上の拡大は困難な状況である。

今後の MEKA の方向に関しては、2006年までは継続予定となっているが、EU の CAP 改革による EU 農業補助金の削減も懸念される状況にあり、2007年以降も存続可能かどうかについては、今後議論されることとなっている。

(3) 施策としての課題

MEKA の運用上の課題としては、行政コストの問題、補償水準（ポイント）設定の問題、予算制約の問題を指摘できる。

行政コストの問題に関しては、参加農家への検査システムに伴う行政コストが挙げられる。MEKA では、航空写真等を活用し、かなり緻密に違反のチェックが行われている。

補償水準（ポイント）の設定の問題に関しては、科学的な根拠（要するコスト 7～8 割を補償）に加え、奨励的な視点（政治的）が加味されており、曖昧さが残る。また、予算制約の問題に関しては、参加農家の増加に対応することが困難な状況にあり、MEKA では、予算の関係で新規加入が制限されている。

5. イギリスでの農業農村環境政策

(1) 施策内容

景観、野生生物、遺跡や歴史的な特徴等の保全、田園での楽しみ（countryside enjoyment）の機会の改善等を目的に、Countryside Stewardship Scheme（CSS）と Environmentally Sensitive Areas（ESA）が実施されており、農地での環境の維持・増進に関する一定の活動に対し、農家等に対し助成金を交付している。

ESA は、1985 年の EC「農業構造の効率の改善に関する理事会規則（規則 797/85）」によって EC の制度として創設された。この理事会規則を受け、イギリスでは 1986 年農業法に基づき ESA 制度が創設され、翌 1987 年より事業が開始された。その後、地域が追加され、現在は 22 の重要な地域が指定されており、農地の約 10% をカバーしている。2003 年現在の協定数は 12,445 件、対象面積は 640,000ha となっている。

一方、CSS は、1991 年、田園地域委員会（Countryside Commission）の下でのパイロット事業としてスタートし、その後、拡充がなされた。対象地域は、ESA 以外の地域を対象としており、特に地域指定は行われていない。

CSS、ESA に関しては、制度の簡素化、手続きの簡素化、より広範な農家の参加の観点から見直しが行われ、従来のスキームは、2005 年から 1 つのスキーム ES（Environmental Stewardship）に統合され、新たな制度としてスタートしている。

この ES スキームは、入門レベル（ELS：Entry Level Stewardship）、ハイレベル（HLS：Higher Level Stewardship）、有機入門レベル（OELS：Organic Entry

Level Stewardship) の3つのプログラムから構成される。ELS は、全ての農家が対象であり、簡単な申請手続きにより参加することができる(非競争的で誰でも申請可能)。支払額は、一律 30 ポンド/ha であり、契約期間は5年間となっている。HLS は、ELS の上位に位置付けられ、オプション方式(例:野生生物の保全、景観の維持・改善)となっており、契約期間は10年間となっている。

(2) 施策の実施状況

2002-03年(会計年度)において、ESA では53百万ポンド、CSS では52百万ポンドが支払われ、合計で105百万ポンドを超える金額がCSS、ESAの合意に対し支払われた。内訳としては、81百万ポンドは年間の土地管理に対し、24百万ポンドは資産的なもの(capital works)に対して支払われた。CSSにおいては、管理協定:16,100件、管理協定面積:530,000ha以上に及んでいる。

農家の参加動機としては、野生生物(特に鳥類の減少)への関心、農業に関係なく一定のルールで年間収入が得られるメリット等が挙げられる。

(3) 政策としての課題

対象農家の範囲の問題

予算の関係から、ESAの対象農地は限定されており、参加可能な農家、農地が限定されている。

助成水準の問題

今回訪問した参加農家によれば、助成水準に関しては、農家の努力と助成金の金額は概ねバランスしている。このため、目的(景観保全、野生生物保全等)に関心がなければ農家は参加しないのが実情である。

社会的なコンセンサス

イギリスにおいては、現在、施策の見直しを行っており、より広範な農家の参加を期待する制度に移行予定である。制度の見直しにより、国の財政負担は増加することとなるが、この点に関しては社会的なコンセンサスを得ている。この背景には、イギリスにおいては、このような農村環境施策において、食料安全保障的な考え方は希薄であり、農業、農村を景観、歴史的な遺構、野生生物の保全の場として、国民共通の財産として位置付けていることが挙げられる。我が国において、農村環境

政策の検討に当たって、このようなアプローチによる社会的コンセンサスの形成は参考となる。

6. まとめ

EUにおいては、農業分野では生産過剰問題、担い手不足、高齢化の進展といった問題に直面している。また、環境分野では、地下水等の環境汚染への対応、生態系や景観・歴史的価値のあるものの維持が求められている。この他、農村地域においては、過疎化、高齢化、雇用機会の減少等が深刻化する中で、地域社会の崩壊が進んでいる。

このような問題に対し、EU、ドイツ、イギリスにおいては、農業、農村地域、環境の視点から総合的にアプローチする試みが行われている。

- ・ 農村地域の振興の視点からアプローチしているのが、EUのLEADER+であり、地域のLAG(ローカルアクショングループ)に対する活動助成を通じ、農家の収入機会の多様化(農家民宿、ツーリズムの促進)を図るなど、農村地域全体の地域振興を促している。
- ・ 農業環境政策の視点から行われているのがドイツBW州のMEKAの取組であり、農家への直接的支払を通じ、地域農業の維持、農地の保全に寄与している。
- ・ イギリスのCSS及びESAでは、農業農村を景観形成、野生生物の保全、国民の余暇の提供の場と位置付け、助成措置を行っている。

この他、EU、ドイツ、イギリスにおける政策の特徴として、プログラムを順次発展させている点が挙げられる。

- ・ EUのLEADERにおいては、実験的なプログラムとして導入され、LEADER I、LEADER II、LEADER+と段階的に発展している。
- ・ ドイツ(BW州)のMEKAにおいては、MEKAからMEKAに発展し、助成対象、支払水準等の見直しが行われている。
- ・ イギリスのCSS、ESAについては、制度の簡素化、参加対象農家の拡大、支払水準の見直し等を行われ、2005年よりESに発展している。

我が国においては、農村、特に中山間地域等においては人口減少、高齢化が進行しており、農業生産活動の重要な基盤である農用地や農業水利施設等の地域資源の適切な維持・保全が困難となりつつある。

今後は、これらの地域資源を従来の農家・地域住民のみの保全ではなく、都市住民の参画、農村の地域振興、環境保全、農村景観の保全等の多面的な視点から適切に管理する仕組み作りが求められている。このような観点から、今回調査した EU、ドイツ、イギリス等の EU 地域での政策動向は、我が国における総合的な農村地域の活性化方策、農村地域の資源管理方策等を検討する上で参考となる。特に、本調査において EU 地域の政策の特徴として指摘した「総合的なアプローチ」「段階的な施策導入」は、我が国の政策においても、効果的な手法であると考えられる。



< 本編 >



調査目的

農用地や農業水利施設は、農業生産活動の重要な基盤であり、食料供給を通じて豊かな国民生活を支えている。また、農村で農業生産活動が行われることにより、物質循環機能、国土保全機能、美しい農村景観の形成等、多面的機能が発揮されることから、これらが適切に管理されることが重要である。しかしながら、農村、特に中山間地域等においては人口減少、高齢化が進行しており、将来にわたりこれらの資源を適切に維持・保全するためには、従来の農家・地域住民のみの保全では限界がある。

このため、EU、ドイツ、イギリスが実施する農業環境、農村政策等に関する調査を行い、今後の資源保全の新たな施策の制度設計や農村振興政策の見直しに資することを目的とし調査を行った。

調査対象地域

イギリス、ドイツ等EU地域

調査項目

- ・ 地域活動への支援を行う LEADER+事業
- ・ ドイツにおける農業環境政策
- ・ イギリスにおける農業環境政策
- ・ 現地調査

実施期間：9月23日～29日

訪問先：EU日本政府代表部、欧州委員会農業総局、ドイツ バーデン・ヴュルテンベルク州・ルートヴィヒルブルク農民連盟、ドイツ ライバーティンゲン（Leibertingen）地区（LEADER+実施地区）、Bad Buchau 村 Federsee 博物館（LEADER 事業の対象）、バイヤースブロン（Baiersbronn）地区（MEKA 実施地区）、イギリス DEFRA、デバイゼス（Devizes）地区（LEADER+実施地区）、デバイゼス近郊の CSS 実施地区（Church 農場）、コッツウォルズ ESA 実施地区（Sudeley Hill 農場、Rushbury 農場）、アッパーテムズ ESA 実施地区（Windrush 農場）

表 現地調査の日程及び訪問先

| 月 日 | 訪 問 先 | 面 談 者 |
|-------|--|--|
| 9月23日 | EU日本政府代表部 | 坂本参事官、仙台一等書記官 |
| | 欧州委員会農業総局 | Courades 氏 (農村開発政策の一貫性担当課部員) |
| 24日 | ドイツ バーデン・ヴュルテンベルク州・ ルートヴィヒルブルク農民連盟 | Shmied 会長 |
| 25日 | ドイツ ライパーティンゲン (Leibertingen)地区(LEADER + 実施 地区) | Reize 村長 Guntner LEADER + 活動グループ会長 |
| | 農家訪問 | 農家 |
| | Bad Buchau 村 Federsee 博物館 (LEADER 事業の対象) | 博物館担当者 |
| | ホルブ市農業局 | Schmitt 氏(農業局長) |
| 26日 | ファイヤースブロン(Baiersbronn)地区 (MEKA 実施地区) | Wehinger 氏(農業コンサルタント) |
| 27日 | イギリス DEFRA Agri-environment Review Team | Radley 氏(Head of the agri -environment review team) |
| 28日 | デバイゼス(Devizes)地区(LEADER + 実施地区) | Dowsett 氏(LEADER + プログラム マネ ージャー) |
| | CSS 実施地区 Church 農場 | Roper 氏(DEFRA CS アドバイザー) Read 氏(農家) |
| 29日 | コッツウォルズ地区(ESA実施地区) Sudeley Hill 農場 | Bird 氏(農業コンサルタント) |
| | Rushbury 農場 | Sidgwick 氏(農家) |
| | アッパーテムズ地区(ESA 実施地区) Windrush 農場 | Newson 氏(DEFRA) Pinnegar 氏(マネージャー) |

1. EUの農業及び農村政策

1.1. 農業概要

(1) EUの農業

EUは米国と並ぶ農業地域であり、EUにおける農用地面積(2002年)は、1億3,081万haと国土面積の40.4%を占めている。EU全体の農用地面積に占める国別割合では、フランスが最大で22.6%を占め、次いで、スペイン(19.5%)、ドイツ(13.0%)、イギリス(12.0%)、イタリア(11.7%)の順となっている。

EUの農業就業人口(2002年)は、654万人と総就業人口の4.0%であるが、国別に農業就業人口の総就業人口に占める割合では、イギリスの1.4%からギリシャの15.8%まで大きな差がある。

一農場当たりの平均経営面積は、18.7haとなっている。国別にみると、イギリス(67.7ha)、デンマーク(45.7ha)、ルクセンブルグ(45.3ha)等は比較的大規模であり、一方、ギリシャ(4.4ha)、イタリア(6.1ha)、ポルトガル(9.3ha)等は小規模となっており、国によって大きな差が見られる。

表 1-1 EUの農用地面積、農場数及び平均経営面積並びに農業就業人口

| 国名 | 農用地面積 (万ha) 2002年 | 農場数 (万農場) 2000年 | 平均経営面積 (ha/一農場) 2000年 | 農業就業人口(2002年) | |
|---------|-------------------------|-----------------------|-----------------------------|---------------|----------------|
| | | | | 総数(万人) | 対総就業 人口比(%) |
| ベルギー | 139 | 6.2 | 22.6 | 7.3 | 1.8 |
| デンマーク | 269 | 5.8 | 45.7 | 8.8 | 3.2 |
| ドイツ | 1,697 | 47.2 | 36.3 | 90.2 | 2.5 |
| ギリシャ | 392 | 81.7 | 4.4 | 62.4 | 15.8 |
| スペイン | 2,555 | 128.7 | 20.3 | 96.4 | 5.9 |
| フランス | 2,962 | 66.4 | 42.0 | 98.7 | 4.1 |
| アイルランド | 437 | 14.2 | 31.4 | 12.1 | 6.9 |
| イタリア | 1,534 | 215.4 | 6.1 | 107.2 | 4.9 |
| ルクセンブルグ | 13 | 0.3 | 45.3 | 0.4 | 2.0 |
| オランダ | 193 | 10.2 | 20.0 | 21.8 | 2.9 |
| オーストリア | 339 | 20.0 | 17.0 | 21.2 | 5.7 |
| ポルトガル | 381 | 41.6 | 9.3 | 64.0 | 12.5 |
| フィンランド | 222 | 8.1 | 27.3 | 13.3 | 5.5 |
| スウェーデン | 304 | 8.1 | 37.8 | 11.0 | 2.5 |
| イギリス | 1,572 | 23.3 | 67.7 | 39.1 | 1.4 |
| 計 | 13,081 | 677.1 | 18.7 | 653.7 | 4.0 |

出典) EU日本政府代表部資料

EUの農業生産額は、全体で2,804億ユーロ（2002年）であり、品目別に見ると、生乳が最も大きな割合（14.0%）を占め、次いで牛肉（9.9%）、豚肉（8.3%）、生鮮野菜（8.1%）、生鮮果実（6.3%）、小麦（6.3%）、ワイン（5.0%）の順となっている。

また、EU全体の農業生産額に占める国別割合を見ると、フランス（22.6%）が最も大きく、次いでイタリア（15.3%）、ドイツ（14.7%）、スペイン（12.9%）の順となっている。

表 1-2 EUの農業生産の品目別割合

(2002年、単位：億ユーロ)

| 品目名 | 生産額 |
|------|-------|
| 生乳 | 393 |
| 牛肉 | 278 |
| 豚肉 | 233 |
| 生鮮野菜 | 227 |
| 生鮮果実 | 177 |
| 小麦 | 177 |
| ワイン | 140 |
| 鶏肉 | 109 |
| 大麦 | 79 |
| その他 | 993 |
| 計 | 2,804 |

表 1-3 EUの農業生産の国別割合

(2002年、単位：億ユーロ)

| 国名 | 生産額 |
|---------|-------|
| フランス | 633 |
| イタリア | 429 |
| ドイツ | 413 |
| スペイン | 362 |
| イギリス | 235 |
| オランダ | 200 |
| ギリシャ | 117 |
| デンマーク | 83 |
| ベルギー | 70 |
| ポルトガル | 63 |
| アイルランド | 57 |
| オーストリア | 53 |
| スウェーデン | 45 |
| フィンランド | 41 |
| ルクセンブルグ | 2 |
| 計 | 2,804 |

参考) 日本の耕地面積、農家戸数、農業就業人口等

耕地面積：474万ha（平成15年）

農家戸数：298万戸（平成15年）

1農家当たりの平均耕地面積：1.6ha（平成15年）

農業就業人口：259万人（平成15年）

(2) イギリスの農業

農用地は、1,845万ha(2003年)であり、国土面積に占める割合は77%と高く、そのうち、耕種作物は約26%を占めている。耕種作物の約41%が小麦であり、約24%が大麦となっている。耕地の大部分はイングランドに集中しており、小麦等穀物が生産されており、北部・西部の丘陵地帯の牧草地では、羊の放牧が行われている。

一戸当たりの平均経営面積は67.7ha(2000年)と、EUの平均規模(18.7ha)を大きく上回っている。これは、イギリスにおいては、第一次エンクロージャー(15~16世紀)、第二次エンクロージャー(18~19世紀前半)、第二次世界大戦前の自由貿易主義を反映した放任主義と呼ばれる農業政策によって、経営の大規模化が進み、さらに、1960年代から70年代にかけて、経営規模の拡大が一層進展したことによる²。

農業就業人口は、約39万人(2002年)であり、農業就業人口の割合は、1.4%と、EUで最も低い水準にある³。

表 1-4 イギリスにおける就業者人口の推移

(単位:千人,%)

| 年次 | 総就業 人口(1) | うち農林水産業 (2) | (2)/(1) |
|------|--------------|----------------|---------|
| 1980 | 25,136 | 614 | 2.4 |
| 1990 | 26,916 | 577 | 2.2 |
| 2000 | 27,639 | 424 | 1.5 |
| 2001 | 27,990 | 390 | 1.4 |
| 2002 | 28,338 | 391 | 1.4 |

出典) 欧州委員会(2003). The 2003 Agricultural Year

農業GDPは、約80億ポンド(2003年)である。国内総生産に占める割合は、作物価格の上昇等により2000年以降は、ほぼ横ばいで推移している。

² 農林水産省 海外農業情報、イギリスの農業概況 http://www.maff.go.jp/kaigai/gaikyo/f_z_02uk.htm

³ 欧州委員会(2003). The 2003 Agricultural Year

表 1-5 イギリスにおける農業 GDP の推移

| 暦年 | 農業 GDP (百万ポンド) (名目値) | GDP に占める割合(%) |
|----------|-------------------------|---------------|
| 2000 | 6,669 | 0.8 |
| 2001 | 6,745 | 0.8 |
| 2002 | 7,143 | 0.8 |
| 2003 | 7,951 | 0.8 |
| 2004 暫定値 | 7,905 | 0.8 |

出典) Agriculture in the United Kingdom 2004

(3) ドイツの農業

農地面積は、約 17 百万 ha であり、国土面積に占める割合は 48%となっている。中部・南部は、零細農家が多く、牧草・飼料栽培を基礎とした酪農・肉用牛飼育が多い。旧東ドイツ地域を中心とした比較的平坦な地帯では、穀物・ばれいしょ・飼料作物と畜産の複合経営が多い。

一戸当たりの平均経営面積は 36.3ha (2000 年) と、EU の平均規模面積 18.7ha を大きく上回っている。経営構造は、旧西ドイツ地域と旧東ドイツ地域で大きな違いがある。旧西ドイツ地域は、他の西欧諸国と比較して小規模の自作的家族経営が支配的であり、兼業農家の比率が高い。

表 1-6 ドイツにおける農地面積の推移

(単位:千 ha)

| 年次 | 総面積 | 農地面積 | | | |
|------|--------|--------|-----------|-----------|-----|
| | | 耕地 | 永年 牧草地 | 永年 作物地 | |
| 1990 | 35,703 | 18,032 | 11,971 | 5,618 | 443 |
| 1995 | 35,703 | 17,343 | 11,835 | 5,282 | 226 |
| 1998 | 35,703 | 17,373 | 11,879 | 5,266 | 228 |
| 2000 | 35,703 | 17,068 | 11,804 | 5,048 | 216 |

出典) FAOSTAT

農業就業人口(農林水産業、狩猟)は、約99万人(2000年)であり、農業就業人口の割合は2.7%となっている。

農業生産額は、208億ユーロ(2000年)であり、国内総生産額(GDP)の約1.0%を占めている。主要農産物は、豚肉・牛肉・牛乳を中心とした畜産物である。

1.2. EUの農村政策の概要

EU(25カ国)の人口の半数以上は、9割の面積をカバーする農村地域に居住しており、EUにとって農村政策は極めて重要なものとなっている。農林業は、EUの農村における土地利用、自然資源の管理において重要であり、また、農村コミュニティの経済的な多様性のための基盤(プラットフォーム)としても重要である⁴。

EU農村開発政策は、CAP改革の中で、環境の視点からの政策が導入され、アジェンダ2000以降は、農村開発がCAPの第2の柱として位置付けられ、今後は、より強化される方向にある。

(1) 農村政策の沿革⁵

1950年代後半～1960年代半ば

- ・ 農産物への直接支持、構造改善を通じた農業の近代化を通じた戦後の食料増産を目的にCAP(Common Agriculture Policy: 共通農業政策)が導入され、市場支持(主要農産物の価格支持が中心)を行うための欧州農業指導保証基金(EAGGF)保証部門(Guarantee section)が設置され、構造問題に対処するためのEAGGF指導部門(Guidance section)が設置された。
- ・ 1960年代半ばには、指導部門は生産構造、農産物の加工・販売の構造や状況の改善・適応を支援した。

1970年代

- ・ 1970年代の初めには、マンスホルトプラン⁶により、早期退職や職業訓練といった人的資本に対し注目が集められるようになった。
- ・ 1970年代半ばには、最初の地域的要素として、条件不利地域(Less Favored Areas Directive)が組み込まれた。これは、特定の農村地域の存続、自然環境及び景観の保

⁴ 欧州委員会(2004) Factsheet: New perspectives for EU rural development(09/2004)
(http://europa.eu.int/comm/agriculture/publi/fact/rurdev/refprop_en.pdf)

⁵ Commission of the European Communities. (2004). Commission Staff Working Document: Proposal for a Council Regulation on Support to Rural Development by the European Agricultural Fund for Rural Development - Extended Impact Assessment - . p. 4-9.
(http://europa.eu.int/comm/agriculture/rur/publi/propimpact/text_en.pdf)

⁶ 農産物過剰処理対策と構造改善を骨子とする農業改革プラン。

全にとって脅威となる離農や農村からの人口流出を防止する観点から特別な対策が講じられた。

- ・ 1970 年代後半には、農業構造政策が CAP の第 2 の要素として実施された（小規模農家から十分に整備された専門的な農家への移行等が主な目的）。

1980 年代

- ・ 政策での地域的な側面がより重視されるようになった。
- ・ 1988 年の構造基金の改革により、農業構造政策は目的 1 対象地域の構造政策と統合された。また、農村開発、農産物の適応及び多様化の促進のため、目的 5 b 対象地域での対策が強化された。

1990 年代

- ・ 90 年代の初め、主要な農産物の生産促進が限界に達し、CAP における市場支援に関する大規模な改革が行なわれた（1992 年 CAP 改革）。この改革では、農業生産分野で支持価格の引き下げ、直接支払制度の導入、生産調整の義務づけ等が行われた。その一方で、関連措置として、早期離農（Early Retirement）奨励金、農業環境への助成、農地への植林に対する助成が追加又は強化された（EAGGF 保証部門から EU 諸国全体への助成措置として実施）。
- ・ 1990 年代半ば頃には、共同体は、農業の再構築、地域開発、環境統合などを目的とした多種多様な手段や方法を実行するようになった。しかしながら、以下の動きの中で、これらの手法をより一貫した枠組みに統合することが求められた。
 - 1) アイルランドでの欧州農村開発会議（1996 年 11 月）において、農村地域及びステークホルダーから単一かつ統合的な農村開発政策を求める声が上がったこと。
 - 2) 欧州農業の競争力強化、環境問題の統合化、拡大の準備のために、CAP 及び構造基金の改革が求められたこと（アジェンダ 2000）。
 - 3) 欧州における農業の役割に対する理解の変化（農業は、農産物の生産に加え、環境的・社会的な公共財を生み出す役割を農業が持っている点）が見られたこと。
- ・ 1990 年代終わりには、農業の再構築の他に、環境問題や農村地域のより広範なニーズに対処し、より包括的な農業開発政策の必要性が認識された。

(2) 現行の農村政策の概要

アジェンダ 2000 に基づく改革により、農村開発施策は第二の柱に位置付けられた。これにより、様々な EU 構造基金 (EU Structural Fund) の基で助成されていた (主として、EAGGF の指導部門) 全ての農村開発措置が、単一の枠組み (single regulation forming) の下に統合化された。

農村開発に関する基本的な規則は、「農村開発に対する欧州農業指導保証基金 (EAGGF) の助成に関する理事会規則 1257/1999 (1999 年 5 月 17 日)⁷」、「農村開発に対する欧州農業指導保証基金 (EAGGF) の助成に関する理事会規則 (EC) No 1257/1999 (1999 年 5 月 17 日) の適用に係る細則を定める委員会規則 817/2004 (2004 年 4 月 29 日)⁸」において定められている。この理事会規則 1257/1999 では、農村開発政策として、農業経営体の投資への施策 (第 4 条 ~ 第 7 条)、若年農業者の就農への施策 (第 8 条)、職業訓練への施策 (第 9 条)、早期離農への施策 (第 10 条 ~ 第 12 条)、条件不利地域及び環境的制約地域への施策 (第 13 条 ~ 第 21 条)、農業環境への施策 (第 22 条 ~ 第 24 条)、農産物の加工・販売の向上への施策 (第 25 条 ~ 第 28 条)、農村地域の適応と開発の促進への施策 (第 33 条) 等が規定されている。

表 1-7 CAP の第一の柱、第二の柱の概要

| 区 分 | 内 容 |
|------------------|---|
| 第 1 の柱 共通市場政策 | 介入買入れ、直接支払い、輸出補助金 等 |
| 第 2 の柱 農村開発政策 | 農業経営体の投資、青年農業者の就農、研修及び早期離農への助成、条件不利地域等対策、農業・環境事業、農産物加工・販売対策等の助成 等 |

出典) EU 日本政府代表部資料を基に作成。

⁷ Council Regulation (EC) No 1257/1999 of 17 May 1999 on support for rural development from the European Agricultural Guidance and Guarantee Fund (EAGGF) and amending and repealing certain Regulations. 規則 1783/2003 により部分改正されている。

⁸ Commission Regulation (EC) No 817/2004 of 29 April 2004 laying down detailed rules for the application of Council Regulation (EC) No 1257/1999 on support for rural development from the European Agricultural Guidance and Guarantee Fund (EAGGF)。当初規定された規則 1750/1999 はその後、規則 445/2002、規則 817/2004 に改定されている。

農村開発政策の実施に当たって加盟国は、7年間（2000年～2006年）にわたる「農村開発計画」を策定し、欧州委員会の承認を受けることとなっている（理事会規則1257/1999の第41条～第42条）。農村開発計画は、全ての地域における措置（「関連措置」に該当）と、共通地域政策による目的の指定が行われていない地域における措置（「その他の措置」に該当）を対象とするほか、目的2地域における措置（「その他の措置」に該当）も対象とすることができ、本計画に基づく政策の資金はEAGGF保証部門から拠出される。なお、目的1地域における措置については、目的1地域について策定される開発計画の一部として組み入れられ、これに基づく政策の資金はEAGGF指導部門から拠出される。

2003年6月26日に合意されたCAP改革では、単一直接支払いの導入、単一直接支払や作物別直接支払を受給する場合の共通遵守事項の義務付け、単一支払い受給時の休耕義務付け、モジュレーションにより農村開発予算へのシフト、穀物、米、牛乳乳製品部門での個別品目政策の見直し、農村開発政策の強化が挙げられる。特に、農村開発政策の強化では、品質向上に取り組む農家等への助成、共通遵守事項の基準に適合しようとする農家への助成、農家助言システムを利用する農家への初期費用の補てん、動物福祉に関する農家の費用の補てん、青年農業者に対する施策の改善といった政策内容の拡充（2005年以降）が示されている⁹。

⁹ EU代表部「EUの共通農業政策（CAP）改革の概要」（2004年9月）

表 1-8 農村開発政策の施策と予算支出

| 施策名 | | 目的 1 地域 1人当たり GDP が 域内平均の 75%未 満等の後進地域 | 目的 2 地域 構造的に困難な地域 | その他の地域 |
|--|----|---|--------------------------------|--------|
| 関連措置 早期離農、条件不利地域及 び環境的制約地域、農業環 境、林業（農地への植林） | 計画 | 農村開発計画 | | |
| | 予算 | EAGGF 保証部門 | | |
| その他の措置 農業経営体の投資、若年農 業者の就農、研修、農産物 の加工・販売、林業（農地 への植林以外）、その他の 施策 | 計画 | 共通地域政策に基 づく開発計画 | 共通地域政策に基 づく開発計画 又は農村開発計画 | 農村開発計画 |
| | 予算 | EAGGF 指導部門 | EAGGF 保証部門 | |

出典) 農林水産省資料を基に作成。

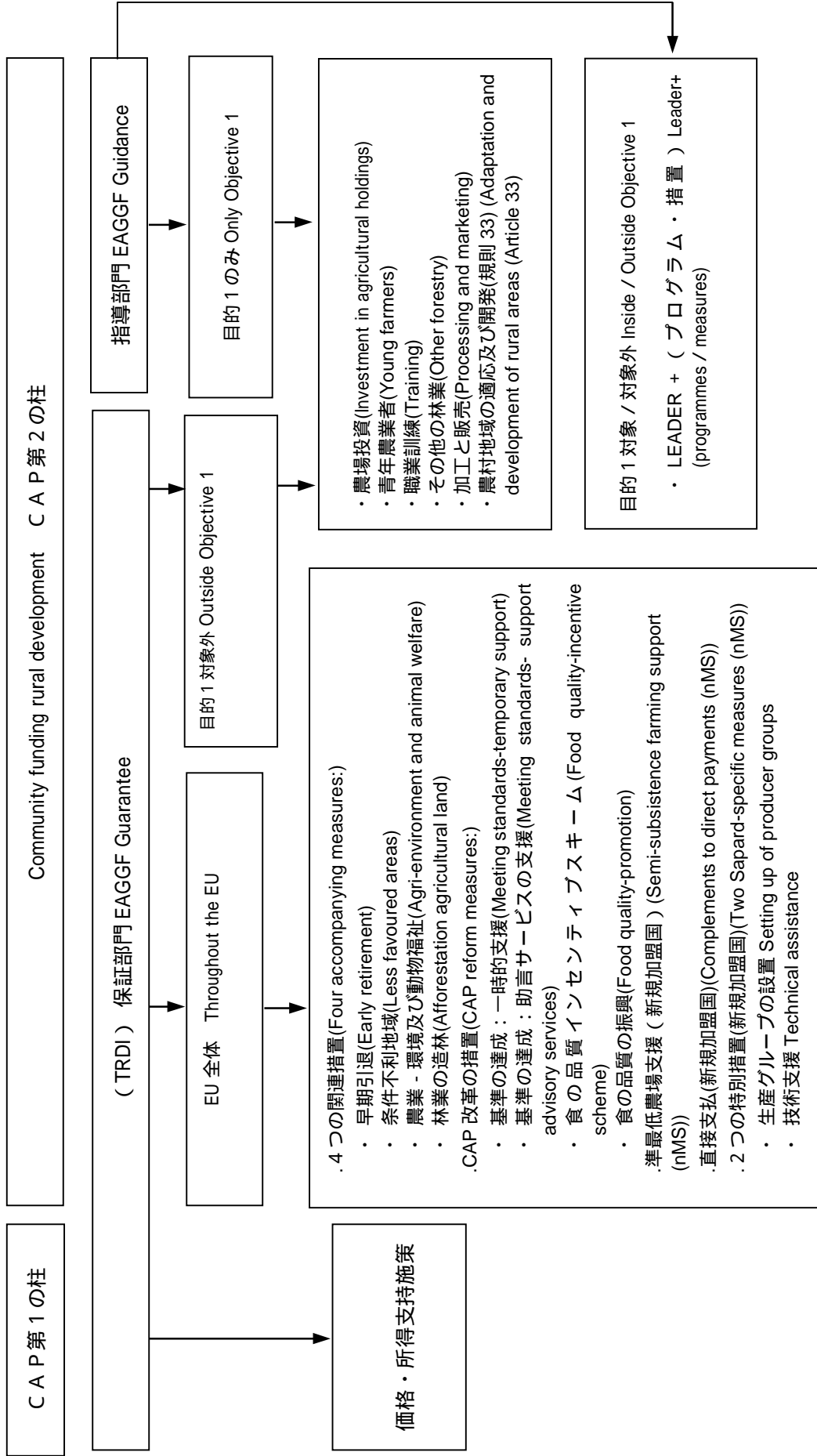
表 1-9 2000 年～2006 年における主な EAGGF 保証及び指導部門の支出額（計画）*1

| 農村開発施策 | 費用（億ユーロ） | 配分（％） |
|-------------|----------|-------|
| 農場投資 | 46.8 | 9.5 |
| 青年農業者奨励 | 18.2 | 3.7 |
| 職業指導 | 3.4 | 0.7 |
| 早期引退奨励 | 14.2 | 2.9 |
| 条件不利地域の補償手当 | 61.3 | 12.5 |
| 農業 - 環境措置 | 134.8 | 27.5 |
| 農産物の加工と販売投資 | 37.6 | 7.7 |
| 農業地域や林業の造林 | 48.0 | 9.8 |
| 農村地域の開発と適応 | 126.5 | 25.8 |
| 合計*2 | 491.0 | 100 |

*1 2003 年 6 月に行なわれた CAP 改革による強制的モジュレーションによる追加的基金は含まれない。

*2 全てのプログラムの費用額が含まれているわけではない。

出典) European Communities. (2003). Fact Sheet: Rural Development in the European Union.
<http://europa.eu.int/comm/agriculture/publi/fact/rurdev2003/en.pdf>



出典) European Communities (2003). Fact Sheet, Rural Development in the European Union を基に加筆。

図 1-1 EU の農村政策の体系図

(3) 農村政策の 2007 年以降の方向性

2004 年 7 月、欧州共同体委員会は「EU における農村開発(Rural development in the EU)」を公表し、農村地域の自然資源の管理における農林業の役割等を認識しつつ、LEADER 手法によるボトムアップ・アプローチの強化等の方向性を示している。「EU における農村開発」に関する提案¹⁰の概要を以下に示す。

(農村開発に対する認識)

農村地域において農林業は、自然資源の管理において重要な役割を果たしており、農村地域の経済開発において貢献していること。

- ・ 農村地域は拡大 EU 領域の 90%を占めており、その人口の約半分が住んでいる。過去数年間にわたる第一次産業部門の衰退にも係わらず、農林業は依然として EU での主要な土地の使用主体である。このため、これらの部門は農村地域の自然資源の管理において重要な役割を果たしており、また、依然として農村地域の社会経済的開発に対して貴重な貢献を行っている。

農業を幅広い関連から位置付けることが求められること。

- ・ しかしながら、農村地域の存続のために必要なのは農業だけではない。
- ・ 農村開発政策は、農村環境の保全、生産される食品の品質及び若い農業従事者や新しい居住者に対する農村地域の魅力といった幅広い観点から農業を位置付けることが求められる。

(農村開発政策の方向性)

LEADER 手法によるボトムアップ・アプローチの活用が望まれること。

第 3 の軸(より広範な農村開発)：好ましい実施方法は、国家当局、地域当局及び地元当局の間の密接な協力で開発されるか、又は、LEADER 手法(官民のパートナーシップである地域活動グループ(LAG)の最善の地域開発計画の選定)を活用しボトムアップ・アプローチを通して計画・実施される、地域主体(sub-regional entity)をターゲットとした地域開発戦略によるものである。

1) 農村経済の多様化に関連した対策

- 非農業活動の多様化

¹⁰ Rural development in the EU (MEMO/04/180). 15 July 2004
(http://europa.eu.int/comm/agriculture/rur/index_en.htm)

- 零細企業の創出と発展の支援
 - 観光産業の促進
 - 持続可能な経済発展に貢献するために自然遺産の潜在的可能性の保護及び最大化
- 2) 農村地域における生活の質の向上に関連した対策
- 経済及び農村住民のための不可欠サービス
 - 村落の革新と開発及び農村遺産の保護と復興
- 3) 第3の軸の対象地域における経済的主体の職業訓練に関連した対策
- 4) 地域開発戦略の管理と履行のための能力習得に関連した対策

第4の実施の軸（LEADER）は、これまで LEADER イニシアティブの下で資金提供を受けていた、ボトムアップ・アプローチを通して作成された地域開発戦略を主流に組み入れる。プログラム資金の最低7%が LEADER の柱のために留保される。

各プログラムは、3つのテーマの柱に設立された LAG の地域開発戦略の履行に資金提供をするために LEADER の柱を含んでいなくてはならない。

この期間の提供資金全体の3%は、2012/13年に LEADER の軸からの結果が最良である加盟諸国に割られる。

このため、EU 全体としては LEADER アプローチの継続と統合が保護され、LEADER モデルは希望する加盟諸国において、より広範囲なスケールで適用することができる。

特に、この提案においては、ボトムアップ・アプローチの実験的な取組である LEADER アプローチを農村開発の望ましい手法として位置付け、新たな農村開発の軸として強化している点が注目される。「EAFRD による農村開発の支援に関する理事会規則の提案（Proposal for a COUNCIL REGULATION on support for rural development by the European Agricultural Fund for Rural Development (EAFRD), 2004/0161(CNS)）¹¹」のうち、LEADER 軸に関する関係箇所については、「参考資料 1-1」を参照されたい。

¹¹ EU 資料（http://europa.eu.int/comm/agriculture/capreform/rurdevprop_en.pdf）

表 1-10 EUの農村開発に関する最近の主な動き

| | |
|--|-----------------|
| マクシャリー改革 | 1992年5月 |
| 穀物、牛肉などの支持価格引下げと補償直接支払いの導入、関連措置として、早期引退、農業環境、農地再植林の3施策 | |
| (ガットUR農業交渉合意 | 1993年12月) |
| 農村開発に関するコーク会議 | 1996年11月 |
| バックウェル報告「ヨーロッパのための共通農業・農村政策に向けて」 | 1997年4月 |
| アジェンダ2000改革(ベルリン) | 1999年3月 |
| 1992年改革の関連措置を含めて7本建てだった農村開発施策を単一の法的枠組み(Council Regulation(EC) No.1257/1999)に統合し、EU全域に適用を拡大、CAP第2の柱とする。農村開発財源の増強。 | |
| 2000～2006年 | |
| 農村開発政策の国・地域プログラムの計画期間設定し、LEADER+の発足 | |
| ゲーテボルグ閣僚理事会 | 2001年6月 |
| 「健全で高品質な農産物、有機農業、更新可能な資源、生物多様性の保護を含む環境的に持続可能な生産方法の奨励に重点を移行することにより、CAPが持続可能な開発に寄与すべきこと」に合意 | |
| 改革された新農業政策(フィシュラー改革) | ルクセンブルグ 2003年6月 |
| 農村開発政策を含む包括的・基本的改革。デカップリングとクロス・コンプライアンスの確立、財政のモジュレーション、施策の拡充と農業普及助言制度 | |
| 農村開発に関するザルツブルグ会議 | 2003年11月 |
| ポスト2006年農村開発政策に関する規則(農村開発欧州農業基金による農村開発の支援に関する理事会規則)の提案 | 2004年7月 |
| 単一の財政・プログラム制度、政策の体系化、LEADER手法の主流事業への導入 | |

出典) 後藤康夫(2004). LEADER+に見る草の根活動支援と分権化 EU農政の一側面 日本農業研究所研究報告『農業研究』第17号

参考資料 1-1 農村開発に関する欧州委員会の新たな提案（2004年7月）

EAFRD による農村開発の支援に関する理事会規則の提案（Proposal for a COUNCIL REGULATION on support for rural development by the European Agricultural Fund for Rural Development (EAFRD), 2004/0161(CNS)）¹²

〔説明覚書（Explanatory Memorandum）の関係箇所の抜粋訳〕

1～16. 略

17. このプログラムは、数量目的と中核的結果指標（EU 全体に渡る共通指標の最小単位を含む）を使用して、ポイント9の下での主要な政策目的に対応する3つのテーマ軸、および LEADER 軸に対応した戦略に向けて、国家戦略を分類するものである。バランスの取れた戦略を確実にするためには、軸1（競争力）と軸3（より広範な農村開発）のための最小資金提供は EU プログラムの基金総額の少なくとも15%を要し、また軸2（土地管理）に対しては少なくとも25%が必要とされる。LEADER 軸に対しては EU 資金提供額の最低7%が確保されている。

18～21. 略

22. 軸3、すなわちより広範な農村開発の場合、望ましい実施手段は、サブリージョナルな主体を対象とした地域開発戦略を通じて、政府、地域及び地域当局の間の密接な協力で開発されること、又は LEADER アプローチ（官民のパートナーシップを代表する地域のアクショングループによる最も望ましい地域開発計画の選定）を使用したボトムアップ・アプローチを通して計画・実施される、小地域団体を対象とした地域開発戦略によることである。軸3の下でのいくつかの政策の水平方向の適用は依然として可能である。

23. 各プログラムは、3つのテーマ軸に基づく地域のアクショングループの地域開発戦略の履行、地域のアクショングループの業務費、地域のアクショングループ間の協力プロジェクト、実験的かつ先行的なアプローチ及び地域開発戦略の準備に必要な能力開発と活性化に資金提供をするために LEADER 軸を含まなくてはならない。

¹² EU 資料（http://europa.eu.int/comm/agriculture/capreform/rurdevprop_en.pdf）

24. 略

25. EU 共同資金割合は軸レベルに設定されており、公共支出総額の 20%が最低値で 50%が最高値である（収束地域〔convergence region〕では 75%）。軸 2 及び LEADER 軸の場合には、最高割合は 55%（収束地域では 80%）であり、EU がこれらの軸を優先していることを示している。最も外側の地域の場合には、最高共同資金提供割合は 5 ポイント引き上げられる。

26. この期間（調整期間を除く）に利用可能な EU RD 資金総額の内、3%は 2012 年と 2013 年に最も効率の高い LEADER 軸を示した加盟国に分配するために確保される。

27. 略

28. こうしたアプローチは、個々の状況とニーズに対応する分野別の重要性（農業再構築）と地区別の重要性（土地管理及び農村地域の社会経済発展）の間のバランスをとるための十分な柔軟性を加盟国と地域レベルに残しながら、農村開発に利用可能な EU の共同基金が、3つの政策軸に関して広く合意された EU の優先事項に集中することを可能にする。更に LEADER モデルは、より広範なスケールで適用することが可能であり、他方、EU 全体としては LEADER アプローチの継続と統合が保障される。

2. EUでの取組（LEADER）

2.1. 経緯及び目的

(1) 経緯

EUにおいては、過疎化地域や構造的な問題を抱える地域を対象に構造政策（Structural Policy）と呼ばれる支援措置が実施されている。この中で、共同体イニシアティブ（Community Initiative）と呼ばれる取組があり、「LEADER」、「URBAN」、「INTERREG」、「EQUAL」の4つの事業が実施されている。

LEADERは、EUのCAP政策の改革に応じて導入された農村地域を対象とした活性化策の一つであり、環境、産業、農業、社会政策、教育、文化といったEUの部局別の縦割りの政策の枠にとらわれない横断的な振興政策である。このような政策が生まれた背景には、EUにおいて、農村開発は、従来のEUの縦割りのな開発政策では対応できていない課題であり、横断的なアプローチの導入が求められていた点が挙げられる¹³。また、このような地域をターゲットした地域振興施策をEUが実施する背景には、EU政策の大原則（「補完性」、「連帯性」、「革新性」、「協力」の原則）があり、LEADERは、補完性以外、すべて該当する内容となるためである¹⁴。

LEADERは、LEADER が実験的に導入されて以降（1991開始、1992年～1994年）、LEADER（1994年～1999年）、LEADER+（2000～2006年）へと段階的に発展してきた。

当初のLEADERは、予算は4億4,200万ECUで、217地区において事業が実施された。その成功を受け、LEADERへと発展した。両者の事業内容の違いは、事業実施期間が3年間から6年間に延長され、予算規模及び事業地区数も大幅に拡大し、LEADERのアプローチがより広範に実施されるようになったこと、LAGの選定や監督等の事業運営がEU委員会主導型から各国主導型に変更されたこと（地域主義〔subsidiarity〕がLEADER事業にも適用）である¹⁵。LEADERでは、EUは3つ

¹³ EU担当者へのヒアリングによる。

¹⁴ EU担当者へのヒアリングによる。

¹⁵ 井上和衛編「欧州連合〔EU〕の農村開発政策」pp.47-48

の構造基金から約 18 億 ECU を負担し、事業費ベースでは約 54 億 ECU となり¹⁶、906 の LAG、92 のその他の共同体が参画し実施された¹⁷。

また、LEADER から LEADER+ への移行に際しては、全ての農村地域（ただし、人口 1 万人以上 10 万人以下）に拡大され、予算額も増額された（EU は EAGGF を通じ約 21 億ユーロを負担。国・地方政府、民間部門の負担を含めた事業費ベースで、2000～06 年で約 50 億ユーロ）。

(2) 目的

LEADER+ の目的としては、農業者に地域の長期的な将来性に対する考慮を促進すること、持続可能な開発のためのパートナーシップおよびネットワークの構築、自然保護、文化的遺産の保護、雇用創出のための経済環境の強化、地域社会の組織能力の向上等が挙げられる^{18 19}。

現在行われている LEADER+ は、CAP の第 2 の柱である共同体の農村開発政策の一部に位置付けられており²⁰、CAP の改革による農業セクターの変化、消費者からの要求の増加、新技術の急速な普及、高齢化、農村の過疎化など今日の農村における問題に対応するための構造改革に対応した取組である。

¹⁶ EU、加盟国、地域による当初の予算額の合計は、約 39 億 ECU。

¹⁷ 欧州委員会(2003) Ex-post evaluation of the Community Initiative Leader II (http://europa.eu.int/comm/agriculture/eval/reports/leader2/index_en.htm)

¹⁸ EU 資料(<http://europa.eu.int/scadplus/leg/en/lvb/g24208.htm>)

¹⁹ EU 資料「Rural Development ;LEADER+」

(http://europa.eu.int/comm/agriculture/rur/leaderplus/index_en.htm)

²⁰ EU 資料 (<http://europa.eu.int/scadplus/leg/en/lvb/g24208.htm>)

2.2. 施策内容

(1) 対象者、対象地域

対象者

LEADER+ の助成対象者は、LAG (Local Action Groups : 地域活動グループ) と呼ばれるパートナーグループと規定されている²¹。LAG に関しては、LAG は開発戦略を策定し、実行する責任を有すること、LAG はその地域の異なる経済社会的セクターから選ばれた代表者によってバランス良く構成されなければならないこと、意思決定のレベルにおいて、経済社会的パートナーと団体が、地域のパートナーシップの少なくとも 50% から構成されなければならないこと、LAG のメンバーは地域のための開発戦略を共に考え、実施することが求められる。

また、EU 委員会は機会均等の考えにより、農村地域の開発においては、女性と青年が重要であると考えており、これらの対象者の雇用機会や活動などを促進する戦略が優先されている²²。

対象地域

対象地域に関しては、LEADER I、LEADER II と異なり、全ての農村地域が対象となる²³。ただし、一般的なルールとして、地区の人口が約 1 万人以上で、10 万人 (約 120 人 / km²) 以下であることの地域要件が設けられている²⁴。

対象地域の選出基準については、EU 委員会は最小限のものを示し、管轄する各国事務局によって定められる²⁵。また、加盟国は LEADER+ への申請者を特定の農村地域に制限することができる²⁶。また、LEADER+ は、物理的 (地理的)、経済的、社会的観点において同質性を形成する小規模の農村地域を意図しているが、国の行政区域、構造基金の目的 1 及び目的 2 の対象区域と一致する必要はない²⁷。

²¹ http://europa.eu.int/comm/agriculture/eval/reports/leader2/index_en.htm の II. 12

²² 「委員会通知 2000/C 139/05」 II. 14.2(a)

²³ 「委員会通知 2000/C 139/05」 9

²⁴ 「委員会通知 2000/C 139/05」 14.1

²⁵ 「委員会通知 2000/C 139/05」 II. 10、11

²⁶ 「委員会通知 2000/C 139/05」 II. 11

²⁷ 「委員会通知 2000/C 139/05」 14.1

(2) 対象分野

LEADER+の活動分野は、「活動1：総合的な農村開発戦略」、「活動2：農村地域間の協力の支援」、「活動3：ネットワーク化」の活動から構成されている。

活動1では、ボトムアップ・アプローチ、水平的なパートナーシップに基づく統合的な地域の農村開発戦略を支援するものであり、行政、NGO等の民間団体、地域住民から構成されるLAGが企画実行するプロジェクトに対し、支援している。活動2は、国内の他地域 (international)、他の加盟国等 (transnational) との協力を支援するものであり、地域活動グループ間の共同プロジェクト、協力のための技術支援に対し助成を行っている。一方、活動3は、EU内の全ての農村地域のネットワークを支援するものであり、EU全体で共有するためのネットワーク構築を支援している。

表 2-1 LEADER+の主な事業内容

| 区分 | 対象事業 |
|---------------------|--|
| 活動1 (総合的な農村開発戦略) | グリーンツーリズム、持続可能な観光業の発展に資するプロジェクト、農産物に付加価値をつける取組、販売促進、伝統工芸等の地場産業の振興、アグリビジネス、観光業等の人材育成、職業訓練 |
| 活動2 (農村地域間の協力の支援) | 同国内のLAG同士が協力活動を行う場合 (地域間協力) や、他のEU加盟国や非加盟国と協力活動を行う場合 (複数国間協力) における、共同プロジェクトや協力のための技術支援 |
| 活動3 (ネットワーク化) | ネットワークの組織化、優良事例の収集、分析・普及、後進地域のために、経験、ノウハウ交換を組織すること、地域間協力のための技術支援 |

出典) 西川明子(2003) 欧州連合 (EU) の農村振興政策 LEADER事業 レファレンス 2003.8等を基に作成。

LAGが策定する開発戦略については、以下の点に重点がおかれており、各開発プランは必ず以下のテーマのいずれかに沿っていなければならない²⁸。

- 1) 農村の商品やサービスの競争力を高めるための新しいノウハウや技術の利用

²⁸ 「委員会通知 2000/C 139/05」 14.2

- 2) 農村地域の生活の質の向上
- 3) 共同活動によって地域の特産物の価値を高めること (特に小規模製品の市場へのアクセスへの支援)
- 4) 天然資源、文化的資源をより有効に活用すること (特に Natura 2000 に基づく地域の価値を高めることを含む)

(3) 手続き、運用方法²⁹

関連規則等

LEADER 事業は、共同体イニシアティブの「rural development (‘Leader’)」として、構造基金の一般規定を定める理事会規則 Regulation (EC) No 1260/1999³⁰ (1999年6月21日) 20条(1)(c)において規定されている。LEADER+の目的、スコープ、実施方法等に関しては、「LEADER+のガイドラインを定める加盟国への委員会通知(Commission Notice to the Member States of 14 April 2000 laying down guidelines for the Community initiative for rural development (Leader+), 2000/C 139/05)³¹」において定められている。

また、LEADER 事業は、欧州農業指導保証基金(EAGGF)の指導部門(Guidance Section)により資金提供されており、理事会規則 Regulation (EC) No 1260/1999の21条(2)に従っている。加盟国によって提出された提案書(proposal)に基づく共同体イニシアティブのプログラムは、規則(EC) No 1260/1999の21条(3)によっており、この他の関連規定として、規則(EC) No 1260/1999の30条(2)、規則(EC) No 1783/1994、委員会規則(EC) No 1750/1993の36条が挙げられる。

手 順

加盟国は、委員会によって各加盟国に分配された予算に基づき、プログラムの企画書を委員会に提出する³²。プログラムを提出する際、各加盟国はLAGをいくつ選ぶ予定かを委員会に報告する³³。

²⁹ http://www.wefo.wales.gov.uk/resource/Annex_1_Comm_Decision_ltr.pdf を参考とした。

³⁰

(http://europa.eu.int/comm/regional_policy/sources/docoffic/official/regulation/pdf/l_16119990626en00010042.pdf)

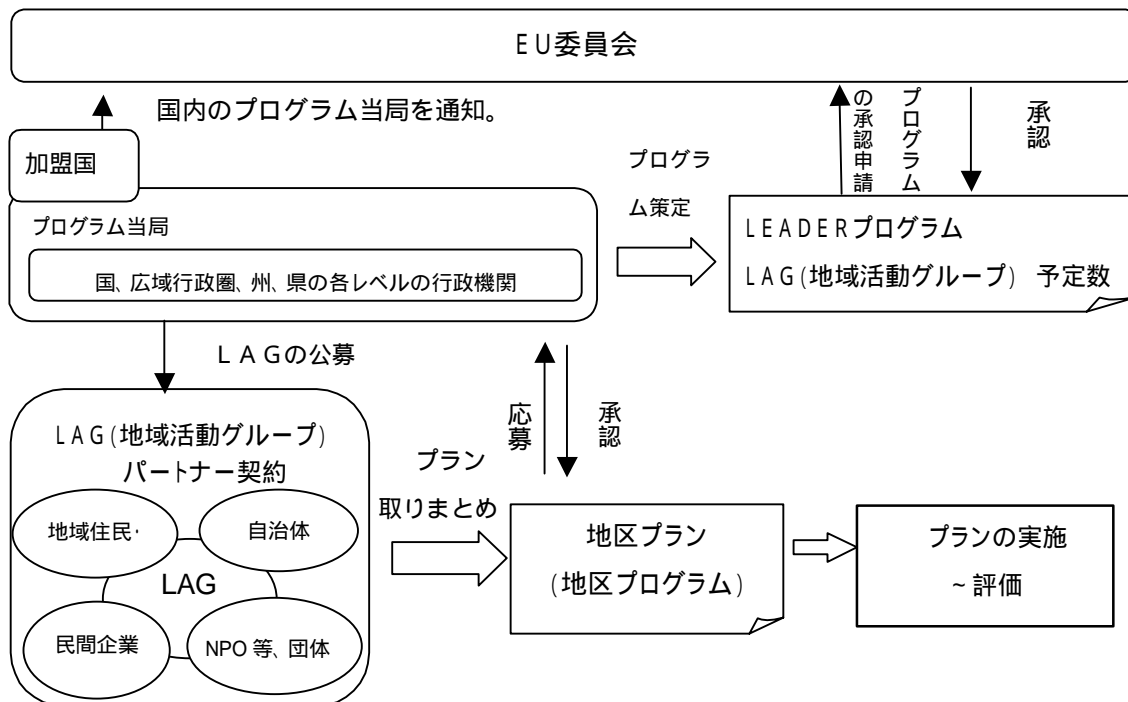
³¹ (http://europa.eu.int/comm/agriculture/rur/leaderplus/comu/139_en.pdf)

³² 「委員会通知 2000/C 139/05」 24

³³ 「委員会通知 2000/C 139/05」 27

選出基準及び方法は明確に提示され、LAG 間の公平な競争を約束するものでなければならぬこととされており、EU 委員会がプログラム実施を許可する³⁴。

出典) 後藤康夫(2004). LEADER+に見る草の根活動支援と分権化 EU 農政の一側面 日本



農業研究所研究報告『農業研究』第17号

図 2-1 LEADER+ の手続きの概要

要件

LAG は、一般に地方自治体政府によって選考されるが、選考の基準としては、「パートナーシップ」と「戦略性」が挙げられる³⁵。このうち、「パートナーシップ」については、構成要因の 50%以上が民間である必要があり、双方が合意を得て決定しなければならない。更に、マネージメントの質、ローカルプログラムの実施能力も求められる。一方、「戦略性」については、各地方自治体として、方向性を示す主要な戦略テーマを掲げることが求められる。例えば、新技術、地元の産品に関する戦略、また景観の問題や文化継承と独自の強みを活かしたテーマを 1つ選択し、戦略として充実することが求められている。LEADER+ においては、LAG のメンバーが具体的なプロジェクト

³⁴ 「委員会通知 2000/C 139/05」 27,35

³⁵ EU 担当者へのヒアリングによる。

を検討し決定し、地域政府は、適格性 (Eligibility) に関して管理する仕組みとなっている。

LEADER + のプログラムの提案については、以下の事項を満たさなければならない³⁶。

- 1) イニシアティブが提案する地域の定義：適用される基準
- 2) 問題となる地域の状況分析
- 3) 一般規則 (General Regulation) の第 41 条(2)による事前評価
- 4) イニシアティブの実施により求められる目的、それらを達成するための戦略、他の農村振興計画との関連
- 5) 各活動の目的：活動 1 優先的課題、国の助成規則でのイニシアティブの下での 3 つの活動の画一性を確認するために必要な情報を含む、実施手段の概要説明、影響
- 6) 優先事項の年度毎、資金源毎の財務計画。適当な場合には、目的 1 と目的 2 の地域で見込まれる共同体の財政指標。基金の毎年の参画は、金融展望と適合させる。
- 7) LAG の選考基準、手続き及び開始時期
- 8) 一般へ周知するための実施および手配の一部としての、潜在的受益者に周知するための手配
- 9) 実施、管理のために、加盟国によって計画された規定と権限ある当局。以下の点についての財政的管理を含む。
 - 地域開発戦略
 - 協力
 - ネットワークの運営及び欧州観測所とのリンク
- 10) 行政規定、介入制限のための詳細な規則及び手続
- 11) 評価規定
- 12) 諮問委員会及び監視委員会への参加のために導入されたプログラム及び条件について、共同出資者 (partner) と検討するために行われた手段に関する報告書
- 13) 他の共同体政策による介入との共存可能性

³⁶ 「委員会通知 2000/C 139/05」 25

LEADER については、選択的なアプローチが求められており、革新的な（イノベティブ）側面が重視されている。EU の加盟国の地域によっては、戦略の優先順位を経済の多角化から雇用の創出においているところもあり、さまざまな教育活動を奨励している国も見られる。

LEADER + においては、基本的にはインフラへの投資は対象外となっている³⁷。この他、個別事業レベルでの予算執行面での制約については、EU レベルでは予算額の上限を設定はしていないが、各国レベルで予算額の上限を設定する場合がある。例えば、イギリス（イングランド）での LEADER+ においては、予算の使用範囲は、

- ・ LAG の管理費（開発計画の全費用の 15% 以内）
- ・ LAG のトレーニング、能力開発、広報・宣伝
- ・ 新たな LAG のスキル獲得に関する遡及的費用
- ・ プロジェクト費用
- ・ イギリス内での連携
- ・ 他の EU 諸国との連携

とされている、この他、収益事業や設備投資（capital expenditure）については 50% または 5 万ポンド（いずれか低い額）までとする等の制約が設けられている³⁸。

評価

LEADER + の事業の評価については、LEADER の事業特性を踏まえ、物理的かつ財政的な指標といった一般的な指標に加え、統合された地域的アプローチ、活動の実験的性格、パートナーシップの運営、参加する行政構造の配置と役割、情報交換、環境の影響といった特別の指標が適用される³⁹。

具体的には、分野別予算額、分野別事業数、受益者数・構成、効果（セクター当たり、女性当たり、若年層当たり）等の指標を用いて行われており、特に、EU の農村振興政策の非常に重要な柱の 1 つである女性と若年層の雇用が、どれだけ優先順位をおいて実施したか等について評価し、報告することが求められている⁴⁰。

³⁷ 「委員会通知 2000/C 139/05」 37

³⁸ DEFRA 資料(2003) Leader + Programme for England: Notes for Guidance (<http://www.defra.gov.uk/corporate/regulat/forms/Leader/ldrplus3.htm>)

³⁹ 「委員会通知 2000/C 139/05」 34

⁴⁰ EU 担当者へのヒアリングによる。

表 2-2 制度の概要

| 名 称 | LEADER I | LEADER II | LEADER+ |
|-----------|---|--|---|
| 経緯及びねらい | 地域に根付いた、総合的で参加可能な農村開発の新たなアプローチを開発。 | LEADER I をより広範囲で実践。 | Leader I、II をより発展させた農村活性化のための助成事業。 |
| 実施年 | 1992～1994年 | 1994～1999年 | 2000～2006年 |
| 目 的 | 地域主導の農村開発、農村開発のノウハウ普及、ネットワークの構築 | 地域主導の農村開発、農村開発のノウハウ普及、ネットワークの構築 | 地域間のパートナーシップ及びネットワークの構築、自然、文化的遺産の保護、雇用促進 |
| 対象者 | ローカル・アクション・グループ (LAG) | ローカル・アクション・グループ (LAG) | ローカル・アクション・グループ (LAG)、女性と青年に関するプログラムを優先している。 |
| 対象地域 | ・ 構造政策で指定された地域 ・ 地域人口 10 万人以下 (採択：217 地区) | ・ 構造政策で指定された地域 ・ 後進地域 ・ 条件に恵まれない農村地域 ・ 低人口密度地域 (地域人口 10 万人以下) (採択：906 の LAG、92 のその他の共同体) | ・ 全ての農村地域 (人口 1 万人以上 10 万人以下) |
| 活動分野 | ・ 小規模ビジネスへの支援 ・ 農村開発目的の技術的支援 ・ 農村ツーリズム ・ 雇用のための研修農産物開発とマーケティング ・ ネットワーキング | ・ 技術支援、職業訓練 ・ 農村ツーリズム ・ 零細企業の支援 ・ 特産物の取引 ・ 環境と生活の質の向上 ・ ネットワーキング | 3つのアクションに対する補助金の交付 Action 1「総合的農村開発戦略」 Action 2「農村地域間の強力な支援」 Action 3「ネットワーク化」 |
| 予算額及び負担割合 | 4億4200万 ECU。 EU は 75%まで又は 50%まで (対象地域で異なる)。 | 構造基金から約 18 億 ECU を負担 (事業費ベースでは約 54 億 ECU)。 EU は 75%まで又は 50%まで (対象地域で異なる)。 | 2000～06年：EU は EAGGF を通じ約 21 億ユーロを負担 (事業費ベースで 50 億ユーロ)。 個別の事業レベルにおいては、通常、EU は事業費の 45%を負担。 |
| 助成水準 (単価) | | | EU レベルにおいては上限額の設定は行っていないが各国が予算額の上限を設定するケースがある。 |

2.3. 実施状況

(1) 予 算

共同体イニシアティブ (Community Initiative) での「LEADER 事業」「URBAN 事業」「INTERREG」「EQUAL」の4つの事業に対しては、構造基金の5.35%が充当されており、各事業は、単一の基金から資金が当てられている。共同体イニシアティブの予算総額(2000~2006年、1999年価格)は、総額で10,442百万ユーロであり、約47%がINTERREG IIIに、約27%がEQUALに、約19%(20.2百万ユーロ:1999年価格)がLEADER+に、約7%がURBAN IIに割当てられている。

表 2-3 構造基金及び結束基金の予算額 (2000年~2006年)

| 項 目 | 予算額 (億ユーロ) |
|------------|------------|
| 結束基金 | 180 |
| 目的 1 | 1,359.5 |
| 目的 2 | 224.5 |
| 目的 3 | 240.5 |
| 漁業 (非目的 1) | 11.1 |
| 共同体イニシアティブ | 104.4 |
| INTERREG | 48.8 |
| URBAN | 7 |
| EQUAL | 28.5 |
| LEADER+ | 20.2 |
| 革新的試み | 10 |

注) 1999年価格。

出典) 欧州委員会「Regional Policy」⁴¹

⁴¹ http://eurpa.eu.int/comm/regional_policy/intro/regions5_en.htm

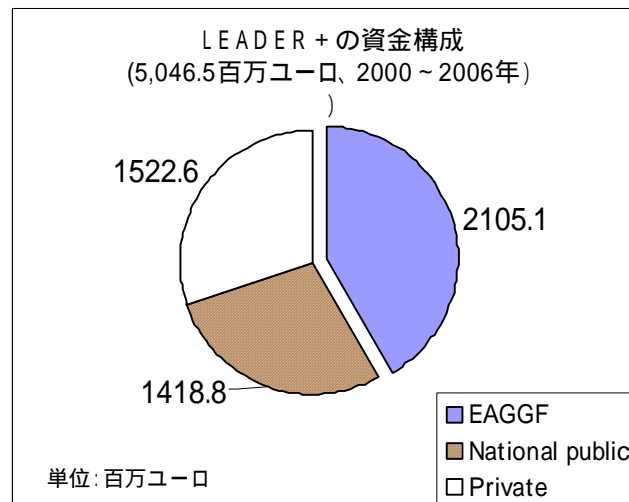
表 2-4 共同体イニシアティブ別の構造基金の割当額 (各国別)

(単位: 百万ユーロ: 1999年価格)

| 国名 | INTERREG III | URBAN II | EQUAL | LEADER+ | 合計 |
|---------|--------------|----------|-------|---------|--------|
| ベルギー | 104 | 20 | 70 | 15 | 209 |
| デンマーク | 34 | 5 | 28 | 16 | 83 |
| ドイツ | 737 | 140 | 484 | 247 | 1,608 |
| ギリシャ | 568 | 24 | 98 | 172 | 862 |
| スペイン | 900 | 106 | 485 | 467 | 1,958 |
| フランス | 397 | 96 | 301 | 252 | 1,046 |
| アイルランド | 84 | 5 | 32 | 45 | 166 |
| イタリア | 426 | 108 | 371 | 267 | 1,172 |
| ルクセンブルク | 7 | 0 | 4 | 2 | 13 |
| オランダ | 349 | 28 | 196 | 78 | 651 |
| オーストリア | 183 | 8 | 96 | 71 | 358 |
| ポルトガル | 394 | 18 | 107 | 152 | 671 |
| フィンランド | 129 | 5 | 68 | 52 | 254 |
| スウェーデン | 154 | 5 | 81 | 38 | 278 |
| イギリス | 362 | 117 | 376 | 106 | 961 |
| ネットワーク | 47 | 15 | 50 | 40 | 152 |
| 合計 | 4,875 | 700 | 2,847 | 2,020 | 10,442 |

出典) EU 資料 (http://europa.eu.int/comm/regional_policy/intro/regions5_en.htm)

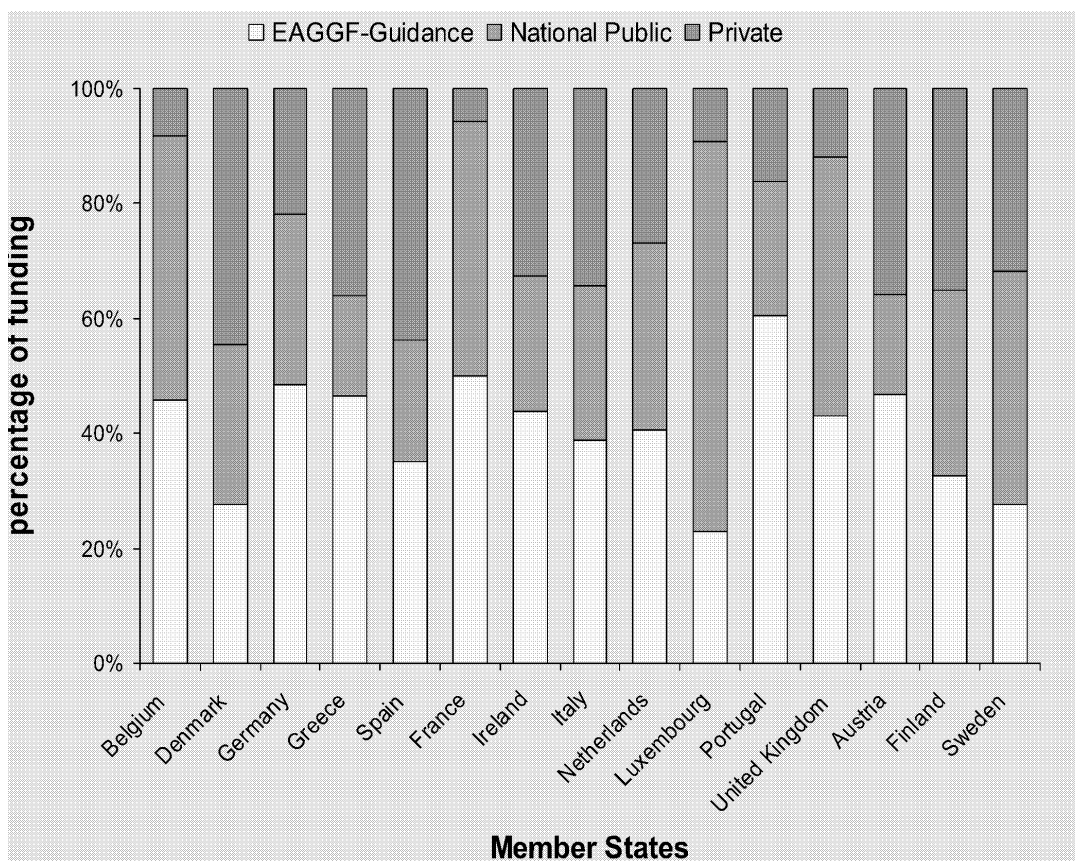
LEADER+の事業費は、2000～2006年の期間では、総額は5,046.5百万ユーロであり、そのうちEAGGFの指導部門より2,105.1百万ユーロが資金提供される。原則として、EUはLEADER+にかかる費用の45%を負担し、残りの事業費は、国・地方政府等の公的部門、地元企業等の私的部門が資金負担することが補助金交付の前提となる。



出典) European Commission Agriculture Directorate-General(2003). LEADER+ Programming and Implementation⁴²

図 2-2 LEADER+の資金構成

⁴² <http://europa.eu.int/comm/agriculture/rur/leaderplus/publi/imple.pdf>



出典) European Commission Agriculture Directorate-General(2003). LEADER+ Programming and Implementation

図 2-3 LEADER+ の資金源 (2000 ~ 2006 年)

(2) 事業実績

実施件数

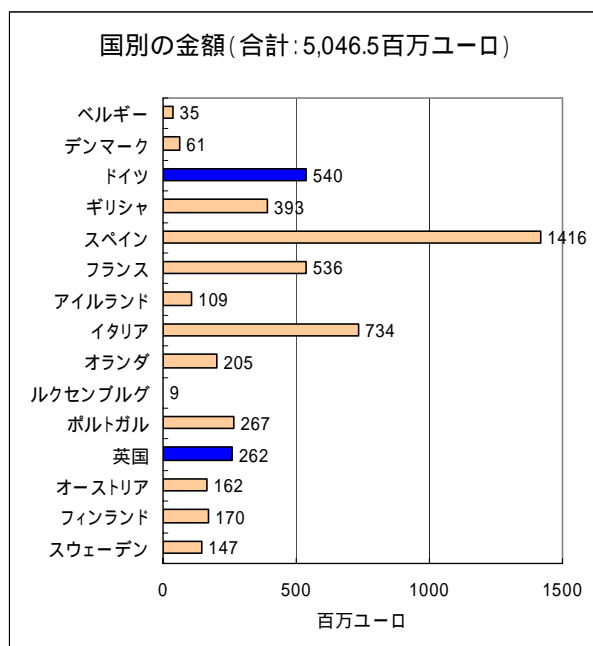
これまでの LEADER+ でのプログラムの承認件数は、73 件であり、うち 56 件は 2001 年に承認され、17 件は 2002 年に承認された。プログラムのレベルに関しては、9 件が国レベル、61 件が地域レベル、3 件がネットワークプログラム (network programme) となっている。現時点では、EU 予算は潤沢であり、EU 本部段階での事業採択の絞り込みは行われておらず、むしろ、EU として地域からの積極的な事業提案を期待している状況にある⁴³。

⁴³ 欧州委員会農業総局 (農村開発政策の一貫性担当課) Courades 氏へのヒアリング結果による。

実施地域

LEADER+ の国別の事業費は、スペイン (1,416 百万ユーロ) と最も多く、次いでイタリア (734 百万ユーロ)、ドイツ (540 百万ユーロ)、フランス (536 百万ユーロ) の順となっている。

出典) European Commission Agriculture Directorate-General(2003).



LEADER+ Programming and Implementation

図 2-4 事業費の国別内訳

対象地域は、既存の行政区域によらない広域的地域が重視されており、LAG の平均的規模は、人口：5 万人、面積：2,000～3,000km²（参考 神奈川県 の総面積：2,415 k m²）、予算規模：約 4 百万ユーロとなっている⁴⁴。

活動分野

事業費の活動分野別の割合は、約 87% が LAG が個別に行うプロジェクトを支援する「活動 1：個別の農村地域事業への助成」となっており、次いで、「活動 2：農村地域間の協力支援」となっており、農村地域の個別のプロジェクトに大半の予算が当てられている。

⁴⁴ EU 担当者へのヒアリングによる。

表 2-5 LEADER+ における分野別の割合

| 活動の区分 | 百万ユーロ | 割合 (%) |
|--|---------|--------|
| 活動 1 : 個別の農村地域事業への助成 (Support for integrated territorial development strategies of a pilot nature based on a bottom-up approach) | 4,377.6 | 86.75 |
| 活動 2 : 農村地域間の協力支援 (Support for cooperation between rural territories) | 504.8 | 10.00 |
| 活動 3 : ネットワーク化 | 68.7 | 1.36 |
| 技術支援 | 95.4 | 1.89 |
| 合 計 | 5,046.5 | 100 |

出典) 欧州委員会 Agriculture: Leader+

表 2-6 テーマ別の LAG 数と割合

| 優先テーマ | LAG の数 | 割合 |
|-----------------|--------|-----|
| 新たなノウハウ、新技術等の利用 | 103 | 11% |
| 農村地域の生活の質の向上 | 248 | 26% |
| 地域産品の付加価値化 | 188 | 19% |
| 自然・文化的資源の最善の利用 | 331 | 34% |
| その他 | 95 | 10% |

出典) European Commission Agriculture Directorate-General(2003). LEADER+ Programming and Implementation

2.4. 事例

(1) ドイツ・オーバーシュバーベン地区

地区の概要

オーバーシュバーベン地区は、ドイツ南部の州であるバーデン・ヴュルテンベルク州にあり、シュトゥットガルト (Stuttgart) から南に約 80 キロに位置し、ボーデン湖の北に広がるなだらかな丘陵地帯である。本地区は 45 の村からなる。バーデン・ヴュルテンベルク州 (州都はシュトゥットガルト) は、自動車産業、機械産業、バイオテクノロジー等のハイテク産業を有しており、ドイツ有数の経済力を持つ州である。一方で、シュバルツバルト (黒い森)、ボーデン湖等を有し、起伏に富んだ地形となっている。

オーバーシュバーベンの LEADER 地区は、ジグマリンゲン郡 (Landkreis Sigmaringen) の大部分を含んでおり、この地区の人口は 85,000 人、面積は 733 km² である。この地域は農業的伝統を比較的強く有しており、労働力人口の 15% は農林業に従事している。観光産業は、潜在的な可能性が大きいにもかかわらず、最近まで、地元経済において、あまり大きな役割を果たしていない。ドイツとしては比較的人口密度が低い地域となっており (118 人/km²)、若者等の人口流出もみられる⁴⁵。

現地調査において訪問したライバーティンゲン (Leibertingen) 村は、人口約 2,200 人の自治体であり、面積は約 47 km² である。農業の現状に関しては、一戸当たりの農地面積は増大し、小規模農家は減少傾向にある。専業農家は 4 戸で、後継者不足が課題となっている (兼業農家が農地の 1/3 を占め、兼業農家の維持が課題)。村は、若者の都会への流出が進んでおり、農村のインフラ (例えば、商店、郵便局) がなくなりつつあることが課題となっている⁴⁶。

⁴⁵ EU 資料 (http://europa.eu.int/comm/archives/leader2/dossier_p/en/actions/t31en.pdf)

⁴⁶ ヒアリングによる。

2 EU での取組 (LEADER)



バーデン・ヴュルテンブルク州

出典) FOTW GeoIndex Maps (<http://www.fahnenversand.de/fotw/flags/geo-de.html>)

図 2-5 バーデン・ヴュルテンブルク州の位置



シュトゥットガルト

オーバーシュヴァーベン地区

出典) LEADER+ Regionen in Baden-Württemberg

(http://www.leaderplus.de/index.htm?3_region/lag_db/lag2_f.htm?landkurz=BW)

図 2-6 バーデン・ヴュルテンベルク州の LEADER+ 地区



写真 2-1 牧草地在広がるライバーティンゲン村の風景



写真 2-2 ライバーティンゲン村の農地

LEADER+の取組内容

1) 経緯及び目的

オーバーシュバーベン地区においては、文化遺産を活用したツーリズム、芸術の振興等に関して LEADER を実施している。1995 年まで LEADER を、1996～2001 年に LEADER を実施してきており、現在、LEADER+ を実施中である。

事業の主な目的は、インフラの整備、農業事業体の変革の促進（観光などによる新たな収入源の創出）であり、主な特徴は以下の通りである。

- ・ 農村開発における文化的重要性の認識、農村文化の充実
- ・ 農村文化の潜在的可能性の発見、情報やアイデアの交換のための機会や出会いの創出
- ・ これまで重要視されてこなかった農村文化の振興
- ・ 地元専門家の潜在能力の利用
- ・ 様々な地区と団体間の協力
- ・ 資源や地域に定着した団体の取組の利用
- ・ 団体の経験や協力ネットワークの推進
- ・ 意思決定者と研究者間の建設的対話（相互学習）

2) 実施地区、LAG

45 の自治体、3 つの郡が参加（EU は郡の境界を越えた取組を推進しており、本事業ではドナウ川の流域の自治体が参画）している。

LAG の構成は 32 名（具体的には、農家の女性団体、商工会、農民団体、農業局、青少年活動グループ、学校の代表、自治体の代表。自治体代表枠は 3 名）。LAG は、EU のガイドラインに従い、支援対象を決定する役割を果たしている。

LAG の事務局は郡の役所の中に設置されており、ワーキング・グループを設け具体的な事業アイデアの検討が行われている（例えば、レストランワーキンググループではインターネットカフェをつくるアイデア等が検討されている）。なお、現地ヒアリングでの説明によれば、LEADER の申請時には、LAG は設置されておらず、自治体側が検討を行い、申請を行い、その後、LAG が設立された。LEADER 本来のスタイルである地元 LAG 主導の提案にはなっておらず、制度と実態には乖離が見られた。

3) 取組内容

具体的な取組としては、インフラの整備(具体的には、歴史的な建造物が多い。学校、幼稚園、上下水道等のインフラは対象外)、観光客に長期滞在してもらうための博物館の整備、他地域の博物館との連携等を実施している。なお、今回訪問したライバーティンゲン村では、LEADER において、レストランの改修への助成、農家民宿の改修への助成等も行われたが、費用の全額ではなく、半分程度は自己負担となっている。



写真 2-3 農家民宿 (ドイツ・オーバーシュバーベン)

バート・ブートウ (Bad Buchau) 村では、LEADER+ において、Federsee 博物館の整備が行われた。これは、考古学遺跡の展示施設、体験ゾーン等を整備し、都市等の観光客の長期滞在を狙った取組である。この事業では、単に施設を整備するのではなく、有料ガイドの設置、各種のイベントの開催等のソフト事業にも力を入れており、このような取組により、施設への来訪者数の大幅な増加(年間訪問者数が、2万5千人から5万人に倍増)といった効果が見られている。また、これにより博物館の運営が改善し、博物館職員の雇用の拡大にも貢献している。しかしながら、現在は、来訪者が伸び悩んでおり、リピーターの確保、周辺の関連観光施設との連携による観光客の長期滞在の促進等が課題となっている⁴⁷。

⁴⁷ 博物館担当者へのヒアリングによる。



写真 2-4 野外博物館

ガイド付きの案内、子供向けの体験イベント等を行い、魅力ある博物館づくりに取り組んでいる。

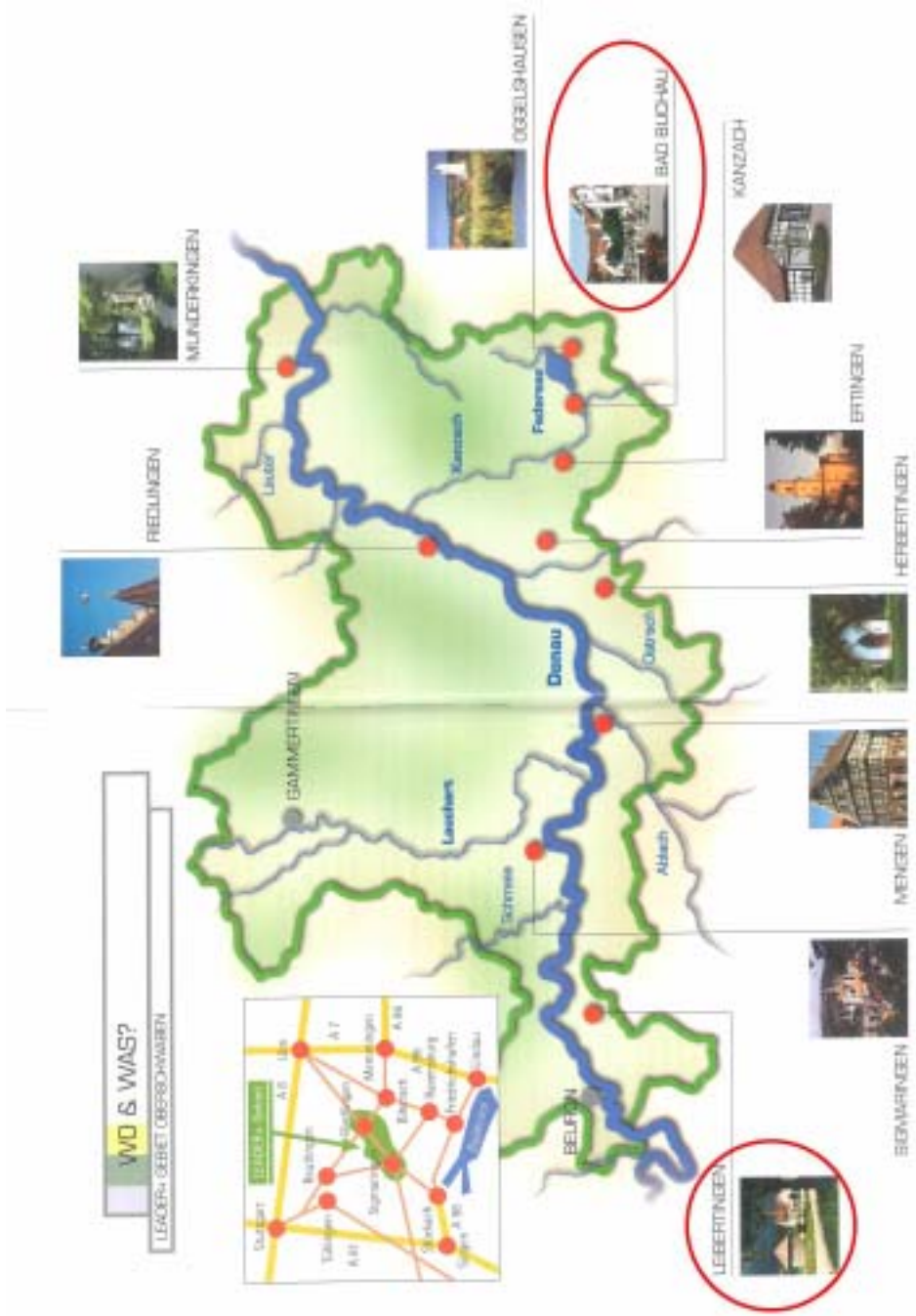


図 2-7 オーバーシュヴァーベン地区の取組

ライバーティンゲン村の先進農家の取組

村の先進農家では、経営の多角化の取組が意欲的に行われている。酪農を営む一方で、農場内にと殺場と直売所を設け、ハムなどの加工食品、パンなどの製造販売を行っている。この酪農家のケースでは、農家女性が中心となって、このような取組が進められている。また、風力発電やバイオガスといった再生エネルギーに対する取組も行われており、特に風力発電は農家によって、魅力的な事業収益源となっている。

都市住民との交流にも取り組んでおり、農業の役割を都市の人に紹介するイベントを開催している。



写真 2-5 先進農家 (Leibertingen 村) の加工食品の販売所

酪農を営むとともに、と殺場を持っており、ハムなどの加工食品を製造販売している。



写真 2-6 先進農家（ライパーティンゲン村）のバイオガス施設、風力発電施設

中央手前の施設がバイオガス施設。右奥が風力発電施設。バイオガスについては、大学との共同実験を行っている。



写真 2-7 先進農家（ライパーティンゲン村）の取組

イベントで用いた都市住民等への自然教育のための展示パネル。農業の役割などを写真を用いて分かり易く説明している。

(2) イギリス・デバイゼス地区

地区の概要

デバイゼス (Devizes) は、南イングランドの地方都市であり、ソールズベリ平原 (Salisbury Plain) に隣接している。

ソールズベリ平原は、約 44 千 ha の面積をカバーしており、東部、中央、西部 (軍事演習場) に分かれている。19,690ha は学術的に特別に重要な地域 (Site of Special Scientific Interest : SSSI) として保護されているほか、重要な鳥類のための Special Protection Area (SPA) や重要な植物のための candidate Special Area of Conservation (cSAC) が存在している⁴⁸。ソールズベリ平原の演習場は、イギリス陸軍の最大規模のものであり、38 千 ha に達している⁴⁹。



図 2-8 デバイゼスの位置

⁴⁸ http://www.rspb.org.uk/england/southwest/conservation/salisbury_life_project.asp

⁴⁹ <http://www.army.mod.uk/ate/public/salisplain.htm>

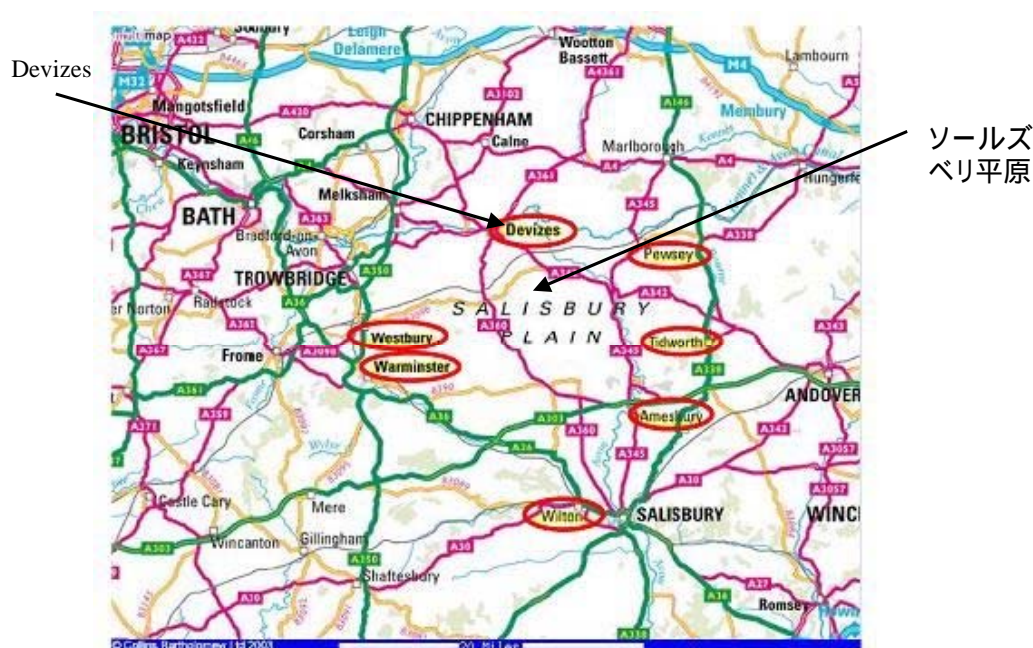


図 2-9 ソールズベリ平原の位置

LEADER+ の取組内容

1) LEADER の目的

「Sustain the Plain」は、イングランドにおける 25 の LEADER+ プログラムの 1 つである。「生活の質の向上」、「自然や文化的な資源の最適な利用」等が主な目的である。事業費は、2.4 百万ポンドであり、EU が 45%、DEFRA が 22%を負担しており、残りは地域の自治体、民間からの寄付によっている。この目的のうち「生活の質の向上」は、非常に幅広いことから、大半のものは補助対象となっている⁵⁰。

2) 実施体制

この事業は、Community First、Great Western Enterprise、Tidworth Development Trust、Wiltshire County Council、Wiltshire Wildlife Trust の組織によって推進・管理されている⁵¹。

LAG (ローカルアクショングループ) は、18 名の構成メンバーからなり、地方議会の議員が会長を務めている。現在、18 名の構成メンバーのうち、5 名 (コミュニティの代表) が空席となっている⁵²。

⁵⁰ 事業担当者へのヒアリングによる。

⁵¹ http://www.communityfirst.org.uk/sustain_the_plain.htm

3) 対象地域及び活動内容

対象地域は、ソールズベリ平原周辺の自治体を含めた 863km² のエリアであり、対象地域内の人口は、約 9 万 5 千人である。

LEADER+ では、「情報通信技術の村のアクセスポイント、ソールズベリ平原データベース (ICT village access points and database on Salisbury Plain)」、「野生生物、遺跡に関する地図の作製、トレーニング (Wildlife and heritage mapping and training)」等の活動を行っている。また、「情報通信技術の村のアクセスポイント、ソールズベリ平原データベース」事業では、高齢者対策として、公民館などにコンピュータを設置し、コンピュータを学んでもらう活動を支援している。この他、「野生生物、遺跡に関する地図の作製、トレーニング」では、絶滅した鳥である「グレート・バスタード」の回復 (ロシアから 25 羽の雛を導入) を行っている。この事業は、地域に住む警察官が提唱しスタートした。この他、2 年前には郵便局が閉鎖となったため、LEADER+ として、コミュニティショップ (Urchfront Village Shop) の設置も行っている。



写真 2-8 グレート・バスタード

「Sustain the Plain プロジェクト」では、絶滅した鳥である「グレート・バスタード」の回復を行っている。

⁵² この点に関しては、現地ヒアリングでは、空席となっていることは懸念しており、今後募集し、欠員をなくす予定であるとの説明があった。

The programme area covers 800 km² and includes the communities on and immediately around the SALISBURY Plain. It includes the towns of Salisbury, Avebury, Wilton, Avebury, Stonehenge, Silbury and Tidworth. From 2014/15 of Salisbury (22 parishes), Avebury (22 parishes) and West Wiltshire (18 parishes) are included.

The Salisbury Plain programme area

Project Management

Information about the grant projects are published at regular intervals and can be obtained from the programme manager or local rural team (working with you here):
http://www.gov.uk/guidance/leADER-grants/leADER-Grant-Document-Introduction/LEADER/Support_The_Plan
www.salisburyplain.co.uk

All projects are assessed according to a project selection and approval process which includes independent assessment.

Under the LEADER scheme for England the European Agricultural Guarantee and Development Fund (EAGGF) (the relevant Fund) will fund 45% of the programme costs and a further 22% is provided from the Department for Environment, Food and Rural Affairs (DEFRA) in the spending period. 33% needs to be provided from other public or voluntary sources.

The Co-ordinating Group and the Programme Manager will be pleased to hear about your initiatives and ideas relating to support.

The Programme Manager - Sustain the Plain
 4th Community Foot, Avebury, Ave,
 Stonehenge Ave,
 Salisbury, Wiltshire, SP4 5JG
 Tel: 01262 322379
 Email: enquiries@salisburyplain.co.uk

Sustain the Plain

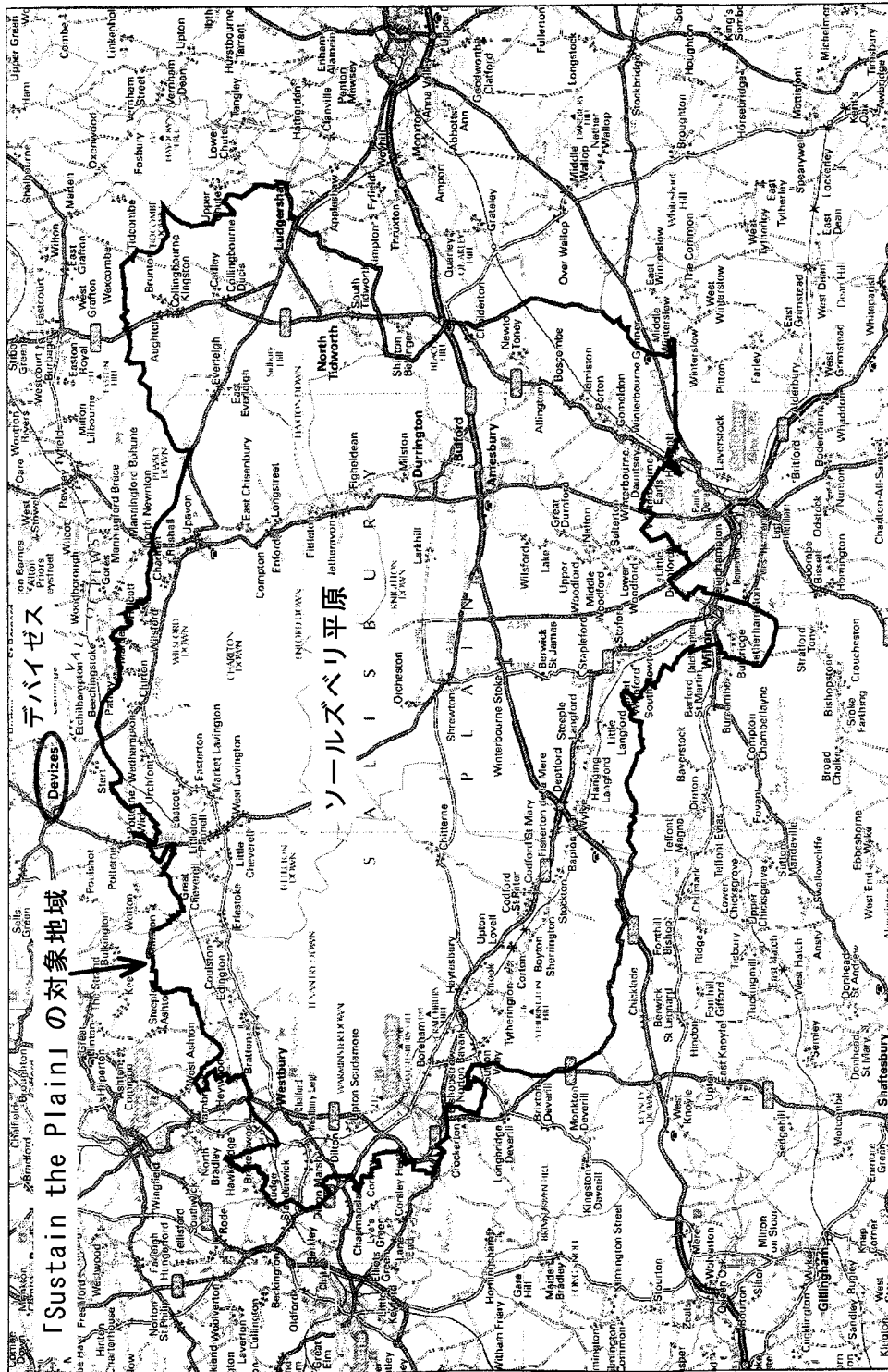



Sustain the Plain




Improving the quality of life on and around Salisbury Plain and making best use of natural and cultural heritage.

写真 2-9 Sustain the Plain のパンフレット



09 June 2003
I.A. 076910
1:224110

Date:
SLA:
Scale

Reproduced from the Ordnance Survey map with the permission of the Controller of Her Majesty's Stationary Office © Crown Copyright 2000.
Unauthorised reproduction infringes Crown Copyright and may lead to prosecution or civil proceedings.

Produced using ESRI (UK)'s MapExplorer 2.0 - <http://www.esriuk.com>

表 2-7 「Sustain the Plain」事業の一覧 (2004 年 9 月現在)

| 活 動 内 容 | 事業費 | |
|-----------------------------------|------|----------|
| | 千ポンド | 円換算(百万円) |
| 地域の非営利取引事業の開発支援 | 157 | 30 |
| ソールズベリ平原上の ICT のアクセス・ポイント及びデータベース | 371 | 70 |
| 自閉症を備えたものを含む若者のためのダンスワークショップ | 15 | 3 |
| EIRE/ソールズベリ平原の信用組合為替 | 17 | 3 |
| 家族のための金融アドバイス及び予算作成サービス | 98 | 19 |
| ウォーキング、サイクリング、乗馬のルートの提供 | 81 | 15 |
| 野生生物、遺跡の地図作製及びトレーニング | 202 | 38 |
| ソールズベリ平原へのグレート・バスタード再導入 (フェーズ1) | 63 | 12 |
| ソールズベリ平原へのグレート・バスタード再導入 (フェーズ2) | 92 | 17 |
| トレーニングを促進するための家族のための支援活動 | 89 | 17 |
| 考古学センター設置の実現可能性調査 | 45 | 9 |
| 考古学ワークショップ及びトレーニング | 22 | 4 |
| 環境コミュニティ・ワークショップ | 10 | 2 |
| コミュニティ/資源センター実現可能性調査 | 20 | 4 |
| 小型バスシェア/仲介スキーム | 55 | 10 |
| 5,000 ポンド未満の小額助成スキーム (SOLVE による) | 42 | 8 |
| Urchfont 村ショップ | 88 | 17 |

注) 「Sustain the Plain」の資金は、事業費総額の 67% まで
備考) 1 ポンド = 189 円で換算 (2003 年の IMF 平均換算レート)。

出典) Country First のパンフレット

4) 課題及び今後の方向性

「生活の質の向上」等のテーマに取り組んでいることから、多様な事業が対象となり、総花的な事業構成となっている。大規模なプロジェクトを実施することが決定しているが、今後は、小規模事業（数百～千ポンド程度）を多数支援することが検討されている⁵³。事業対象の絞り込み、事業間の連携、地域間の連携の強化が課題として指摘できる。

また、LAGのコミュニティ代表者が欠員となっているなど、運営体制の改善が課題となっている。この地区は当初の発足時点において、参加地域間のつながりが希薄であり、地域コミュニティに根ざした取組が進んでいない点が課題として指摘できる。

⁵³ 事業担当者へのヒアリングによる。

2.5. まとめと課題

(1) まとめ

施策の背景、ねらいについて

- ・ 分野毎の政策ではあまり効果がなかったことを踏まえ、新たな地域政策として LEADER が立案された。
- ・ 農村資源の活用には、農業以外の分野の支援が不可欠となっている。LEADER は、農村振興だけでなく、環境、自治体間のパートナーシップ、農業団体、農産物取引団体、サービス事業などの分野を包含した総合的な政策である。
- ・ 地域連携 (Inter-community)、統合 (Integration) の視点が重要となる。EU では、3つの政策 (「連帯性 (Solidarity)」: 裕福な地域が貧しい地域を支援すること、「革新性 (Innovation)」: 政策に戦略性を持たせること、「協調性 (Cooperation)」: 知の共有、経験を生かすこと) を掲げており、LEADER では「連帯性 (Solidarity)」が重要な項目であったが、LEADER 及び LEADER + では「革新性 (Innovation)」、「協調性 (Cooperation)」がより重要となっている。

運用の実態について

- ・ LAG 選定においては、「パートナーシップ」と「戦略性」の観点が重視される。「パートナーシップ」では、民間主導 (公的機関が 50% 以下、民間が 50% 以上の構成要件)、マネジメントの質 (Quality of Management)、地域での実施能力が求められる。また、「戦略性」では、新技術の活用、地元産品の利用、文化継承等の観点が求められる。
- ・ EU 予算は潤沢であり、EU 本部段階での採択数等は設けられていない。
- ・ LEADER + では、EU レベル、地域レベルの双方で評価を行っており、指標としては、分野別予算額、分野別事業数、受益者数・構成、効果 (セクター当たり、女性当たり、若年層当たり) 等が挙げられる。

特徴及びその成果について

- ・ 実験的なプログラムとして実施されており、LEADER I、LEADER II、LEADER + と段階的に発展してきた。

- ・ 農業からのアプローチだけでなく、総合的なアプローチによる農村振興を目指している。
- ・ 地域での主体的な活動に対し、資金面での支援を行うことにより、農村地域の活性化に貢献している（農村を訪問する観光客の増加、農村地域における生活の質の向上等に寄与）。

(2) 課題

EU本部での制度設計と実施実態の乖離

LEADERは地域のLAGを主体とした「ボトムアップ・アプローチ」「パートナーシップ・アプローチ」による事業となっており、EU本部の担当者のヒアリングにおいても、LEADERの特徴として説明を受けたが、実際に事業を行っている地区の実態をヒアリングすると、オーバーシュバーベン地区では行政主体でLAGが設置されていたり、デバイゼス地区ではLAGの地域コミュニティ代表が空席となっているなど、制度設計と実施の実態には乖離が見られた。

行政コストの問題

LEADERは、地域でのアイデアをベースとした事業をEU、地域の行政機関が支援するスキームであるために、地域のLAG等でのアイデアの検討、EU及び地域の行政機関との調整、申請事務、LAGの設立・運営に多く労力と時間を要している。例えば、オーバーシュバーベン地区の関係者の説明によれば、大型のプロジェクトの場合には、計画の検討、地域の行政機関、EU本部等との調整、申請・承認に概ね2年を必要としている。

事業レベルは様々

複数の自治体が参画するなど地域間連携を志向しているが、実施事業間の関連性、参加自治体間の関連性が希薄な事例も見受けられる。例えば、デバイゼス地区では、コミュニティ・ショップの設置、コンピュータの整備、稀少鳥類の回復等、様々な取組を行っており、対象地域の関連性、対象事業の関連性に関しては希薄であった。

欧州委員会農業総局へのヒアリング結果の概要

ヒアリング日：平成16年9月23日

面談者：欧州委員会農業総局農村開発政策の
一貫性担当課 Courades 氏

(背景)

- ・ LEADER は、EU の政策の一環として実施している取組である。EU には「地域開発のプログラム」（これは地域のインフラ整備のための資金を提供したり、輸送関連、不利な開発地域に対するプログラムである）、「社会関連基金」（雇用を対象とした基金）、「農村地域に関するプログラム」、「環境に関するプログラム」の4つのメインプログラムがある。この大きな枠であるメインストリームの傘下に、いくつかのコミュニティ・イニシアティブとしての実験プログラムがある。その1つがこの「LEADER」、「アーバン」、それから各地域の相関関係を高めるための「インターレグ」（inter regional の略）というプログラム、平等を確保のための「イコール」というプログラムがある。
- ・ LEADER は、1989年、実験的なプログラムとしてスタートした。今後のEUの農業振興の革新的な（Innovative）政策を模索するための新しい方法はないかということを見極めていくための実験的なものである。この統合的アプローチであ

るが、農業の問題だけを単一的に見るのではなく、その他のさまざまな経済の側面も統合的にみていこうという構想である。すなわち、環境問題、各地方自治体政府当局とのパートナーシップの形成、農業団体、農産物の取引団体、サービス、NGO といった様々な分野と統合的なアプローチを求めるものであった。

- ・ LEADER は実験的なものということもあり、1,000以上のパートナーシップが形成されている。この中には、統合アプローチの構成要素の中で、農業活動が中心となっている地域もある。農業関連のさまざまな振興、事業活動が行われている。このような地域では、地元の農産物の価値を高めるための活動が奨励されている。一方では、農業が中心的活動ではなく、その他の要素の濃い地域もある。この実験的な LEADER を実施するにあたって、加盟国の中では、各地域のバラツキがあるのと同時に、農業コミュニティと非農業コミュニティの間の対立もみられた。LEADER はいわば、非農業者がEUの関連基金へアクセスをもつことができる最初のステップである。このため、これは非農業者が優位に立つべきだという考え方と、本来なら農業関連のプログラムなので、農業コミュニティにもっと資すべきであるという利害の対立が見られた。

- ・ LEADER が発足した当時を振り返ると、それまで試行されてきた開発政策の評価がなされた。その結果、今までのような分野別の対応では十分ではない。もっと横断的なアプローチが必要であるという結果が見出された。当然、さまざまな開発にあたる関係省庁は、環境、産業、農業、社会政策、教育、文化というように省庁別に分かれており、そのような縦割りでは対応できていない。地域に根ざした地域の地方自治体政府を巻き込みながら、その地域におけるさまざまな関係利害者と一体となって創造していくことが必要であるという問題意識が生まれてきた。
- ・ EU の政策には 4 つの大原則が考えられる。1 つは、欧州連合条約の中に組み込まれている「補完性」の原則、これは各適切なレベルでさまざまな措置を講じるという原則である。例えば、身近な例で示せば、学校とか道路とか家を建設するときには、当然その地域で必要なところにコミュニンの雇用を喚起する活動というのが必要となってくる。他の地域が口を出したり、手を出したりすべきではない。従って、この補完性の原則が第一に挙げられる。もう一つの原則は「連帯性」である。EU の域内の中で富める地域が貧しい地域にお金の流れを良くしていくというような連帯的な意識が必要である。3 つ目が「革新性」である。これは戦略的に扱っていかなければならない。そして

最後が「協力」の原則である。この 4 つの原則から考えると、この LEADER は、補完性以外、すべてに関係してくる内容である。当初、LEADER が発足した時は、この原則から考えてみると、目的 5B が対象であったので、いわばこの連帯性の原則が第一位であった。そして LEADER、LEADER+ と移行するにあたって、さらにその他の原則すなわち革新性と協力が非常に重要な要素となっており、このプロジェクトの質が問われてくるようになった。

(目的)

- ・ LEADER の目的は、農村振興である。当該地域におけるすべての農業活動に関係する資源を最大活用していくこと、単に農業活動のみならず、その他の当該地域の資源をすべて最大活用していくことができる農村振興政策である。1994 ~ 1999 年において実施された LEADER の基金の対象者は、主に小規模の食品加工業者、ツーリズムに従事する業者であった。

(LEADER+の助成対象の選定方法)

- ・ 73 の LEADER+ のプログラムが実施されている。スペインを例に説明すれば、140 の LAG があり、国としてのプログラムは約 15 の地域グループである。地方自治体政府が LAG を選択する。選考基準は 2 つある。1 つはパートナーシップである。構成要因の 50% が官、50% が民である必

要があり、双方が合意を得て決定しなければならない。マネジメントの質、ローカルプログラムを実施するだけの能力があるかということが問われる。

- ・ 次に戦略であるが、各地方自治体として、方向性を示す主要な戦略テーマを掲げることを求めている。例えば、新技術、地元の産品に関する戦略、また景観の問題や文化継承と独自の強みを活かしたテーマを1つ選択し、少なくとも戦略として充実することを求めている。
- ・ 例として、カタロニアの小さな渓谷の地域グループを1つあげると、この地域政府（カタロニア州政府）と協定合意を結ぶ。選択されると予算が充当される（例えば、2003年から5年間）。このパートナーシップのメンバーが具体的なプロジェクトを検討し決定する。EUでなく、国家でなく、地域でなく、地元のパートナーシップが意思決定をする。
- ・ LAGの構成要員の平均は、50,000人、予算規模平均が4百万ユーロ。適用面積は約2,000~3,000km²である。
- ・ 具体的には、パートナーシップがプロジェクトを選択する。地域政府（例：カタロニア州政府）は、適格性（Eligibility）に関して管理する。この管理に関しては、グループの自主性を重んじて行ってもらうことになるが、プロジェクトへの投資額は大きなものではないが、ある限定がなされており、それが満たされているかどうか、当該地域におけるその他のプ

ロジェクトと何らの利害の不一致はないか、例えばプロジェクトのデベロッパーが重複していないか等をチェックする。その結果、問題がないと認められると、支払いを担当する機関から、当該パートナーのグループに支払いがなされる。この支払い方法は、国、地域によって多様である。LAGの場合は、ほとんどの場合、協会という形で団体が構成され協会から内部会計として支払われるケース、ローカルグループがあくまで委員会として本部をもち、具体的な行政活動に関しては、別の地域の公的機関に委託されるケースもあり、資金の流れ方も変わってくる。

（個別事業に予算額の上限）

- ・ 各国が予算額の上限（例えば、1事業当たり15,000、20,000、30,000ユーロ）を決めることもあるが、EUが上限設定はしていない。
- ・ EUの政策として、国による独自助成に関してはデミニという規定がある。これは非農業者に関しては、公共資金の上限10万ユーロ以内、適用期間が3年以内という条件が設けられており、従って、非農業者で対象であるLEADERのプロジェクトの参加者は、この助成金を申請する権利がある。この助成金を受ける権利があるのは、1企業1回限りである。これはEUの競争政策を適用している。農業者の場合には、対象国、対象地域、対象者によって助成の上限が定められている。例

例えば、条件不利地域での若年農業者（助成の上限が65%と規定されている場合）が、20万ユーロの投資を行うとすると、13万ユーロが助成額となり、デミニの10万ユーロを超えるが、農業者についてはデミニのルールが適用されない。

（事業の選定方法）

- ・ LEADER プロジェクトは選択的なアプローチが求められており、戦略的にイノベティブな側面が重視されている。EUの加盟国の地域によっては、戦略の優先順位を経済の多角化から雇用の創出においているところもあり、さまざまな教育活動を奨励しているところもある。
- ・ 雇用奨励策をとっている国としては、アイルランド、イギリスなどが挙げられる。

（事業のモニタリング）

- ・ 指標を設けてモニタリング活動を行っている。EU全体と各地域で双方に行っている。具体的には、各グループが行った活動の中での分野別の予算充当額、各分野別のプロジェクトの数、分野別毎に受益者がどのような人がいて何人かということ、EUの農村振興政策の非常に重要な柱の1つである女性と若年層の雇用が、どれだけ優先順位をおいて実施したかということなどを報告する義務がある。
- ・ 2003年度に中間報告書を出しているが、毎年データを年次報告として公開している。

（地域活動グループの構成）

- ・ LEADERは地域とEUの共同出資となっており、地域の推進役の当該者がいかに影響を起こしていくか、いかに緊密にフォローするかが重要である。例えば、非常に個性の強いプロジェクトに関して、理解を示す市長によって推進されるということもあり、かなり円滑に進むのではないか。当該地域グループの自主性が、重要である。また、この当該グループの地域と地方自治体政府の政党が違うということも往々にして考えられ、政策の不一致ということも障害になり得る。この点からもパートナーシップが重要である。
- ・ ヨーロッパではいろいろな形でのコミュニティのベースがある。例えば、廃棄物処理の問題を考えるグループ、学校教育に関するグループ、通学路に関する問題を考えるグループなど、非常に多くの団体があり、このような団体が集まり、当該グループの代表者や人々が一緒になって、「インターコミュニティ」という横断的な関係を形成していることが特徴ではないか。
- ・ 自主性のルールを重んじているが、当該地域のパートナーシップが行政管理上、分断されてしまうということがないように求めている。例えば、河川が3地域をまたがって流れている場合などが当たる。
- ・ パートナーシップを形成するにあたって、極めて重要なのが、当該プロジェクトの

リーダー、マネジメントに当たる方々に、LEADERのアプローチをよく理解している人を起用するということである。すなわち、統合性 (Integration)、パートナーシップという要素を重んじ、農村

振興に関して、特定分野での必要な知識をもっている人をマネージャーとして起用することが必要である。このため専門家の能力開発にも力を入れている。



写真 2-10 ヒアリングの様様

オーバーシュバーベン地区でのヒアリング結果の概要

LEADER + 活動グループへのヒアリング

て、長期滞在させることを意図している。

ヒアリング日：平成 16 年 9 月 25 日

(LEADER の位置付け)

面談者：Reize 村長、Guntner 氏 (LEADER + 活動グループ会長)

・ LEADER は農業の促進の核心に当たる補助金の制度ではなく、外枠を強化するという補助金の制度である。そのための整備を進めた。博物館の館長に他地域の博物館との連携も行った。LEADER は農業振興の核心ではなく、その外枠を推進するものと位置付けられる。

(事業内容について)

(LAG について)

- ・ LEADER においては、学校、幼稚園、上下水道等のインフラに関する事業は行っていない。特徴的なプロジェクトとしては、国を超えた芸術家の交流にも取り組んでおり、ドイツと LEADER の支援を受けているイギリス、フランスとの芸術家の交流事業を行っている。
- ・ 博物館を LEADER と LEADER + で支援した。石器時代の博物館、ローマの遺跡があるメンゲンという村にあるローマ博物館、ケルト寺院の遺跡がハイネブルクで発見されたというところの野外博物館を支援している。
- ・ LEADER + では中世の騎士の居城を再現した小さな博物館を支援している。こういう博物館を拡張し、魅力的な場所に造ることによって、観光客に長期滞在してもらうために、地域にたくさんお金を落とすように、いろいろな努力を行っている。ここは自転車での旅行が盛んであり、多くの人々が一日で通り過ぎていくところである。
- ・ 魅力的な観光施設を整備することによ

- ・ LAG の構成は、32 名である。具体的には、農家の女性団体、商工会、農民団体、農業局、青少年活動グループ、学校の代表、自治体の代表である。構成するグループにより対象となる自治体の範囲は異なるが、対象地域に入っているグループであることが求められる。通常、グループの構成は、自治体の代表だけで、多くは男性で占められるが、意図的に女性の割合が 50% になるようにしている。LAG は、3 つの自治体の代表、3 つの郡の代表も参加している。
- ・ 3 名の村長は、周りの村長の代表であり、他の村長の意見を聞いた上、代表者として参画している。郡の役所の中に事務局を設置しており、ワーキング・グループを設置して具体的な検討を行っている (例えば、レストランワーキンググルー

プではインターネットカフェをつくるアイデア等を検討)。

- ・ LAG は、EU とバーディンルーティングブルク州で定められたガイドラインに従い、LAG がどのプロジェクトにするのか支援対象を決定する。
- ・ LAG の設立時期については、LEADER の申請時には、LAG は設立されていなかった。申請を行ったのは各自治体とか郡の行政組織であり、その代表が集まって、緩やかな組織を作って、申請を行い、許可が出てから、LAG が作られた。

(LEADER の準備期間)

- ・ 準備段階ではかなり時間を要している。当該地域では LEADER+ の決定に 1 年弱くらい要した。

LEADER で整備された野外博物館の担当者へのヒアリング

(取組の内容)

- ・ LEADER は、野外博物館を建てる際に、建設コストの補助を行った。また、建設後 2 年間運営費を一部補助している。最初に物を作るだけでなく、あとに運営できるような体制を作っていくために補助をするということは LEADER の理念である。今年になって子供向けのパンフレットの作成に対しても助成を受けた。我々にとって、LEADER は、資金が必要なときの相談もできる良きパートナー

である。

- ・ 維持管理が必要となるが、この費用は市が負担している。LEADER は、修復や維持管理は対象となっていない。新たな施設の整備、専門家の会議、国際的会議の開催費等に対し、LEADER は補助している。
- ・ 特に、ガイド付きの案内サービス、子供向けのイベント、定期的特別展示等に力を入れている。

(手続きについて)

- ・ 具体的なアイデアは、博物館側で行っている。補助金の申請には、町の同意が必要となる。
- ・ 大きなプロジェクトの場合は時間がかかり、2 年くらい前はかなり詳細なプランを作って申請を行う。計画の検討 + 申請手続きにおよそ 2 年必要となる。まず申請をする段階で半年くらいかかり、その段階で町の許可を得ている。申請が出され、大きなプロジェクトの場合はその決定まで 1 年くらいかかる。
- ・ 小規模な事業であれば、半年くらいで全部できる。一回申請して許可がおりるまでの期間は短い。
- ・ ある程度最初にプランを作っておいて、許可が出たら直ぐに実行できるようにしておくことが必要である。許可が下りてから、実際にそのお金を使ってその請求書を LEADER に出すまでの期間は、半年くらいであり、迅速な執行が求められる。

る。

(成果について)

- ・ 2000年にオープンした野外博物館展示施設により、年間訪問者は2001年には訪問者が倍増した(年間2万5千人から5万人)。その後は減少しており、リピ

ーターの確保が課題となっている。

- ・ 理想としては、数日から1週間の長期滞在を理想としているが、現実には1日位しか滞在しない人が大多数である。
- ・ レストランでの食事等の利用もあり、地域への経済効果が見られる。



写真 2-11 ヒアリングの様様

デバイゼス地区 (LEADER 事業) の現地ヒアリング結果の概要

ヒアリング日：平成 16 年 9 月 28 日

面談者：LEADER+ プログラムマネージャー

Dowsett 氏

(事業内容)

・ 4 つのテーマを実施している。

- 1) 新しいノウハウを使用もしくは私有地を使用して、地方の生産品およびサービスに競争力をつける。
- 2) 田舎の地域における生活の質 (Quality of Life) を向上させる。このプログラムは適用範囲が広い。これは実際に何か生活を改善していくこと、精神的にハッピーにすることも対象となる。
- 3) 地域の生産品に対して付加価値をつける。文化的リソース、資産のベストの使用方法を考える。
- 4) 文化遺産の最適な利用である。これも解釈によるが、野生の生態、環境面、考古学的な建築物遺産、歴史的なものと非常に幅広くある。

・ 本来は補助金を貰うために困難なテーマもあるが、大半のことはこれらのテーマに該当し、補助金が受けられる。しかし、困難なところは EU が出している LEADER+ の原則にかかっている。その一つは、このアイデアやプロジェクトは、地方自治体が先導する。もう一つの困難点は、そのプロジェクトは新しいもので

あること、既存のものを継続して行う作業に対しては出ないということである。

- ・ 「ICT village access points and database on Salisbury Plain」は、金額が多い。このプロジェクトが、今、提案されれば、これだけの金額は出さないであろう。具体的には、非常に孤立をした小さな村で、住民の多くが高齢者であるところの公民館にコンピュータを設置するものである。ローカルなグループに、コンピュータグループ、コンピュータクラブを設立し、それを使って高齢者たちがコンピュータを学んで貰うということである。
- ・ 「Dance workshop」では、青年層の人達 (特に、自閉症、障害者等) にダンスを教えている。
- ・ 「Money advice and budgeting service for families」では、孤立した村人たちのために家計、お金をどのように管理するか、アドバイスしている。これは「生活を向上」という目的に合致する取組である。
- ・ 「文化遺産の最適な利用」に関しては、地域の野生生態をどのように維持するかをトレーニングするプロジェクトを行っている。百年前、イギリスで絶滅した鳥 (グレート・バスタード) の回復を行っている。今年 6 月には、ロシアから雛鳥を導入し、現在 25 羽生息している。こ

のプロジェクトに助成金が出た理由であるがそれは明確でない。

- ・ 考古学センターの設立のための可能性調査を実施している。LEADER+は、このようなプロジェクトにも助成金を出している。これは新しいアイデアであるとともに、原則の中に革新的ということがあり、それに該当するプロジェクトである。
- ・ 2 年前、郵便局と店舗が閉鎖されたことから、LEADER+ でコミュニティのショップの設置を行った。

(LAG について)

- ・ 構成は 18 名の内、5 名空席になっている。空席になっているものはコミュニティを代表するメンバーである。このローカルグループの会長は地方議会の議員である。
- ・ 推進力となり、中心になったのが、この Community Fist、Wiltshire Wildlife Trust、GWE (Great Western Enterprise) であり、その後、地方自治の県、市議会が援助した。

(対象地域のつながり)

- ・ 歴史的には何の関係もない地域である。自分の住んでいる地域も LEADER+ の対象地域であるが、LEADER+ の対象地域ではない、周辺の都市とのつながりが大きい。LEADER+ の地域は、軍関係者の住宅があることくらい。

(今後の方向性について)

- ・ LEADER+プログラムの今後 3 年間であるが、現在までは EU、DEFRA からの補助金の大半が大型プロジェクトで出すことを決定している。今後 3 年間であるが、多額の資金を出すのではなくて、数多くの小型のプロジェクト、金額でいうと数百 £ から、2 千ポンド、最大 5 千ポンドまでのものに多数支援するという方向である。
- ・ コミュニティをもっと生き生きとしたものに創り上げていくためには、村でのイベントを多くすることが必要である。



写真 2-12 ヒアリングの様様

3. ドイツでの取組 (MEKA)

3.1. 経緯及び目的

(1) バーデン・ヴュルテンベルク州の概要

バーデン・ヴュルテンベルク州 (Baden-Württemberg : BW 州) は、ダイムラー・クライスラー等の大手自動車企業が本社をおいており、工業が発展した州であり、その経済力はオランダ、ベルギー等のヨーロッパの中規模の国と同程度となっている。農地面積は約 146 万 ha (州の面積の約 41%)、森林面積は約 120 万 ha (州の面積の約 34%) であり、農地面積はドイツの州の中で第 4 位であり、森林面積はバイエルン州に次いで第 2 位となっている。農家数は、約 76 千戸 (1999 年) であり、農家一戸当たりの平均農地面積は 19.4ha (1999 年) であり、ドイツの平均 36.3ha (1999 年) を下回っている。主な作物は、冬小麦、夏大麦、エンバク等であり、牛、羊、豚等の飼育も盛んである⁵⁴。

(2) 経緯

BW 州では、1992 年の CAP 改革を契機とし、EU の農業環境政策 (「環境保全と景観維持のための要件と共存する農業生産方法に関する規則」2078/92 プログラム) に基づく支援措置として、MEKA (Marktentlastungs- und Kulturlandschaftsausgleich : 市場負担緩和と農耕景観のための所得補償) プログラムが導入された⁵⁵。この規則は、CAP 改革の関連措置として導入されたものであり、環境保全・田園景観の維持に配慮した農業生産に対する助成を行うものである。

特に、BW 州は、飲料水の多くを地下水に依存しており、地下水の保全が重要な課題となっている。このため、環境保全に配慮した農業生産が求められており、このような点も MEKA 導入の背景として挙げられる⁵⁶。

⁵⁴ 在ミュンヘン日本国総領事館資料

⁵⁵ 市田知子「ドイツにおける農業環境政策の展開」p.15 MEKA の法的根拠については、MEKA (http://www.landwirtschaft-mlr.baden-wuerttemberg.de/servlet/PB/-s/1y8raixkedq9x07si91syt4nk1fq1g8/menu/1040927_11/index.html?QUERYSTRING=Landeshaushaltsordnung) の 1.2 を参照。

⁵⁶ 州農民連盟関係者へのヒアリングによる。

ドイツにおいては、環境保全や景観維持と共存しうる農業を促進するため、休耕や粗放化に対する直接支払が連邦と州の共同事業である「農業構造改善と沿岸保護」の中の過剰農産物対策のための特別措置として行われていた⁵⁷。

MEKA は、農家の自発的な参加による取組であり、環境負荷を意識した経営体を支援するものである。1996 年においては、経営数の 7 割 (58,000 経営)、実施面積は 815 千 ha (州の農用地面積の 56%)、支出額は 17 千万マルクに達しており、メニュー方式による柔軟性が参加率の高さ、実施面積の広さにつながったと評価されている⁵⁸。

EU のアジェンダ 2000 による農業市場のさらなる開放政策の進展により、BW 州内の農家は、経営の合理化のために経営体力の低下が危惧された。このような状況を踏まえ、EU は農業環境プログラム等の側面的な支援措置の導入の機会を与えており、BW 州ではこのような機会を捉え、農家及び市民の利益のために、地域に即した環境に配慮した農業政策を目指し、従来の MEKA を MEKA に発展させた⁵⁹。MEKA は、2000 年 9 月に EU 委員会の承認を受け、導入された。MEKA は、関係諸団体と諸機関へのヒアリング、これまでの評価にもとづいて、構想され、以下の点について発展したプログラムである⁶⁰。

- ・ 緑の大地支援の強化。ここでは、植物の種類の多様性により報酬を与えることで、支援技術的に新しい境地が開かれる。
- ・ 従来の GOW (野菜、果物、ワイン栽培プログラム) の統合
- ・ その効果がとりわけ事業全体のレベルで展開するような諸措置のパッケージによる「環境意識の高い農業マネジメント」の導入

なお、MEKA は義務期間が 5 年間となっており、MEKA 導入後も、従来実施している MEKA (MEKA) も併存して実施されている。

(3) 目的

MEKA は EU 及び BW 州の予算により実施されている農業環境プログラムである。主な目的は、景観や自然資源の保全のための環境に配慮した土地管理の導入及び維持、

⁵⁷ 市田知子「ドイツにおける農業環境政策の展開」p.10

⁵⁸ 市田知子「ドイツにおける農業環境政策の展開」p.15

⁵⁹ BW 州資料

(http://www.mlz.baden-wuerttemberg.de/cgi/styleguide/content.pl?ARTIKEL_ID=11450&suchtext=MEKA%II)

⁶⁰ BW 州食料農村地域省資料

市場への負担 (market pressure)、十分な数の家族経営の農家 (family farms) の生計の保護への貢献であり、参加農家への調整金の支払いを通じ、生産過剰抑制、環境・生態系維持、景観維持を図っている。オプションを農家が個々に選択し、申請するスキームであり、柔軟性が高く、様々なレベルでの参画が可能なプログラムとなっている。

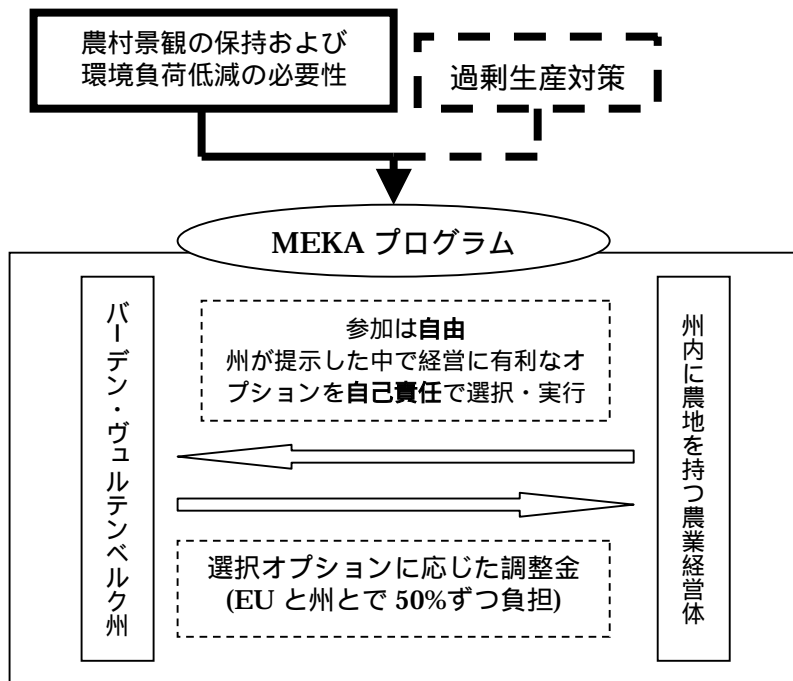


図 3-1 MEKA プログラムの概要

MEKA の導入時のパンフレット (抜粋)

「MEKA の第一段階参加のためのインフォメーション」

- ・ 2000 年に向けてちょうど良いタイミングで、バーデン・ヴュルテンベルク州の農業経営者の皆さんのために、開発を持続し財務的にも明らかに改善された市場負担緩和と農耕景観のための所得補償 (MEKA II) への参加が用意される。
- ・ バーデン・ヴュルテンベルク州政府は、州の農業政策のこの核心を強化して、1992 年に MEKA (市場負担緩和と農耕景観のための所得補償) の導入によって選択されたコースを常に続行し、同時に、アジェンダ 2000 において農業政策の第二の柱と呼ばれる構成要素を強化するチャンスを利用している。
- ・ MEKA II の第 1 段階として、2000 年 1 月 1 日、裏面に一覧する措置が提供されている。
- ・ EU の形式的認可がないとはいえ、それゆえに最も早い時点で、第一段階の MEKA を導入するために、州政府は、EU 法で見込まれる可能性を利用する。そのため、これらの措置は、欧州連合による将来的な許可及び若干の変更が留保される。従来の MEKA で負っている義務期間は、EU 法によって、満 5 年間である。そのため、新旧のプログラムは、まだしばらくの間は、並存する。
- ・ 実証されたモジュラー概念、すなわち、措置の広範囲にわたる自由な組み合わせの可能性が、維持される。義務期間は、従来通り 5 年間である。近々ユーロが導入されることを考慮して、MEKA 点数の 1 点は、将来 10 ユーロで査定される。このプログラムは、バーデン・ヴュルテンベルク州で土地を耕作しているすべての農業経営者を対象としている。
- ・ 誰が新規の MEKA - 第 1 段階に参加することができるのか？
 - ✓ 従来の MEKA 又は GOW においてまだ提供されていない、完全に新しい措置は、全農業経営者に対し門戸が開かれている。
 - ✓ 従来の MEKA にすでに含まれていて、MEKA II では単に形式が変更されただけで提

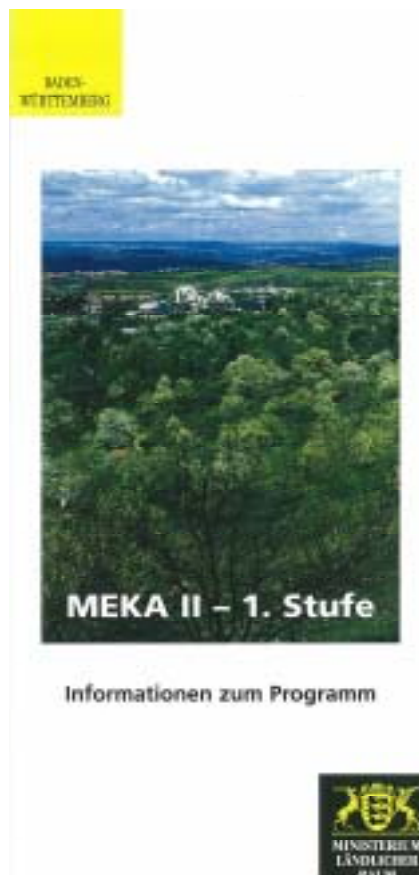


写真 3-1 パンフレット (表紙)

供されている措置は、次の者を対象として実施する。

- 従来 MEKA のこのような措置に参加していなかった者、従って新規参加者となる者。
 - 従来 MEKA のこのような措置に参加して、5 年間の義務期間をすでに満了した者。
- ・ MEKA II の措置についての正確な条件及び支援要件は、共通申請解説書又は農業局から入手できる。MEKA II の門戸は開放されているので、プログラムが貴殿及び貴殿の農園に提供するこのチャンスを活用していただきたい。

表 3-1 MEKA の制度概要

| 名 称 | MEKA | MEKA |
|--------------|--|--|
| 経緯及びねらい | 1992 の CAP 改革を契機として導入された、ドイツ バーデン・ヴュルテンベルク州(BW 州) が導入した州独自のプログラム。 | EU のアジェンダ 2000 による農業市場の開放政策による州内農家の経営体力の低下を危惧し、農業環境プログラムによる側面的な支援措置の発展を行った。 |
| 実施年 | 1992 年～2000 年 | 2000 年～ |
| 目 的 | 環境負荷の低減、生態系の維持、農村景観の保全。 | 同左 |
| 対象者 | ・全ての農家(自ら農業経営を営んでいる者)。 5 年間の継続義務あり。 | 同左 |
| 対象地域 | ・ドイツバーデン・ヴュルテンベルク州全域 | 同左 |
| 活動分野 | 州が提示したオプションを自己責任で選択・実行。 92 年開始当初は、草地作や栽培の粗放化に関するものに限ってスタート。その後、絶滅が危惧される家畜種の飼養、ビオトープの維持、地下水保全地域での粗放的草地作、有機農業に関するメニューが追加。 | 州が提示したオプションを自己責任で選択。対象分野は以下の 7 分野。 1)環境に配慮した経営管理 2)農耕景観の維持保全 3)希少な景観保全的土地利用の確保 4)化学的に合成された生産資材の放棄 5)粗放的で環境保全的な作物生産 6)生物学的ないし生物工学的手法の適用 7)特別に保護された生息空間の維持 MEKA の移行時に、一部メニューを見直し(定期的な土壌検査、天敵利用や個体数管理による害虫管理、農薬散布の器具指定、除草剤の全面不使用等の環境に配慮したメニューの追加等。) |
| 予算額及び負担割合 | EU と州とで 50%ずつ負担。92 年の開始当初は、連邦と州が 50%ずつ負担) | 同左。 |
| 助成水準 (単価) | 選択オプションに基づき算定した得点に応じた調整金の支払。 | 草地の粗放的利用 9 点(約 12 千円) / ha 急傾斜地のぶどう畑の維持 35 点(約 46 千円) / ha・年 (1 点 = 10 ユーロ) |

3.2. 施策内容

(1) 対象地域、対象者

対象地域は、バーデン・ヴュルテンベルク州の全域であり、対象者は、以下の者となっている。

- ・粗放化を行っている農家またはこれから行おうとする農家
- ・経営の家畜頭数の上限は 1ha 当たり 2.5 家畜単位
(2.0 家畜単位以上の場合は糞尿収支のバランス証明が必要)
- ・参加は自由、対象とする面積も自由(ただし、該当農地がバーデン・ヴュルテンベルク州内にあり EU 加盟国のいずれかに本社を持つ農業および林業企業体に限る)
- ・調整金の受給者は、申請したオプションを最低でも 5 年間は継続しなければならない。

(2) 対象分野

プログラムへの参加は自由で、農家は州から提示された各オプションから経営に最も有利となるようにオプションを自己責任で選択・実行する仕組みとなっており、環境負荷の低減、景観維持、市場への負担の軽減などへの貢献度に応じて調整金が直接経営体に支払われる。調整金交付の対象項目は、MEKA (2000 年)のオプションでは、以下のように区分されている。

A 環境に配慮した経営管理

- ・ 定期的な土壌分析、家畜糞尿の環境調和的な散布、果樹栽培における有用生物の利用(これらは記録作成が必要)および最低 4 種類の輪作

B 農耕景観の維持と保全

- ・ 草地の粗放的な利用(傾斜草地なども含む)、植物種の多様性に対する報酬、ビオトープの維持など

C 特に少なくなった景観保全的な利用方法の確保

- ・ 高木仕立ての粗放的果樹園などの維持、斜面ブドウ栽培の維持、危機にさらされ

た地域特有の用畜品種の維持など

D 化学的に合成された生産資材の放棄

- ・ 化学肥料や植物保護剤の放棄、有機農業など

E 粗放的で環境保全的な植物生産

- ・ 成長調整剤の放棄、窒素施肥量の低減、緑化措置、マルチ播種、除草剤の放棄など

F 生物学的ないし生物工学的手法の適用

- ・ 生物学的ないし生物工学的な害虫防除 (通常は殺虫剤が使われる主作物に限る) など

G 特別に保護された生息空間の維持

- ・ 下級自然保護官庁に認定された空間を粗放的に利用することなど

上記の項目はさらに詳しく規定されており、農業経営者はそれらのうち実行中あるいは実現可能なオプションを選択・申請することにより調整金の交付を受ける。

例えば、B分類中の植物種の多様性という項目に関しては、州配布のMEKAのパフレットに指定28品種の植物の写真が掲載されたカタログが添付されており、規定の方法で対象範囲を探索し4種以上が見つかれば調整金が交付される。

[ポイント計算の例]

| | |
|--------------------|--------------|
| 草地の粗放的な利用 | 9点 / ha |
| 急傾斜地のぶどう畑の維持 | 35点 / ha |
| 経営全体での化学合成農薬・肥料の放棄 | 8点 / ha |
| 畑地・果樹園の緑化 | 9又は11点 / ha |
| 価値の高い生息圏の粗放管理 | 18点 / ha |
| 環境に配慮した管理方法の記録 | 10点 / 経営 |
| | (1点 : 10ユーロ) |

なお、支払単価に連動するポイントは、大学などの専門家による検討を経て決定され

た。活動に必要な経費に概ね比例しており、コストの 70～80%をカバーする水準となっている。しかしながら、「環境に配慮した管理方法の記録」は 10 ポイントのように、その他の要因（奨励的、政治的な観点等）を加味してポイントを設定しているケースも見られる⁶¹。

⁶¹ 州農民連盟関係者へのヒアリングによる。

表 3-2 MEKA (2000年)のメニュー

| 番号 | 項目 | 点数 | (参考)円換算 |
|-------------------|--|-------------|-----------|
| A | 環境に配慮した経営管理 | | 千円 |
| A 1 | 栄養分分析に基づく環境保全的な施肥 | | |
| A 1.1 | 定期的な土壌検査に基づく基礎養分施肥 | 1点 / 検査対象ha | 1.3 |
| A 1.2 | 土壌検査に基づく窒素施肥(一経営あたり最大30点) | 3点 / 検査 | 3.9 |
| A 1.3 | 液状厩肥の窒素含有量検査(年間2回) | 5点 / 経営 | 6.5 |
| A 3 | 環境保全的な厩肥散布(トラクターに飛散しないための用具をつけるなど) | 2点 / 大家畜単位 | 2.6 |
| A 4 | 果樹作における益虫利用(特別な診断方法の導入による) | 9点 / ha | 11.8 |
| A 5 | ブドウ、ホップ作に監視・観察手法を導入し、菌性病の伝染を防ぐ | 5点 / ha | 6.5 |
| A 6 | 環境保全的な耕作方法についての書類作成(圃場区画カード) | 10点 / 経営 | 13.1 |
| A 7 | 最低4つの要素から成る輪作を維持 | 1点 / ha | 1.3 |
| B | 粗放的草地利用 | | |
| B 1 | 草地の粗放的利用 (追加措置) | 9点 / ha | 11.8 |
| B 2 | 0.5 ~ 1.4頭/ha | 4点 / ha | 5.2 |
| B 3 | 傾斜草地の利用 | | |
| B 3.1 | 傾斜度25 ~ 35%の草地 | 10点 / ha | 13.1 |
| B 3.2 | 傾斜度35%以上 | 16点 / ha | 20.9 |
| B 4 | 草地の植物種の多様性 | 5点 / ha | 6.5 |
| B 5 | 生態学的に価値のある土地の粗放的利用(最高10点 / ha) | | |
| B 5.1 | 早くとも6月初めに刈り取り | 5点 / ha | 6.5 |
| B 5.2 | 旧式の機械による刈り取り | 5点 / ha | 6.5 |
| B 5.3 | その他の方法(例:植物相のための草地保全、固形厩肥の散布) ビオトープ・ネットワークあるいは景観保全の計画においてのみ | 2 ~ 5点 / ha | 2.6 ~ 6.5 |
| C | 景観維持に貢献する、特に維持が困難な方法に対する保証 | | |
| C 1 | 粗放的果樹栽培 | 10点 / ha | 13.1 |
| C 2 | 傾斜のきついドウ畑の維持 | 35点 / ha | 45.8 |
| C 3 | 絶滅の危機にある家畜種の草地での飼養 | 10点 / 母牛(馬) | 13.1 |
| D | 化学的に合成された生産資材の不使用 | | |
| D 2 | 有機的農法(導入および継続) | | |
| D 2.1 | 畑地 | 17点 / ha | 22.2 |
| | 草地 | 13点 / ha | 17.0 |
| | 園芸 | 50点 / ha | 65.4 |
| | 永年作物 | 60点 / ha | 78.5 |
| D 2.2 | 認証された管理機関による管理証明(最高40点 / 経営) 部分的に他のメニューと組み合わせることは可能 | 4点 / ha | 5.2 |
| E | 粗放的・環境保全的な作物生産 | | |
| E 5 | 除草剤の全面的な不使用 | | |
| E 5.1 | 園芸、永年作物栽培の場合 | 17点 / ha | 22.2 |
| E 5.2 | 畑地 | 7点 / ha | 9.2 |
| E 5.3 | 畑作、園芸作、永年作物栽培の場合、例外的に畝沿いの狭い部分に使用する | 4点 / ha | 5.2 |
| E 5.4 | 永年作物栽培の場合、樹木の生えている所のみ例外的に直接使用する (= 点的な散布) | 10点 / ha | 13.1 |
| F | 生物学的、バイオテクノロジー的な害虫防除 | | |
| F 1 | 畑作(2度目の使用の場合は6点 / ha) | 3点 / ha | 3.9 |
| F 2.1 | 露地園芸 | 25点 / ha | 32.7 |
| F 2.2 | ハウス園芸 | 250点 / ha | 327.1 |
| F 3 | 果樹栽培 | | |
| | :ハマキガ類駆除のためのフェロモン導入:ハマキガ類への給餌 | 10点 / ha | 13.1 |
| F 4.1 | ブドウ作におけるフェロモン導入 | 10点 / ha | 13.1 |
| F 4.2 | ブドウ作におけるバクテリア・プレバラートの導入 | 5点 / ha | 6.5 |
| 特別に保護されたビオトープでの耕作 | | | |
| G 1 | ビオトープ保護法(1991年)24条aに沿った粗放的利用方法 | 18点 / ha | 23.6 |
| G 2 | 他の耕作形態との組み合わせ | | |
| G 2.1 | 景観要素(生け垣など)の維持・保全 | 16点 / ha | 20.9 |
| G 2.2 | 早くとも7月初めに刈り取り | 5点 / ha | 6.5 |
| G 2.3 | 旧式の機械による刈り取り | 5点 / ha | 6.5 |
| G 2.4 | その他の方法(植物相のための草地保全、固形厩肥の散布) | 2 ~ 5点 / ha | 2.6 ~ 6.5 |

資料:MLR(1999),MLR(2000)。ただし、2000年9月にEUの承認があった時点では、若干、内容が変更している。

注1: 1点は10ユーロ(約20マルク)に相当し、1経営あたりの最高受給額は8万マルクである。

注2: MEKA にはないメニューにはすべての農業者が参加可能。

MEKA がありMEKA にはないメニュー(生長剤不使用、緑化、マルチング播種、畝間の拡張)は2000年以降の継続が可能。

MEKA からMEKA に違う形でとりこまれたメニュー(の中)は、MEKAにまったく参加していなかった者、

または1999年末までに5年間の実施期間が終了した者のみ参加が可能

(Presseinformation, den 18. Januar 2000, Ministerium für Ländlichen Raum Baden-Württemberg)。

注3: 円換算は、130.85円/ユーロ(2003年のIMF平均換算レート)により算定。

出典)市田知子(2001)「ドイツにおける農業環境政策の展開 「アジェンダ2000」以降の動きを中心に」農林水産政策研究所レビューNo.1(2001.9)を基に作成。



写真 3-2 MEKA での対象植物種のカタログ

(3) 手続き、運用方法

関連規定等

MEKA の手続きについては、対象措置の内容、ポイント（点数）、助成条件、検査・管理、取り消し等に関しては、州の「MEKA に関するガイドライン」⁶²に定められている。

手順

義務期間は5年間であり、その際の義務期間は、最初の義務期間年の1月1日にはじまり、最後の義務期間年の12月31日に終了する（「MEKA に関するガイドライン」4.1.1）。農家は、共通申請書⁶³に必要事項を記載し申請する。

検査・検証等

担当の認可事務所等による行政検査及び実地検査が規定されており、行政検査では土地と家畜の照合検査も含まれる（「MEKA に関するガイドライン」8.1、8.2）。また、実地検査では、申請者のうち少なくとも5%を毎年対象とすることとされており、原則として、全参加農家が対象となる（「MEKA に関するガイドライン」8.3）。

参加農家への検証、フォローアップに関しては、行政（州）による農家への抜き打ち検査が実施されている。違反があれば返還が求められる（例えば、5年目に違反があれば、5年間の全ての金額を返還し、それ以降は参加できない）。

これまでに、化学肥料の施用、二重申請等の違反事例もみられる⁶⁴。違反者には厳しいペナルティが課されており、故意の違反については、支払額の全額返還、2倍の違反金の支払、向こう2年間の参加停止となる。検査は、農地の航空写真等を基にチェックされており、例えば、納屋を建てた分の農地を差し引いていないと、直ぐに見つかるシステムが構築されている⁶⁵。

⁶²

http://www.landwirtschaft-mlr.baden-wuerttemberg.de/servlet/PB/-s/169a1pqt0trhhr5x21bs54brctx11n/menu/1040927_pcontent_l1/index.html

⁶³ http://www.lbv-smg.de/pdf-externe-dateien/mlr_2005-Erlaeuterungen-GA.pdf

⁶⁴ 州農民連盟関係者へのヒアリングによる。

⁶⁵ ホルブ市農業局長へのヒアリングによる。

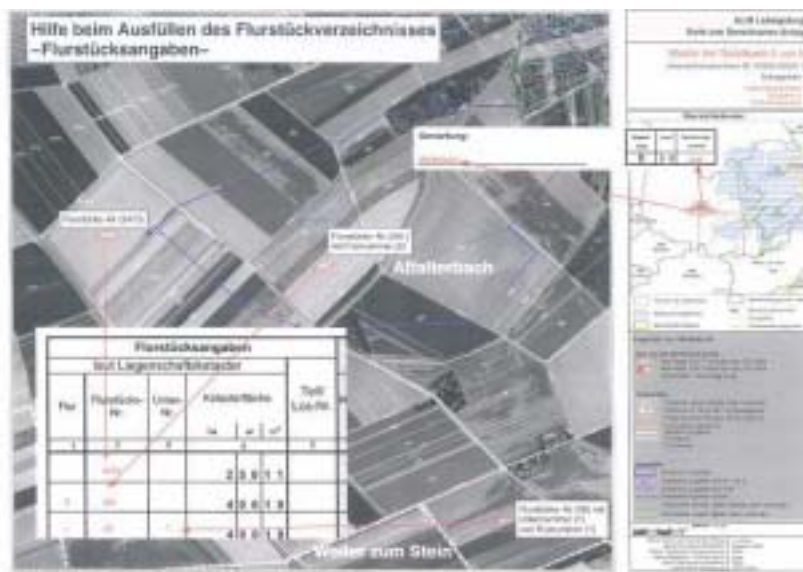


写真 3-3 MEKA 関係図面

ほ場毎に番号が付されている。このような航空図面を基に、MEKA 対象ほ場に関して、虚偽の報告がないかどうかチェックすることができる。

MEKA に関するガイドラインの目次

1. 助成目的と法的根拠
2. 助成金の受け取り手
3. 助成の可能な措置
 - A 環境を意識した経営マネージメント
 - B 文化景観のケアと保全
 - C 景観を保護し、とりわけ危機に瀕している利用の保証
 - D 化学的・人工的生産方法の放棄
 - E 粗放的で環境を保護する植物育成
 - F バイオロジーおよびバイオテクノロジーによるプロセスの使用
 - G とりわけ保護されている生物空間の保護
4. 支援プロジェクトに関する助成条件
5. 助成規定の補足
6. 助成金の形式と規模
7. プロセス
8. コントロール (検査、管理)
9. 取り消し、弁済、認可
10. 発効

付属資料

- 付属資料 1 RGV / GV 変換係数
- 付属資料 2 「緑の草原」植物の識別種カタログ
- 付属資料 3 農業事務所および自然保護事務所の確認と評価
- 付属資料 4 耕地のためのN肥料需要の計算
- 付属資料 5 相乗効果一覧表

MEKA に関するガイドライン

(抜粋 仮訳)

4. 支援プロジェクトに関する助成条件

4.1 一般的条件

4.1.1 交付金の認可の条件は以下のとおり

家畜保有が、最大でも 2.5GV/ha LF であること。(以下略)

該当する土地がBW州に位置すること。

事業全体において、農業経営の実務経験の要求が、通常の意味で果たせること。

申請の際の補助金の受け取り手が、農業経営を実際にとりおこなうこと。

補助金の受け取り手は、以下の義務を負う。申請した件の措置事実を、少なくとも5年間実行し、その際の義務期間は、最初の義務期間年の1月1日にはじまり、最後の義務期間年の12月31日に終了する。

(以下略)

4.2 組み合わせ、及び相乗効果

8. コントロール(検査、管理)

8.1 担当の認可事務所あるいは、その他、州によって委託された者は、行政検査及び実地検査によって補助金の条件を満たしているかどうか検査する。

8.2 行政検査はくまなく行われ、土地と家畜の照合検査をも含む。(以下略)

8.3 実地検査は、目的に即して、規定(EWG)6条と7条3887/92番によって行われる。実地調査は、申請者のうち少なくとも5%を、毎年対象とする。

原則的には、すべての利用者の義務が、検査の対象である。必要であれば、特別な義務の検査は、1年のうちいろいろな時期に実施される。

8.4 土地面積と家畜の確認は、EWG4条3508番によってなされる。

8.5 (略)

9. 取り消し、弁済、認可

9.1 もし利用者が、申請した義務を果たしていない、またはそれに反している場合には、助成全体、または一部が取り消される。

その他の点では、州法48、49、49aには触れない。弁済額は、法規定により利息が課される。

9.2 実際に算出された土地面積が、申請書に記入された面積以上であることが、確認された場合は、記入された面積の根拠にもとづいて調整交付金が計算される。

実際の面積が、申請された面積を下回ることが確認された場合には、EWG 9 - 2、3887/92 番に相当する。

(以下略)

9.3 ~ 9.6 略

9.7 申請した数値が誤っていたばあい、過失によるものであれば、申請者は、該当する義務期間年の補助金支払いを中止される。故意である場合には、それ以降も参加できない。

3.3. 実施状況

(1) 予算

MEKA の予算は、EU と州政府の予算から充当されており、MEKA プログラムのための予算額については、2005 年には 12,830 万ユーロ、2006 年には 12,330 万ユーロが計上されている⁶⁶。

(2) 事業実績

MEKA の参加農家数は 51,000 以上 (2001 年) となっており、MEKA に参加した農地面積は 1,098 千 ha (2001 年) となっており、州の農業用地面積の約 3 分の 2 を占めている⁶⁷。MEKA に対しては、農家の参加希望が多く、2000 年から新規の申し込みが制限されており、これ以上の拡大は困難な状況である⁶⁸

このため、2004 年度の実施に際しては、以下の制限が行われた。

- 1) 原則として 2003 年度の規模 (義務量) に制限される。ただし、経営上の柔軟性を
持たせるために、1 措置当たり 0.5ha 又は 1 母獣まで範囲の拡大が可能である。
- 2) 2003 年度において講じられた若年農業経営者 (農業相続者) に対する例外規定は、
2004 年度においては適用されない。
- 3) MEKA への新規参加は原則認めない (従来は該当しなかった「エコロジー農業」、
「認可された管理地区による管理証明」(措置 D2、D3) についても適用される)。

⁶⁶ BW 州資料
(http://www.mlr.baden-wuerttemberg.de/cgi/styleguide/content.pl?ARTIKEL_ID=502&suchtext=MEKA)

⁶⁷ BW 州資料 (http://www.mlr.baden-wuerttemberg.de/cgi/styleguide/content.pl?ARTIKEL_ID=11450)

⁶⁸ 州農民連盟関係者ヒアリングによる。

プレスリリース 2004年4月30日、シュトゥットガルト

BW州食料農村地域省

MEKA 支給制限に関する措置は、2004年においても必要(関係部分の和訳)

MEKA が非常に良好に受け入れられたため、予算において見積もられた財源は、全て利用された。州政府の現在の財政状況及びEUによる将来的に利用可能な共同財源は、このプログラムのさらなる拡大をゆるさない。MEKAのために利用可能な財源枠を維持できるように、2003年と同様に、実施中の2004年度も支給制限に関する諸規則は不可避である。したがって、補助金需要のさらなる増大をきびしく制限するために、実施中の2004年度は以下の制限を設ける。

1. 既に前年に申し込まれた措置の延長はなお可能である。しかし、以前制限されていたよりも厳しいものとなる

現存のMEKA 義務範囲の拡大は、経営上の柔軟性をもたせるために、ひとつの措置ごとに、0.5haまたは1母獣だけまで、可能である。基本となるのは、原則的に、2003年度の義務量となる。

事業全体、または事業部門のひとつに関する、当該事業または事業部門の土地面積の義務生産量を遵守するために、事業面積、または事業部門面積が、0.5ha以上拡張された場合、この義務範囲は存続できる。

2. 若年農業経営者は、他の農業経営者と同様に扱われる

2003年度の、若年農業経営者(農場相続者)のための例外規則は、2004年度には、もはや適用されない。若年農業経営者 農場相続者として2004年に初めてMEKAの申請ができた者も 他のすべての申請者と同じ制限に該当する。

3. MEKA の諸措置へは、もはや新規参加なし

MEKA の諸措置への新規参加は、2004年度では原則的に不可能である。この規則は、従来は該当しなかった支援措置「エコロジー農業」と「認可された管理地区による管理の証明」(措置D2とD3)にもあてはまる。

4 . ナトゥーラ 2000 用地のための例外 (略)

5 . 接続契約のための規則は、未定である

2003 年 12 月 31 日に打ち切った MEKA における義務に対し、2004 年の MEKA における接続契約が、どの程度まで可能かは、まだ決まっていない。

しかしながら、食料農村地域省は、この種の事例のための解決策のために更に努力するので、いまなお十分に保証されていない財政に鑑み、これに関しまだ決定的な規則が発表されなかったことにご理解頂きたい。該当する農業経営者には、個々人向けに書簡で連絡される。詳細情報は、専門紙を通じて可及的速やかに発表される。

MEKA の枠組、支援された Vorderwaelder Rind (牛) は、新規の義務では不可能である。現存の義務の拡大は、申請ごとに、1 母獣に制限される。

(以下略)

3.4. まとめ及び課題

(1) まとめ

- ・ MEKA は、地下水の保全、野生生物の保全、景観の保全等を目的として導入された施策であり、BW 州の農地の約 7 割に適用されている。
- ・ 予算上の制約から 2000 年から新規の申請は停止されており、現在、予算額と申請額はバランスしている（これ以上の拡大は困難な状況）。
- ・ 支払単価（ポイント）は、大学などの専門家による検討を経て決定されており、活動に必要な経費に概ね比例している（コストの 70～80% をカバーする水準）。なお、単価設定においては、その他の要因も加味されている（例えば、「環境に配慮した管理方法の記録」は 10 ポイント。奨励的、政治的な観点から設定）。
- ・ 参加農家への検証、フォローアップに関しては、行政（州）による農家への抜き打ち検査、航空写真を活用したチェック等かなりきめ細かく実施されている。違反者に対するペナルティーも設定されており、故意の違反時には全額返還、2 倍の違反金の徴収、参加停止等の措置が講じられている。

(2) 課題

MEKA の運用上の課題としては、行政コストの問題、補償水準（ポイント）設定の問題、予算制約の問題を指摘できる。

行政コストの問題に関しては、参加農家への検査システムに伴う行政コストが挙げられる。MEKA では、航空写真等を活用し、かなり緻密に違反のチェックが行われている。

補償水準（ポイント）の設定の問題に関しては、科学的な根拠（要するコスト 7～8 割を補償）に加え、奨励的な視点（政治的）が加味されており、曖昧さが残る。

また、予算制約の問題に関しては、参加農家の増加に対応することが困難な状況にあり、MEKA では、予算の関係で新規加入が制限されている。今後の MEKA の発展方向（CAP 改革の影響等）に関しては、2006 年までは継続予定であるが、2007 年以降については、EU の対象国の拡大による財政赤字の影響も懸念されている⁶⁹。

⁶⁹ 州農民連盟関係者へのヒアリングによる。

MEKA の実施実態に関するヒアリング概要

バーデン・ヴュルテンベルク州・ルートヴィヒ
ルブルク農民連盟関係者へのヒアリング

ヒアリング日：平成 16 年 9 月 24 日

面談者：州・ルートヴィヒルブルク農民連盟

Shmied 会長

(MEKA 導入の背景、ねらい)

- MEKA は、バーデン・ヴュルテンベルク州 (BW 州) のプログラムであり、1992 年に考えられた。
- 2 つの目標を持っている。第一にはマーケットの負担を軽減すること。第二には小規模農家を維持すること。
- MEKA は、農民側に立っている州の農林省の役人によって提案された。
- MEKA においては、水質保全が重要な視点である。BW 州は飲料水に地下水に依存している。地下水を作る土地を緑で覆うことで地下水を保全する。地下水保全と農地、農業保護を一緒に考えたということが背景にある。

(BW 州で実現した理由)

- 類似の施策はバイエル州でも行われている。MEKA の中で部分的な措置は、他の州でも実施されている。BW 州で MEKA が実現した理由として、BW 州は、工業州であり、比較的裕福な州であるため、この大きなプログラムを予算的にも導入し易かったという点

が挙げられる。

- BW 州の農業は、他の北ドイツの農業に比べて小規模である。BW 州の小規模農家は、州からの補助がない限り生き残っていけない状況にある。

(今後の方向性)

- 2005 ~ 2006 年度の農業分野の予算の決定が BW 州議会でなされているところであり、2006 年までは継続される。EU の改革が 2007 年から行われるが、おそらく予想されるのは、今のような自発的な措置ではなくて、義務づけの措置が行われるのではないかと。我々は、今の MEKA の補助金のレベルを 2006 年度以降も保って行ければ、非常に幸運なことである。我々の意向を EU の代表にも伝えているところであるが、EU の拡大により、支出が増大している。その影響が出てきている状況である。現在、ドイツは国の予算 (支出) の 0.96% が、EU に入っている。その内およそ 90% までが農業である。EU の拡大により、その負担額が 1.24% まで上がる。非常に大きな負担となる。これからどうなるのかわからない状況である。もしかすると、農業に対する補助額が減ってくるかもしれないし、または、いくつかの部分的なプロジェクトがカットされる可能性もある。

(単価設定について)

- ・ 支払単価に連動するポイントは、大学などの専門家による検討を経て決定した。活動に必要な経費に概ね比例しており、コストの70~80%をカバーしている。その他の要因も加味した。例えば、「環境に配慮した管理方法の記録」は10ポイント。奨励的、政治的な観点から設定された。

(支払水準について)

- ・ 交付金の水準は、農家のインセンティブとして十分だと認識している(MEKAは、自己申請であり、農家に利益がなければ参加しない)。
- ・ 予算と申請のバランス：過去2~3年は予算不足していた。2000年から新規の申請は停止。現在、予算額と申請額はバランス。これ以上の拡大は困難。MEKAでは、技術指導は行っていない。

- ・ BW州では120ユーロ/1農家当たりの補助金を得ており、他の州は10ユーロ/1農家当たりを大きく上回る。補助金の額は州の役人の力量による。この他、地域の財政負担能力の問題もある。

(検証、フォローアップについて)

- ・ EUのプロジェクトであり、チェックが非常に厳しい。違反があると厳しいペナルティが課される。故意の違反については、支払額の全額返還、2倍の違反金の支払、向こう2年間の参加停止となる。
- ・ 誤りがあった場合には、裁判所に報告され、故意かどうかの判断。毎年約50~60戸/1,000戸誤りが発見され、約10戸が故意と判断されている。農地の航空写真等を基にチェック(例えば、納屋を建てた分の農地を差し引いていないと、直ぐに見つかる)。

ホルブ市農業局長へのヒアリング

ヒアリング日：平成16年9月25日

面談者：ホルブ市農業局長

(農業農村分野での施策の実施の実態)

- ・ 1つのプロジェクトの実施期間は5年位であり、2年半位で次のプロジェクトを考え、EUの認可を得るまでには2年位要する。



写真 3-4 ヒアリングの様様

農家へのヒアリング

ヒアリング日：平成 16 年 9 月 25 日

面談者: Wehinger 氏(農業コンサルタント)
 バイヤースプロンの農家

いので、農地として利用されなくなった土地は対象外となっている。このような土地は、コミュニティが管理するケースもあり、別途、助成金をもらうことができる。

(オープンエリアの保全)

- ・ この地区は、雪が多く年間降水量は 2,000mm。耕作放棄地の増大、後継者不足等の課題を抱える。中央に見えるオープンエリア(草地等)の維持が課題。この斜面は昔は作物を栽培していたが、現在は草地にしており、昆虫等の野生生物の生息空間となっている。MEKA は、このような取組を支援してくれる。
- ・ 一方で、MEKA は農地しか対象とならな



写真 3-5 ファイヤースプロン地区のオープンエリア

この地区は、雪が多く年間降水量は 2,000mm。耕作放棄地の増大、後継者不足等の課題を抱える。中央に見えるオープンエリア(草地等)の維持が課題。この斜面は、昔は作物を栽培していたが、現在は草地にしており、昆虫等の野生生物の生息空間となっている。

(農 家)

- ・ 経営は厳しい状況にあり、大規模にしていけないといけない。この地域の牧草地の成育が非常に悪く、飼料の生産が追いつかない。飼料としてのトウモロコシ畑が必要になってくる。農家経営がうまくいかないので(現在 23 頭の乳牛を飼っている)、将来的には乳牛をやめて、70 頭の肉牛を飼育することを考えている。
- ・ 現在、50ha の農地を持っているが、農地を借りて 10 年、15 年後には倍の 100ha くらいまで拡大したいと考えている。農地の区画は比較的あちこちに点在してい

る。周辺一帯を借りることによって、少しずつ規模拡大を図っている

- ・ 屋根裏全部に太陽エネルギーのシステムを設置している。売電単価が高く、売電している。20 年間お金が入ってくるので、非常に大きな収入源になる。



写真 3-6 ファイヤースブロン地区の農地

中央部に広がる草地で肉牛の放牧が行われている。それぞれの区画は、異なる農家が所有地となっており、農地の大規模化が進んでいない。

4. イギリスでの取組 (CSS、ESA、ES)

4.1. 経緯及び目的

(1) 経緯

Countryside Stewardship Scheme (CSS) と Environmentally Sensitive Areas (ESA) は環境・食料・農村省 (DEFRA) によって導入された環境政策である。

ESA は、1985 年の EC「農業構造の効率の改善に関する理事会規則 (規則 797/85)」によって EC の制度として創設された。この理事会規則を受け、イギリスでは 1986 年農業法に基づき ESA 制度が創設され、翌 1987 年より事業が開始された。その後、地域が追加され、現在は 22 の重要な地域が指定されており、農地の約 10% をカバーしている⁷⁰。2003 年現在の協定数は 12,445 件、対象面積は 640,000ha となっている。

一方、CSS は、1991 年、田園地域委員会 (Countryside Commission) の下でのパイロット事業としてスタートし、その後、拡充がなされた。この委員会は、環境省の所管する組織であり、従来は国立公園の指定等を行っていたが、その後、業務が拡大し、農村環境に関する分野も取り扱うようになり、農村環境に関する新たな施策をパイロット的に実施するようになった。このような取組の一つとして、CSS がスタートした。

CSS、ESA に関しては、制度の簡素化、手続きの簡素化、より広範な農家の参加の観点から見直しが行われ、従来のスキームは、2005 年から 1 つのスキーム ES (Environmental Stewardship) に統合され、新たな制度がスタートしている。ES は、入門レベル : ELS (Entry Level Stewardship)、ハイレベル : HLS (Higher Level Stewardship)、有機入門レベル : OELS (Organic Entry Level Stewardship) の 3 つのプログラムから構成されている。

⁷⁰ <http://www.defra.gov.uk/erdp/schemes/esas/default.htm>

表 4-1 ES の概要

| プログラム名 | 内 容 |
|---|---|
| 入門レベル：ELS (Entry Level Stewardship) | オプション方式 (例：生け垣の管理、草地の施肥制限) 支払水準：30 ポンド / ha (一律) 契約期間：5 年間 トレーニング、ワークショップの開催 簡素な申請手続き |
| ハイレベル：HLS (Higher Level Stewardship) | オプション方式 (例：野生生物の保全、景観の維持・改善) 国全体のフレームワークに地域の柔軟性を加味 契約期間：10 年間 一対一の技術指導 |
| 有機入門レベル：O E L S (Organic Entry Level Stewardship) | 有機農業の継続 (60 ポンド/ha) 有機農業への転換への助成 (175、600 ポンド / ha) |

(2) 目 的

CSS、ESA

CSS 及び ESA は、景観、野生生物の保全、遺跡や歴史的価値のある土地の保全、アクセスの改善等を主な目的とした政策であり、具体的には以下の項目を目的として掲げている。

- ・ 景観及び多様性の維持 (sustain the beauty and diversity of the landscape)
- ・ 野生生物の生息地の改善及び拡大 (improve and extend wildlife habitats)
- ・ 適切な地域における新たな生息地及び景観の形成 (create new habitats and landscapes where appropriate)
- ・ 無視された土地あるいは特徴の回復 (restore neglected land or features)
- ・ 遺跡及び歴史的な特徴の保全 (conserve archaeological sites and historic features)
- ・ 田園での楽しみの機会の改善 (improve opportunities for countryside enjoyment)

CS と ESA の違いは、CS は地域を対象とした政策であるが特定の地理的範囲を対象としておらず、一方、ESA は特定の指定地域を対象としている点にある。

ES（Environmental Stewardship）

新たなスキームであるES（Environmental Stewardship）は、広範囲・大人数の農家及び土地管理者に効果的な環境管理を促進するものであり、目的は以下の点にある⁷¹。

〔一次的な目的〕

- ・野生生物の保全（生物多様性）
- ・景観の質と特徴の維持、増進
- ・歴史的環境、自然資源の保護
- ・公共アクセス、田園の理解の促進
- ・自然資源の保全

〔二次的目的〕

- ・遺伝子の保護
- ・洪水防止

4.2. CSS、ESA の施策内容

(1) 対象者、対象地域

対象者

CSS の対象者は、イングランド全土の農家、農家以外の土地所有者または管理者、任意団体、地方自治体、地域団体（community group）である。

一方、ESA の対象者は、指定された ESA 地区の中にある農家及び土地保有者に限定されるが、土地の所有者、占有者、借地人（tenant）などその土地の責任者であり、管理している者であれば、誰でも対象者となれる。原則として、兼業農家（part-time holdings）も、農業事業に従事していると見なし、対象者となる。

対象地域

CSS 及び ESA の対象となる地域は、耕地（arable farmland）、石灰質の草地（chalk and limestone grassland）、海岸地域（coastal areas）、都市周辺の田園地域（countryside）

⁷¹ DEFRA ホームページ “Environmental Stewardship”より。

around towns)、伝統的な農地の境界 (field boundaries)、低地ヒース (lowland heath)、古い牧草地 (old meadows and pastures)、古い樹園地 (old orchards)、高地 (uplands)、水辺 (waterside land) である⁷²。

ESS は 22 地域を限定して実施しており、一方、CSS は、ESA に指定されている地区以外の土地が対象となる。

ESA の指定区域はステージ (Stage) I から IV により成り立っている。各ステージに含まれる地域は以下の通り。なお、各ステージは、I から IV の順次に導入された (: 1987 年、 : 1988 年、 : 1993 年、 : 1994 年)。

ステージ I

Broads、Pennine Dales、Somerset Levels & Moors、South Downs、West Penwith の 5 地域

ステージ II

Breckland、Clun、North Peak、Suffolk River Valleys、Test Valley の 5 地域

ステージ III

Avon Valley、Exmoor、Lake District、North Kent Marshes、South Wessex Downs、South West Peak の 6 地域

ステージ IV

Blackdown Hills、Cotswold Hills、Dartmoor、Essex Coast、Shropshire Hills、Upper Thames Tributaries の 6 地域

各 ESA の境界は野生生物、景観及び歴史的価値を持つエリアを含むように引かれており、一部道路のような物理的境界線を持つ場所もある。対象地域の線引きに際しては、個別の農家との調整は特に実施されていない⁷³。

⁷² Countryside Stewardship and Environmentally Sensitive Areas Schemes Annual Report 2002–03 Landscape type and features による。

⁷³ SEA 参加農家へのヒアリングによる。

(2) 活動分野（対象事業）

CSS 及び ESA においては、以下の活動分野における一定の農地管理や整備に対して協定に基づき、農家等に給付金を支払う仕組みとなっている⁷⁴。

- ・ ダウンランドの保護
- ・ 沼地の侵食防止及び野生動物の生息地の保護
- ・ 湿地牧草地の保護
- ・ Cross Lane における荒地の緑化
- ・ 世界遺産のストーンヘンジ等の保護
- ・ 農村周辺の安全な乗馬コースの設置
- ・ 野鳥、蝶の生態系の保護

CSS では、農地の通年管理（低地牧草地の管理、高地牧草地の管理、石灰質牧草の管理、耕地からの牧草地への転換、耕地マージンの設置等）、一般アクセス等多岐にわたる。垣根や石垣の修復などの資本維持活動も対象となっている。

一方、ESA では、牧草地の管理、耕作農地の草地への転換、マージンの設置、conservation plan（対象期間は2年間）に基づくフェンス、生け垣の整備等に対し助成を行っており、対象地域によって協定の内容、給付金額が異なる（アッパーテムズ上流地区 ESA の支払額、コッツウォルズ丘陵 ESA の支払額については、4.5 を参照）。

(3) 手続き、運用方法

CSS、ESA の申請手続きは、農業者が、所定の申請用紙に必要事項を記載し、所轄する地域事務所に申請する。DEFRA での個別審査を経て、協定が認められるかどうか通知される。CSS においては、3月31日までに申請を行い、10月1日から開始される。ESA においては、対象地域により異なっており、ステージ 、 、 地域では2月から4月に申請を行い、5月1日から開始される。また、ステージ 地域では、6月から8月に申請を行い、9月1日から開始される。CSS の申し込み手順を図 4-1 に、ESA の運用の詳細を表 4-2 に示す。

⁷⁴ Countryside Stewardship and Environmentally Sensitive Areas Schemes Annual Report 2002–03 Schemes in action による。

あなたと土地が適格で、協定を維持することができることをチェック
あなたがどの行為を行いたいのか、スキームの目的に合致するかを考えて下さい。



他の許可スキームとの矛盾がないことをチェック



土地に興味を持つ人との相談
同意を必要とするかもしれない組織の見解を求める。



どのアイテムを申し込むかを選択し、それらのタイミングを考慮

詳細な地図を準備

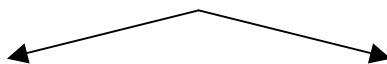
申込用紙の記入

経営計画を準備(必要な場合)

必要なドキュメントおよび支援する情報をすべて添付



3月31日までの締切



受理



協定にサイン



拒否



再適用するように助言

10月1日から合意開始

図 4-1 スキームを申し込む際のステップ (CSS の例)

表 4-2 ESA の運用の詳細

| 項目 | 運用の概要 | 根拠 |
|-----------|---|--|
| ESA 制度の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ この制度は完全に任意であり、希望者は DEFRA と土地管理の 10 年契約を結ぶ。 ・ 契約者は毎年契約した土地 1 ヘクタール毎に支払いを受ける。 ・ 契約開始から 5 年後に土地保有者と DEFRA は契約を破棄するか選択することができる。その際、DEFRA が契約の実行状況をレビューすることがある。 ・ ESA には複数の段階があり、それぞれの段階には異なる農法が課されている。 ・ 一般的には上位段階の方が厳しい条件が課されており、受取金額も大きい。 ・ 上位段階に参加を希望する場合は DEFRA による審査を受けなければならない。 ・ 同じ土地を複数の段階に申し込むことはできない。 ・ ESA に指定された土地のうち、ウォーキングなどの行楽目的で、新たに一般に開放する場合、その土地の保有者には追加の支払いがなされる。 ・ 開放への支払いについては農地に沿う、あるいは農地を横断する 10メートル幅の土地に対して行なわれる。 ・ DEFRA と ESA の契約を結んだら、ESA 境界内で ESA 契約に含まれていない土地を含めて保護プラン (conservation plan) に申請することができる。これは特定の価値のあるものを高めることを目的としている。 | ESA 解説書 (Explanatory Notes) 3 ~ 8 |

4 イギリスの取組 (CSS、ESA、ES)

| 項目 | 運用の概要 | 根拠 |
|------------------------------------|--|-----------------------|
| <p>自分の土地が ESA に含まれているかどうかを知る方法</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 各 ESA の境界は野生生物、景観及び歴史的価値を持つエリアを含むように引かれる。 ・ 一部道路のような物理的境界線を持つ場所もある。 ・ 不明な場合は、ESA の責任者であるプロジェクト・オフィサーあるいは RDS オフィスに問い合わせれば、その土地が ESA に含まれているか確認することができる。 | <p>ESA 解説書 8</p> |
| <p>契約を結べる対象者</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 土地の所有者、占有者 (occupier)、借地人 (tenant) などその土地の責任者であり、管理している者であれば、誰でも対象者となる。 ・ 土地は農業事業に使用されていないといけない。 ・ 原則的に、兼業農家 (part-time holdings) は農業事業に従事していると見なし、対象者とする。 ・ ライセンスの下で季節的な草刈りや放牧用として草地管理 (grass-keep) を売り渡している土地の所有者は、通常対象者に含まれる。 ・ 農業の取り決めを共有し、契約している場合は、両方 (全ての) 当事者が管理契約に含まれなくてはならない。 ・ もし5年以内に終わる農業ビジネスの借用期間などの賃貸契約がある場合は RDS 事務局またはプロジェクト・オフィサーに相談すること。 | <p>ESA 解説書 9 ~ 10</p> |
| <p>ESA 制度の期間</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 各 ESA に期限はない。しかし、契約期間は 10 年間で、ペナルティなしに 5 年後に契約を破棄する機会が与えられている。 ・ ESA の将来については定期的にレビューされる。 | <p>ESA 解説書 11</p> |

| 項目 | 運用の概要 | 根拠 |
|---|--|-----------------|
| 申請する際、第3者への通知 | <ul style="list-style-type: none"> ・ もし申請者が借地人の場合は、地主に通知しなければならない。 ・ その際、地主に管理協定の借地人届出書を提出する必要がある。 ・ DEFRA は借地者が申請する際、地主に通知したかを確認するが、書面による地主の許可証の提出は必要としない。 ・ しかし、その土地が王室、ランカスター公爵、コーンウォール公爵、および政府のものである場合は、地主の許可があることを借地人届出書 (ERDP/ESA/11) 上に明記しなくてはならない。 ・ ESA の契約が賃貸契約に与える影響について、DEFRA は助言しない。 | ESA 解説書 12 ~ 14 |
| 保有している土地のどれくらいを契約しなければならないか | <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請する ESA によって条件は異なる。 | ESA 解説書 15 |
| ESA 制度に参加した後に土地(土地の一部)を貸し出し/売り出したらどうなるか | <ul style="list-style-type: none"> ・ 通常の場合、管理契約は次の保有者(例:新しい所有者、占有者、借用を引き継ぐ者)に自動的に引き継がれる。 ・ しかし、土地の借用が ESA 契約期間内に終了した場合はこれに該当しない。 ・ そのような状況では、ESA 制度を辞めることが契約者の責任ではない場合、新しい契約者が ESA 制度を続ける意思がある場合を除いて、現行の契約者は受け取った資金に利子をつけて返却しなければならない。 | ESA 解説書 16 |
| 契約後に新しい土地を手に入れたらどうなるか | <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約後に保有した新しい土地が、全農地を協定に含めなければならないとしている ESA に含まれるのであれば、新しい土地も ESA 制度に含めなければいけない。 | ESA 解説書 17 |

4 イギリスの取組（CSS、ESA、ES）

| 項目 | 運用の概要 | 根拠 |
|--------------------------------|---|------------|
| 契約後に条件を履行しなかったらどうなるのか | <ul style="list-style-type: none"> ・ 重大な違反の場合は契約を破棄し過去の支払いの払い戻しを要求することもある。また、追加的ペナルティを課す権限がある。 ・ 論争になった場合は、仲裁人を立て違反を調べることもある。 ・ 不履行が天候などの原因等、契約者の責任ではない場合は、10 営業日（working day）以内にプロジェクト・オフィサーに伝えなければならない。 | ESA 解説書 18 |
| 契約前に ESA の目的に反するような作業をしたらどうなるか | <ul style="list-style-type: none"> ・ 仮に ESA に申請する直前に ESA の目的に反するような行動があった場合（塀や建物を壊すなど）、その申請は受理されない。 ・ 同様に、申請の受付から契約までにそのような行動が発覚した場合は、申請は受理されない。 | ESA 解説書 19 |
| 共有地は ESA に申請できるか | <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請できる。共同契約によってその土地の権利を持っている人によって申請することは可能。 | ESA 解説書 20 |
| 他の制度と管理契約を結んでいる場合は | <ul style="list-style-type: none"> ・ 他の制度の契約を結んでいる土地であって、既に補助金を受け取っている場合は、活動内容が本質的に異なる場合を除いて、ESA 制度の対象にならない。（Countryside Stewardship Scheme, English Nature, National Park Authority, the Broads Authority, Local Authority など） ・ 一般規則（general rule）は、一つの目的のために複数の政府・公的団体から補助金を受け取ることはできないと定めている。 | ESA 解説書 21 |
| SSSI や古代遺跡などが農場にある場合はどうなるか | <ul style="list-style-type: none"> ・ ESA として認められる。 ・ 既に English Nature や他の団体による支援を受けていない場合は、ESA 制度によって補助される。 | ESA 解説書 22 |

| 項目 | 運用の概要 | 根拠 |
|---|--|------------|
| The Arable Area Payments Scheme は ESA 制度への参加にどう影響するか? | <ul style="list-style-type: none"> ・ ESA に参加している土地であっても、適切な作物を栽培するための耕地として利用されていれば、area payment 又はセットアサイドの要件を満たす。 ・ ESA の参加によって草地転換された耕地は Arable Area Payment には対象とならない。 ・ ESA が終了した後は Arable Area Payment に参加することができる。 | ESA 解説書 23 |
| 管理契約に申請する為の土地をどのように識別するか | <ul style="list-style-type: none"> ・ OS 地図シート・リファレンスを含む OS 区画表を使ってそれぞれの土地を識別する必要がある。 | ESA 解説書 24 |
| 制度はどのようにモニターされるか | <ul style="list-style-type: none"> ・ DEFRA は環境上・経済的影響を評価するために ESA をモニターする。 ・ 航空写真を用いた分析を行い、必要であれば実地調査などで裏付けを行なう。 ・ DEFRA は契約者が計画を遂行しているかどうか定期的なチェックを行なう。 | ESA 解説書 26 |
| DEFRA は審査をする際、申請者の詳細について外部と協議するか | <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請者が SSSI 協定を保有しているのであれば、DEFRA はその申請について English Nature と協議する。 ・ 必要であれば DEFRA は、その申請について適切な公共機関 (public authority) などから内々に専門的なアドバイスを受けながら協議することもある。 ・ 特に、アクセス段階に申請する場合は、関係公的団体 (高速道路、国立公園当局など) と申請の適用について話し合う。 | ESA 解説書 27 |

4 イギリスの取組 (CSS、ESA、ES)

| 項目 | 運用の概要 | 根拠 |
|----------------------|--|-----------------|
| 契約内容の公開はどのように行なわれるか | <ul style="list-style-type: none"> ・ 要請があれば、参加者と土地の簡単な情報を一般へ公開する。この情報には次が含まれる：契約者の名前、住所、農地のグリッド照合 (grid reference)、契約ヘクタールの合計。 ・ 要請があった場合は、個々の契約の包括的な詳細が公開される。 | ESA 解説書 28 |
| どのように申し込むのか | <ul style="list-style-type: none"> ・ ステージ I, II, III の ESA の管理契約申し込みは通常毎年 2 月から 4 月に行なわれる。 ・ ステージ IV の ESA の申し込み期間は通常 6 月から 8 月。 ・ 全ての場合において、ESA 管理契約 (ERDP/ESA/1) 用の申込書を記入し、農場計画と一緒に RDS 事務局に送付する。 | ESA 解説書 29 |
| 契約はいつ開始されるか | <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約に発効日が記載されている。通常これは申請期間の締め切りの翌日である。この日から契約は 10 年間有効である。 ・ 不正確な申告があった場合は、契約が無効になる又は修正される場合がある。 ・ 不正申告が不注意によるものであった場合、その申告者はその年の ESA 制度と他の農業環境制度に申し込むことはできない。 ・ 不正申告が故意であった場合、次の年 (additional year)、制度から除外されることがあり、他の農業環境協定が停止される。 | ESA 解説書 30 ~ 31 |
| 申請はどのくらいのスピードで処理されるか | <ul style="list-style-type: none"> ・ 申し込み期間終了後 4 ヶ月以内に処理する。 ・ 制度の見直しが行なわれた初年度はこれが 6 ヶ月に延長する。 | ESA 解説書 32 |
| 支払いはどのように請求するか | <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約書に請求方法が記されている。 ・ 毎年決まった時期に請求書が自動的に送付される。もし届かなかった場合は、自分で請求書の送付を要求し、できるだけ早く RDS 事務局に返送する必要がある。 ・ DEFRA による支払い方法は direct credit (BACS) によるものである。既に DEFRA から補助金を受け取っている場合は、ESA 制度の支払いも同じ方法で行なわれる。 | ESA 解説書 33 |

| 項目 | 運用の概要 | 根拠 |
|---------------|---|------------|
| 支払いが調査されるか | <ul style="list-style-type: none"> ・ 支払金は定期的にレビューされる。 ・ 支払い水準は農業経済によってその都度変化する。 ・ 支払いは自動的にインフレ率に対応するものではない。 | ESA 解説書 34 |
| 苦情がある場合はどうするか | <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請の取り扱いに苦情がある場合は、申請処理を行なった人にクレームをつけ、解決しない場合は RDS 事務局の地域責任者に申し出る。 ・ 申し出から 10 日間以内に DEFRA から対応がある。 | ESA 解説書 35 |

4.3. ES の施策内容

(1) 対象者、対象地域

対象者

ELS は、すべての農家と土地所有者を対象としている。借地農家も対象となる。その場合は、土地の管理権を最低 5 年保有しているか、借地契約の終了後に ELS を引き継ぐという地主の同意があることが条件となる⁷⁵。対象を全ての農家に広げており、多くの農家が参加することを期待されている (70~80%の農家がカバーされることを期待されている⁷⁶)。

また、HLS は、適切な土地を所有、あるいは管理している人ならば誰でも申請することができる。協定期間中の 10 年間その土地を運用することが可能であれば、農家、土地所有者、管理者のいずれも HLS に参加することができる。

対象地域

ELS に申請する際の土地制限はなく、全ての農地が対象となる。既に CSS、ESA、Organic Farming Scheme、English Nature、あるいは English Heritage Scheme などの農業環境制度から給付金を受け取っている農家も、Environmental Stewardship に申請することができるが、同じ土地に対し重複して給付金を受け取ることがないように、既に他の制度のもとで支払いを受けている土地を ELS に申請することはできない。ただし、契約希望者の土地全体がすでに CSS/ESA 契約を結んでいる場合は、ELS に申請することはできないが、土地の一部しか CSS/ESA 契約を結んでいない場合は、その他の土地を ELS に申請することができる。

HLS の対象地域は、高い環境価値を持つエリアを対象としている。各エリアにはその HLS における優先事項を明記した「Targeting Statement」があり、これらは ERDP 地方政策委員会によって作成される。HLS は生垣植林などの環境対策に補助金を設けている。補助金を受取る対象は、A)地域の HLS の対象として規定されているか、B)申

⁷⁵ Entry Level Stewardship – Question and Answers
<http://www.defra.gov.uk/erdp/schemes/els/faqs.htm>

⁷⁶ DEFRA 担当者へのヒアリングによる。

請する際に実施計画に含められていたものである。生垣を植えるだけでは、おそらく HLS 協定の適応には含まれない。

(2) 活動分野（対象事業）

入門レベル（ELS：Entry Level Stewardship）では、ポイント制となっており、一律 30 ポンド / ha の支給額である。

ポイント制の内容（ハンドブック⁷⁷1.1.3）

- ・ 契約希望者は、多数の選択肢の中から活動内容を選ぶことができる。それぞれの選択肢はポイントを持っており、選択することでポイントが加算されていく。
- ・ 農地のサイズに応じて異なる ‘ point target ’ が与えられる。
- ・ 契約希望者は、それぞれの ‘ point target ’ に達するように、自由にどの選択肢（オプション）をどの程度、どれくらいの範囲で適応させるのかを選ぶことができる。これらの活動場所は RDS（Rural Development Service）によって支給されたオプションマップに記載する必要がある。契約希望者が目標ポイントに達するだけのオプションを行なうことに同意した場合、この制度への参加が保障される。

ターゲットポイントの計算方法（ハンドブック 1.3.4）

- ・ 適応される全ての土地は、1 ヘクタールあたり 30 ポイントを獲得しなければならない。
- ・ ただし例外として、Less Favored Area（LFA）に 15 ヘクタール以上の土地を所有している場合、その土地に関しては 1 ヘクタールあたり 8 ポイントを達成しなければならない。

ターゲットポイントを上回ることは可能か（ハンドブック 1.3.7）

- ・ ターゲットポイントと支払い金額は固定されている。よって、必要なポイント以上のオプションを行なったからといって追加の支払いがされるわけではない。
- ・ もしターゲットポイントの計算に間違いがないと確信できるのであれば、追加のオプションを行なう必要はない。しかし、もし計算に間違いがあり、行なっ

⁷⁷ <http://www.defra.gov.uk/erdp/pdfs/es/els-handbook.pdf>

たオプションでターゲットポイントに達しなかった場合は、契約破棄と見なされペナルティが課されてしまうので、念のため少し大目にオプションを行なうことが推奨される。

- ・ もし ELS で必要とされている以上に貢献したいと考えるのであれば、HLS に申請しより多くの選択肢の中から活動や給付金額を選ぶことも可能である。しかし、必ずしも HLS に認められるわけではない。

表 4-3 ELS のオプション一覧

| 区 分 | オプション | 単位 | 点数 |
|--|--|-----------------------------------|---------|
| 境界線に関するオプション / Options for Boundary Features | Hedgerow management (on both sides of hedge) | 生け垣の管理(生け垣の両側) | 100m 22 |
| | Hedgerow management (on one side of hedge) | 生け垣の管理(生け垣の片側) | 100m 11 |
| | Enhanced hedgerow management | 一層の生け垣の管理 | 100m 42 |
| | Stone-faced hedgebank management on both sides | 両側での石の生け垣の土手(hedgebank)の管理 | 100m 16 |
| | Stone-faced hedgebank management on one side | 片側での石の生け垣の土手(hedgebank)の管理 | 100m 8 |
| | Ditch management | 溝(Ditch)の管理 | 100m 24 |
| | Half ditch management | 片側の溝(Ditch)管理 | 100m 8 |
| | Combined hedge and ditch management (incorporating EB1 hedge management) | 連結した生け垣と溝(Ditch)の管理(EB1生け垣管理と組合せ) | 100m 38 |
| | Combined hedge and ditch management (incorporating EB2 hedge management) | 連結した生け垣と溝(Ditch)の管理(EB2生け垣管理と組合せ) | 100m 26 |
| | Combined hedge and ditch management (incorporating EB3 hedge management) | 連結した生け垣と溝(Ditch)の管理(EB3生け垣管理と組合せ) | 100m 56 |
| 樹木及び林地に関するオプション / Options for Trees and Woodland | Stone wall protection and maintenance | 石垣の保護及びメンテナンス | 100m 15 |
| | Protection of in-field trees - arable | 農地内の樹木の管理 - 耕地 | Tree 12 |
| | Protection of in-field trees - grassland | 農地内の樹木の管理 - 牧草地 | Tree 8 |
| | Maintenance of woodland fences | 林地(Woodland)のフェンスのメンテナンス | 100m 4 |
| 歴史上重要な土地および地形に関するオプション (Options for Historic and Landscape Features) | Management of woodland edges | 林地(Woodland)の縁部の管理 | ha 380 |
| | Take archaeological features currently on cultivated land out of cultivation | 現耕地の今後の耕作をやめ、考古学的な特徴をとる。 | ha 460 |
| 緩衝帯(Buffer)及びマージンに関するオプション / Options for Buffer Strips and Field Margins | Reduce cultivation depth on land where there are archaeological features | 考古学的特徴のある土地での耕作の深さを低減させる。 | ha 60 |
| | Management of scrub on archaeological sites | 考古学的な遺跡上の雑木林の管理 | ha 120 |
| | Archaeological features on grassland | 牧草地での歴史的遺産 | ha 16 |
| | 2 m buffer strips on cultivated land | 耕地の2mの緩衝帯(Buffer) | ha 300 |
| | 4 m buffer strips on cultivated land | 耕地の4mの緩衝帯(Buffer) | ha 400 |
| | 6 m buffer strips on cultivated land | 耕地の6mの緩衝帯(Buffer) | ha 400 |
| | 2 m buffer strips on intensive grassland | 集約的な牧草地の2mの緩衝帯(Buffer) | ha 300 |
| | 4 m buffer strips on intensive grassland | 集約的な草地の4mの緩衝帯(Buffer) | ha 400 |
| | 6 m buffer strips on intensive grassland | 集約的な草地の6mの緩衝帯(Buffer) | ha 400 |
| | Buffering in-field ponds in improved grassland | 改善された草地での緩衝用の農地内の池 | ha 400 |
| Buffering in-field ponds in arable land | 耕地での緩衝用の農地内の池 | ha 400 | |
| 耕地に関するオプション / Options for Arable Land | Field corner management | 敷地の隅の管理 | ha 400 |
| | Wild bird seed mixture | 野鳥種子の混合 | ha 450 |
| | Wild bird seed mixture on set-aside land | 休耕地(set-aside land)での野鳥種子の混合 | ha 85 |
| | Pollen and nectar flower mixture | 花粉花および花蜜花の混合 | ha 450 |
| | Pollen and nectar flower mixture on set-aside land | 休耕地(set-aside land)での花粉花及び花蜜花の混合 | ha 85 |
| | Over-wintered stubbles | 越冬刈り株 | ha 120 |
| | Beetle banks | ビートルバンク | ha 580 |
| | Skylark plots | ヒバリの小区画地 | plot 5 |
| | Conservation headlands in cereal fields | 穀物地の枕地(haedlands)の保全 | ha 100 |
| | Conservation headlands in cereal fields with no fertilisers or manure | 肥料、堆肥を使わない穀物地の枕地(haedlands)の保全 | ha 330 |
| 6m uncropped, cultivated margins on arable land | 耕地上の植え付けされていない耕やされた6mのマージン | ha 400 | |
| 作物種の範囲の拡大に関するオプション / Options to Encourage a Range of Crop Types | Under sown spring cereals | 春作物と牧草を同時に播く | ha 200 |
| | Wild bird seed mixture in grassland areas | 草地エリアでの野鳥種子の混合 | ha 450 |
| | Pollen and nectar seed mixtures in grassland areas | 草地エリアでの花粉花及び花蜜花の混合 | ha 450 |
| | Cereals for whole crop silage followed by over-wintered stubbles | 越冬刈り株に続く全作物サイレージ用の穀物 | ha 230 |
| 土壌保全に関するオプション / Options to Protect Soils | Brassica fodder crops followed by over-wintered stubbles | 越冬刈り株に続くアブラナ飼料作物 | ha 90 |
| | Management of high erosion risk cultivated land | 浸食危険の高い耕地の管理 | ha 18 |
| | Management of maize crops to reduce soil erosion | 土壌侵食を軽減するためのトウモロコシ作物の管理 | ha 18 |
| | Take field corners out of management | 敷地の隅を自然のままにする | ha 400 |
| 条件不利地外の低地湿地帯、草地に関するオプション / Options for Lowland Grassland Outside the LFA | Permanent grassland with low inputs | 低投入の永久草地 | ha 85 |
| | Permanent grassland with very low inputs | 超低投入の永久草地 | ha 150 |
| | Management of rush pastures (outside the LFA) | イグサ牧草地の管理(条件不利地(LFA)外) | ha 150 |
| | Mixed stocking | 混合貯蔵 | ha 8 |
| | Field corner management (LFA land) | 敷地の隅の管理(条件不利地) | ha 100 |
| 高地に関するオプション(条件不利地) / Options for the Uplands (LFA land) | Manage permanent in-bye grassland with low inputs | 低投入の近隣永久草地の管理 | ha 35 |
| | Manage in-bye pasture and meadows with very low inputs | 超低投入の近隣牧草地及び草地の管理 | ha 60 |
| | Management of rush pastures (LFA land) | イグサ牧草地の管理(条件不利地) | ha 60 |
| | Enclosed rough grazing | 隔離された粗放牧地 | ha 35 |
| | Moorland and rough grazing | 溼原地及び粗放牧地 | ha 5 |
| 管理計画 / Management Plans | Soil management plan | 土壌管理計画 | ha 3 |
| | Nutrient management plan | 栄養管理計画 | ha 2 |
| | Manure management plan | 肥料管理計画 | ha 2 |
| | Crop protection management plan | 防除管理計画 | ha 2 |

出典) DEFRA 資料を基に作成。

一方、HLS は、オプションによって異なる支払額となっており、Capital Item (資本アイテム) も対象となっている。HLS におけるオプションの構成を表 4-4 に示す (オプションの詳細は巻末資料参照)。

表 4-4 HLS のオプション

| 区 分 | 項 目 | 支 払 額 |
|---|--|---|
| 土地管理のオプション及び補給物 (Land Management Options and Supplements) | 生け垣オプション (Hedgerow Option) | 27 ポンド / 100m |
| | 森林地帯オプション (Woodland Options) | 95 ~ 315 ポンド / ha 25 ポンド / 本 |
| | 歴史に関するオプション (Historic Options) | 70 ~ 500 ポンド / ha |
| | 耕地オプション (Arable Options) | 80 ~ 485 ポンド / ha |
| | 資源保護オプション (Resource Protection Options) | 40 ~ 350 ポンド / ha |
| | 草地オプション (Grassland Options) | 75 ~ 590 ポンド / ha |
| | 湿原地および高地の自然のままの牧草地オプション (Moorland and Upland Rough grazing Options) | 5 ~ 80 ポンド / ha |
| | アクセスオプション (Access Options) | 41 ポンド / ha 45 ~ 105 ポンド / 100m 100 ポンド / 訪問者 350 ポンド / 合意・年 500 ポンド / 合意 |
| | 低地湿地帯、ヒースの生えた荒野オプション (Lowland Heathland Options) | 150 ~ 450 ポンド / ha |
| | 間潮および沿岸のオプション (Inter-tidal and Coastal Options) | 30 ~ 700 ポンド / ha |
| | 湿地帯オプション (Wetland Option) | 60 ~ 380 ポンド / ha 90 ~ 180 ポンド / 個所 |
| | 付加的な補給物 (Additional Supplements) | 10 ~ 60 ポンド / ha |
| ハイレベルでも適用可能な入門レベルのオプション | 樹木および森林地帯に関するオプション (Options for Trees and Woodland) | 8 ~ 12 ポンド / 木 380 ポンド / ha |
| | 歴史上重要な土地および地形に関するオプション (Options for Historic and Landscape Features) | 16 ~ 460 ポンド / ha |
| | 耕地に関するオプション (Options for Arable Land) | 85 ~ 580 ポンド / ha 5 ポンド / 個所 |

| 区 分 | 項 目 | 支 払 額 |
|--|--|---|
| ハイレベルでも 適用可能な入門 レベルのオプシ ョン (続き) | 飼料穀物管理に関するオプション(Options for Forage Crop Management) | 90 ~ 230 ポンド / ha |
| | 土壌保護のためのオプション (Options to Protect Soils) | 18 ポンド / ha |
| | 穀物種の幅の促進に関するオプション (Options to Encourage a Range of Crop Type) | 200 ~ 450 ポンド / ha |
| | LFA 外の低地湿地帯、草地に関するオプション(Options for Lowland Grassland Outside the LFA) | 8 ~ 400 ポンド / ha |
| | 高地に関するオプション (LFA 地) (Options for the Uplands (LFA Land)) | 5 ~ 100 ポンド / ha |
| | 管理計画 (Management Plans) | 2 ~ 3 ポンド / ha |
| ハイレベルでも 適用可能な有機 入門レベルのオ プション | 樹木および森林地帯に関するオプション(Options for Trees and Woodland) | 8 ~ 12 ポンド / 木 380 ポンド / ha |
| | 歴史上重要な土地および地形に関するオプション (Options for Historic and Landscape Features) | 16 ~ 600 ポンド / ha |
| | 耕地に関するオプション (Options for Arable Land) | 150 ~ 750 ポンド / ha 5 ポンド / 個所 |
| | 穀物種の幅の促進に関するオプション (Options to Encourage A Range of Crop Types) | 110 ~ 550 ポンド / ha |
| | 土壌保護のためのオプション (Options to Protect Soils) | 18 ポンド / ha |
| | LFA 外の低地湿地帯、草地に関するオプション(Options for Lowland Grassland Outside the LFA) | 8 ~ 500 ポンド / ha |
| | 高地に関するオプション (LFA 地) (Options for the Uplands [LFA Land]) | 35 ~ 100 ポンド / ha |
| | 管理計画 (Management Plans) | 2 ~ 3 ポンド / ha |
| 資本アイテム (Capital Items) | 境界 (Boundarie) | 0.6 ~ 52 ポンド / m |
| | 保存工事に関する柵 (Fencing in Association with Conservation Works) | 1.2 ~ 4.0 ポンド / m |
| | 植林 および管理に関する項目(Items Associated with Tree Planting and Management) | 0.2 ~ 106 ポンド / 個所 25 ポンド / m ³ |

4 イギリスの取組 (CSS、ESA、ES)

| 区 分 | 項 目 | 支 払 額 |
|------------------------------|--|--|
| 資本アイテム (Capital Items) 続き | 高地管理 (Upland Management) | 3.4 ポンド / m ² |
| | 湿地に関する項目 (Items Associated with Wetlands) | 0.9 ~ 3.6 ポンド / m ² 46 ~ 960 ポンド / 個所 コストの 50 ~ 80% |
| | 池・貯水池 (Ponds) | 0.8 ~ 3 ポンド / m ² |
| | 復活-ヒースの生えた荒野、牧草、草地 (Reversion-Heathland, Grass, Meadow) | コストの 100% |
| | 家畜の再導入 (Re-introduction of Livestock) | 85 ~ 538 ポンド / 個所 2 ポンド / m コストの 60% |
| | 雑木林およびシダの管理 (Scrub and Bracken Control) | 61 ~ 106 ポンド / 合意 7 ~ 583 ポンド / ha |
| | 景観の項目 (Landscape Items) | 70 ~ 149 ポンド / 個所 |
| | 種 (Species) | 1.5 ~ 203 ポンド / 個所 |
| | 資源保護 (Resource Protection) | 136 ~ 139 ポンド / 個所 |
| | 歴史上の特質 (Historic Features) | コストの 80% コストの 100%まで |
| | その他、環境上の点 (Other Environmental Issues) | 支払額の設定なし |
| | 助言等に対する報酬 (Payments for Advice, etc) | 180 ~ 400 ポンド / 個所 |
| | アクセス (Access) | 13 ~ 15 ポンド / m ² 35 ~ 490 ポンド / 個所 |

注) 支払額は、各項目の中の細項目毎に規定されている。

出典) DEFRA(2005), Higher Level Stewardship. Payments for Land Management Options, Supplements and Capital Items⁷⁸.

⁷⁸ <http://www.defra.gov.uk/erdp/pdfs/es/hls-payment-booklet.pdf>

(3) 手続、運用方法

ELS (入門レベル)

ELS は地域ごとの **Business Delivery Center** の **Rural Development Service (RDS)** によって運営される。手続きは簡単かつ分りやすく作られており、農家が自分自身で申請できるような仕組みになっている。

申請書類

- ・ ELS に申請する場合は、**Farm Environmental Record** という農家の特徴を記した記録を作成しなければならない。この記録は RDS によって支給される **Farm Environment Record** マップを用いて作成される。(ハンドブック 1.1.3)
- ・ 申請用紙が RDS に送られると、参加資格に合っているか(申込書と地図が完全に記入されているかどうか)が審査される。これらの審査に合格すると、RDS は農家に参加資格の通達をし、参照番号を給付する。(ハンドブック 1.3.11)
- ・ 申込書に間違いがなく、ターゲットポイントに達した場合、RDS は ELS への参加許可を参加者に送付する。その手紙では、契約開始日程、年間合計支払額、選択したオプション、**non-rotational option** の位置、それぞれのオプションの合計量を記している。FER とオプションマップは返却され、契約者は審査のためにそれらを保存しておかなければならない。(ハンドブック 2.4)

申請期間

- ・ 申請は通年で受け付けているが、特定の契約を選んだ場合は、その締め切り前に申し込まなくてはならない。(ハンドブック 1.3.3)
- ・ 契約開始日は年に 4 回ある(2月1日、5月1日、8月1日、11月1日)。初回の契約開始日のみ発表され、その後は好きな開始日を選択することができる。(ELS の概要)

申請方法

- ・ 申請は郵送またはインターネットを通じてすることが可能である。ELS オンラインサービスを使って申請する場合は様々な特典がある(申請マップを作ることが簡単、ELS ソフトが自動的に地図の測定のための計算を行なう、申請書類にミスがないかを自動的に確認するなど)。(ハンドブック 1.3.1)

代理人の使用

- ・ 代理人を立てて申込をすることも可能。ただしその場合は代理人承認書（ERDP/AUTH1）の必要箇所に記入し、署名したものを提出しなければならない。また、代理人への報酬はDEFRAによって補償されるものではない。

運用期間

- ・ ELSは5年間続けられ、契約者はこの間契約内容を遵守することが求められる。もし契約期間終了前にELSを止めた場合や、契約を破棄した場合には罰則がある。（ハンドブック 1.1.6）

支払い

- ・ 参加者には、年間1ヘクタールあたり£30が一律で支払われる。（ハンドブック 1.1.4）
- ・ 例外として Less Favored Area(LFA)に含まれる15ヘクタール以上の土地については、年間1ヘクタールあたり£8が支払われる。（ハンドブック 1.1.4）
- ・ 支払いは半年ごとに行なわれる。支払い金額は年間受取額の半分であり、最後の給付金以外は自動的に支払われる。最終年には契約者に残りの給付金の請求用紙が送られる。最後の請求を行うには、5年間を通じて契約内容を遵守したという宣言に署名をしなければならない。（ハンドブック 1.3.12）
- ・ Capital Workには支払いは適応されない。（ELSの概要）

契約期間中の土地の貸し出し/売却（ハンドブック 6.2）

- ・ 土地の一部の領有や所有者が変わる場合（売却、譲渡、相続、貸し出しなど）、事前にRDSに申し出ること。
- ・ RDSは契約者に変更手続き用の書類（ERDP/LTA1）を送付し、変更点を確認する。
- ・ 契約者は土地を譲渡する前に新しい所有者に契約内容について通達しなければならない。
- ・ もし新しい土地所有者にこの環境保全管理を続ける意思がない場合、契約者本人が契約を破棄したものと見なし、それまでに受け取った給与金を払い戻さなければならない。

土地の追加 (ハンドブック 6.3)

- ・ もし、契約期間中に売却、譲渡、相続、貸し出しなどで新たに土地を所有した場合は、契約に土地を追加することが可能である。
- ・ 土地を追加する際は RDS に申し出て、必要な手続きを行なうこと。

契約の変更 (ハンドブック 6.1)

- ・ 契約の変更は必然性のあるときにしか認められない(洪水や雑草の大発生など)。
- ・ 変更を希望する場合は RDS の許可を得る必要があり、許可が下りるまではオプションを変更してはいけない。
- ・ 契約の変更は5年間の間1回とし、それ以上の変更は異例の事態にしか認められない。契約の変更をするには申請書(ERDP/LAT1)をRDSに提出する必要がある。

情報公開

- ・ 契約についての個人情報は、一般に公開される場合もある。(ハンドブック 1.1.7)

ペナルティ (ハンドブック appendix 5)

- ・ 以下の4つの場合において、契約者にペナルティが課せられる。
 1. 申請した土地面積が不正確であったり、契約したオプションが実行されていない場合。(例: 生垣が低すぎたり、存在しないなど)
 2. 運用条件が守られていない場合。
 3. FER 特徴⁷⁹が消滅または損害を受けている場合。
 4. Good Farming Practice が守られていない場合。
- ・ 検査の際、申請したオプションと実際に行なわれている活動の間に食い違いが発見された場合、合計ポイントからそのオプション分のポイントが差し引かれる。この減点は他のオプションでの追加ポイントによって相殺することが可能である。(ハンドブック appendix 5.1)
- ・ しかし、もし減点を相殺するだけの追加ポイントがない場合、合計ポイントは

⁷⁹ FER 特徴 (FER feature) とは Farm Environmental Record マップに記載されている土地の特徴を指す。(ハンドブック 2.3.2 参照)。

ターゲットポイントを下回るため、年間支払額の減少及びペナルティが課せられる。ペナルティの基準は以下の通り。(ハンドブック appendix 5.1)

| ターゲットポイントと実際のポイントの差 | ペナルティの内容 |
|----------------------------------|---|
| ポイントがターゲットポイントより少ないが、その差が3%以内の場合 | 測定されたポイントに応じた支払額の減少。 |
| 差が3%以上20%以内 | ターゲットポイントと実際のポイントの差×2を測定されたポイントから引き、そのポイントに応じて支払額を決定。 |
| 差が20%以上 | 対応する土地(ヘクタールあたり30ポンドまたは8ポンドを受け取る土地)の年間合計支払い金額の差し止め。 |

義務

- ・ ELS 制度に参加する場合、以下の義務が発生する。(ハンドブック 1.1.5)
- ・ 農地の FER 特徴を、特定し、地図に書き、大切に保有すること。
- ・ セクション3で定められた運用条件にしたがって、申込書に記載したオプションを実行すること。
- ・ ハンドブックに記載されている条件に従うこと。特に Good Farming Practice を農地全土に実施し、セクション5で定められている追加条件にも従うこと。

GFP の遵守

- ・ GFP(Good Farming Practice)の条件を農地全体で実行しなければならない。もしこれに反した場合は契約破棄と見なす。ここで言う農地とは商業目的のための全ての農地であり、これには ELS 協定書の対象ではない土地も含む。全農場を通じ以下の基準を遵守することが求められている。

ア) 家畜の過放牧 :

家畜の過放牧を避けねばならない。何故ならば放牧は土地の牧草(通常放牧して破滅させる牧草以外の)の成長、質あるいは種子の組成にかなりの程度悪い方向

に影響を与えるからである。過放牧が疑われる場合には調査が行われ、その結果の専門的勧告に従わない場合には協定書違反となる。

イ) 家畜の放牧不足 :

家畜の放牧は農園全体に配分し放牧不足を避けねばならない: 放牧不足は年間の成育分が十分に利用されていない場合や成長の悪い植物や雑草が顕著になった場合に認定されるが、これはこの区域の環境的見地からみて不利益なものである。放牧不足が疑われる場合には調査が行われ、その結果の専門的勧告に従わない場合には協定書違反となる。

ウ) 補助給餌 :

協定書により補助給餌が許されている場合、給餌は植物が過度に動物に踏みつけられたり、ぐちゃぐちゃにされたり、飼料を運ぶ車両の轍をつけられないように配慮されねばならない。

エ) 野原の境界線 :

農場の生垣及び石壁は、特別の損耗による場合を除き及び生垣規則 1997 に基づく必要な同意を得ずに取り除いたり、取り壊してはならない。野原の検査の際に最近の損害を視覚で認定した上で法令の執行が決まる。

オ) 学術研究上重要地域 (Sites of Special Scientific Interest : SSSIs) :

農場に学術研究上重要地域がある場合で、SSSI の特別指定物に損害を与える虞のある作業を行おうとする場合には、ENGLISH NATURE 宛に文書による通知をする事が要求される (これらは SSSI 通知書類に記載されている)。これらの作業は貴方が ENGLISH NATURE から文書による同意を貰って初めて実施できる。

カ) サイロ及びスラリー貯蔵所 :

新しいサイロ又はスラリー貯蔵所を建設する場合には使用前に環境庁に通知しなければならない。環境食料農林省はこの通知が行われたかを確認する。

キ) 洗羊場 :

貴方の農場の洗羊場を処分したい場合には環境庁の事前許可を取得しなければならない。その検査は許可を事前に取得したか、或は具体的案件について許可取得不要の理由があるかの何れかを確認することにある。

ク) 生け垣:

3月1日から7月31日の間は生垣の形を整えたり、手入れをしてはいけない。この数ヶ月間に行われた検査期間の最近の損害を、視覚による確認を通じて法令の執行があるか否か決まる。

HLS (ハイレベル)

HLSの特徴は、支払額が選んだオプションによって異なること、限られた例外を除いて、HLSに申請する場合は必ずELSかOELSのいずれかに申請するか、もしくは既に参加していなければならないことである。

申請方法

- ・ 申請者は、農場の重要な環境上の特徴とその現在のコンディションを報告するために、「Farm Environmental Plan (FEP)」を作成しなければならない。
- ・ FEPは申請書類と一緒に提出し、作成費用として報酬を受けることができる(395ポンド以上)。FEPは申請者自身が作成する必要はなく、代理人や調査人に委託することも可能となっている。
- ・ 申請者は特定の環境の特徴を反映した多数の包括的な土地管理オプションから、最も適切なものを選ぶことができる。その際、FEPの情報を参考にしながら選択する。
- ・ 支払いは広範囲の「Capital work」に利用可能であり、事業の終了後であればいつでも「Capital work」を要求することができる。
- ・ HLSは、自由裁量であり、全ての申し込みが受理されるわけではない。スキームの1つ以上の目的に対応できる申請は特に歓迎される。
- ・ 申請は、スキームの目的と各エリアの特定の対象に重点をおいた公開得点システムによって評価される。
- ・ 各申請は申請者の地元のHLSの「Targeting Statement」に述べられている環境上の優先事項に沿っているかを基準にして判断される。
- ・ 参加者の同意はRDSアドバイザーとの話し合いを通じて形成される。

目標の設定

- ・ 目標設定に当たっては、農業経営者は、申請から契約まで一貫して技術的アドバイスを受けることができる。
- ・ 各申請者は FEP を作成し、それを参考に数あるオプションの中から最適なものを選択する。
- ・ 申請後は、一般的に DEFRA のアドバイザーもしくは法定コンサルタントがつき、契約までのサポートを行う。また、DEFRA のアドバイザーは契約の合意に至るまで申請者の支援を行い、必要であれば管理上のアドバイスをすることもある。
- ・ 「成功の指標 (Indicators of success) 」は申請者の同意に基づき決められる。これはいつまでにどのような目標を達成すべきかを、参加者が良く理解するためである。協定期間中に、この目標をどれくらい達成できたかのフィードバックを受ける。

資本アイテム

- ・ HLS は ELS と異なり、Capital items (資本アイテム) のための支援を行っている。
- ・ HLS は現在 CSS および ESA で利用可能なアイテムと多少の追加アイテムに対し、資金調達を行う。

期 間

- ・ HLS 協定は 10 年間有効である。5 年後に両者が協定を破棄するかどうかを決定する機会がある。

支払い

- ・ 支払いは半年に一回なされ、その金額は年間の管理報酬の半分である。その際後半の半年分の支払いを要請する必要がある。

その他

- ・ HLS はスキームの目的達成のために以下のような管理を重点的に行なう。
- 土地管理者が助言と支援を行なう
- 協定が現地の状況に合うよう調整する

- 管理対象を的確に把握する
- ・ CSS/ESA 協定を結んでいる農場が HLS 協定を持つことは通常不可能である。
しかし CSS/ESA 協定も結んでも、それに当てはまらない土地を保有している場合は、その土地を ELS 協定に使うことができる。

表 4-5 制度の概要

| | CSS | ESA | ES |
|-------------|---|---|--|
| 経緯及び ねらい | 1991年、田園地域委員会の下でのパイロット事業としてスタートし、その後、拡充。ESAの対象範囲外での環境保護。 | 景観、野生生物、歴史的な価値のある特定地域の保全への支援。 | 既存スキームの簡素化、効率化を図るため、2005年よりCSS、ESA、OFS (Organic Farming Schemes)に代わり導入される予定。4地区でELSパイロット事業を実施。GFP水準以上の環境保護 |
| 実施年 | 1991～2004年 | 1987～2004年 | 2005年開始 |
| 目的 | 景観・野生生物の保全、遺跡や歴史的価値のある土地の保全、アクセスの改善等 | 景観・野生生物の保全、遺跡や歴史的価値のある土地の保全、アクセスの改善等 | 生物多様性（野生生物の保全等）、景観の保全、維持増進、歴史的環境の保全、自然資源の保全、一般からのアクセスの促進（HLSのプログラムのみ）、遺伝子保全、洪水防止 |
| 対象者 | <ul style="list-style-type: none"> 全の農家、土地管理者 ESAからの助成を受けていない者。 | <ul style="list-style-type: none"> 指定地区（22地区）内の農家、土地管理者。 | <ul style="list-style-type: none"> ELS：基礎的なレベルの環境管理を実施する全ての農家及び土地管理者。契約期間は5年間。 HLS：高いレベルの環境管理を実施する農家及び土地管理者（ELS参加者であることが必要。現在のCSS、ESA参加者からの移行も予定されている）。契約期間は10年間。 OELS：有機農家のみ |
| 対象地域 | <ul style="list-style-type: none"> イングランド全土。指定地区なし。 EAS対象地域以外 | 指定地区（22箇所）。 | <ul style="list-style-type: none"> ELS、HLS：地域指定なし OELS：有機農家 |
| 活動分野 | <ul style="list-style-type: none"> 景観の保全（石灰質草地、牧草地、高地、海岸地域等） 歴史的建造物の保全（ストーンヘンジ、伝統的な農場の建物の修復等） 鳥類、蝶等の野生生物の保全 土地への公共アクセスの改善（歩道等）等 | <ul style="list-style-type: none"> 永久草地の維持 耕地からの草地への転換 伝統的家の修復、石垣や生垣等の修復 鳥類、蝶等の野生生物の保全 土地への公共アクセスの改善（歩道等）等 | <ul style="list-style-type: none"> 3レベル別を実施 1) 入門レベル（Entry Level Stewardship） 2) ハイレベル（Higher Level Stewardship） 3) 有機入門レベル（Organic Entry Level Stewardship） |

4 イギリスの取組 (CSS、ESA、ES)

| | CSS | ESA | ES |
|-------------------|--|---|---|
| 予算額 及び 負担割合 | <ul style="list-style-type: none"> ・ EU (ERDP) と DEFRA の共同出資 ・ 支出金 5,200 万ポンド (2002-2003 年) | <ul style="list-style-type: none"> ・ EU (ERDP) と DEFRA の共同出資 ・ 支出金 5,300 万ポンド (2002-2003 年) | |
| 助成水準 (単価) | 耕地の牧草地化： 280 ポンド (約 52,900 円) / ha・年 6 m マージンの設置： 32 ポンド (約 6,000 円) / 100m・年 [533 ポンド (約 100,700 円) / ha・年] | 耕地から永久草地への転換：290 ポンド (約 54,800 円) / ha・年 石垣の修復：28 ポンド (約 5,300 円) / m・年 (Cotswold Hills ESA の例) | 入門レベル：一律 30 ポンド (約 5,700 円) / ha・年 HILS：異なる支給額 |

備考) 1 ポンド = 189 円で換算 (2003 年 IMF 平均換算レート)。

4.4. 実施状況

(1) 予算

2002-03年(会計年度)において、ESAでは53百万ポンド、CSSでは52百万ポンドが支払われ、合計で105百万ポンドを超える金額がCSS、ESAの合意に対し支払われた。内訳としては、81百万ポンドは年間の土地管理に対し、24百万ポンドは資産的なもの(capital works)に対する支払いである。

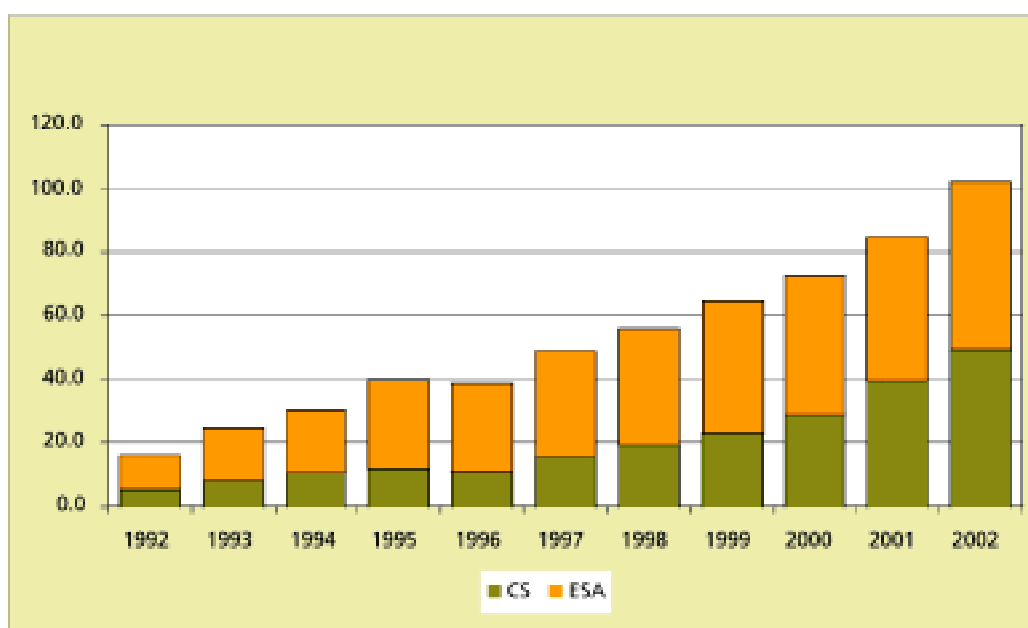


表 4-6 支払額の推移 (百万ポンド)

出典) DEFRA. CSS ESAs Annual Report 2002-2003

(2) 事業実績

ESAは、協定数12千件、協定面積640千ha(2003年)となっており、CSSにおいては、管理協定は16,100件であり、管理協定面積は530,000ha以上に及んでいる。この内、マージン(gross margin)は33,000ha(直線で38,000マイル〔61,160km〕以上)である。資本(Capital work)では、19,000マイル〔30,580km〕以上の生け垣

(hedgerow)、1,300 マイル〔2,092 km〕以上の石壁 (dry stone wall) の修復や維持が行われている⁸⁰。

表 4-7 ESA スキームの対象面積の推移

| 年 | 1998 | 1999 | 2000 | 2001 | 2002 | 2003 |
|--------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 協定数 | 9,950 | 10,323 | 10,915 | 11,263 | 12,027 | 12,445 |
| 協定面積 (ha) | 501,255 | 523,545 | 532,000 | 528,748 | 571,520 | 640,000 |

出典) DEFRA 資料 (<http://www.defra.gov.uk/erdp/schemes/esas/default.htm>)

表 4-8 CSS での土地管理面積 (2003-2004 年度)

| 土地管理の区分 | 面積 (ha) |
|---|-----------|
| 低地の牧草地 (Lowland pasture and lowland hay meadow) | 150,000 |
| 耕地 (Arable) | 30,000 |
| 耕地転換 (Arable Reversion) | 51,000 |
| 草マージン (Grass Margin) | 33,000 |
| ヒース/荒野 (Heathland/Moorland) | 161,000 |
| 高地の牧草地 (Upland pasture and upland hay meadow) | 84,000 |
| アクセス | 9,000 |
| その他 | 13,000 |
| 合 計 | 531,000 |

出典) DEFRA 資料 (<http://www.defra.gov.uk/erdp/schemes/css/cssuptake.htm>)

⁸⁰ DEFRA 資料 (<http://www.defra.gov.uk/erdp/schemes/css/cssuptake.htm>)

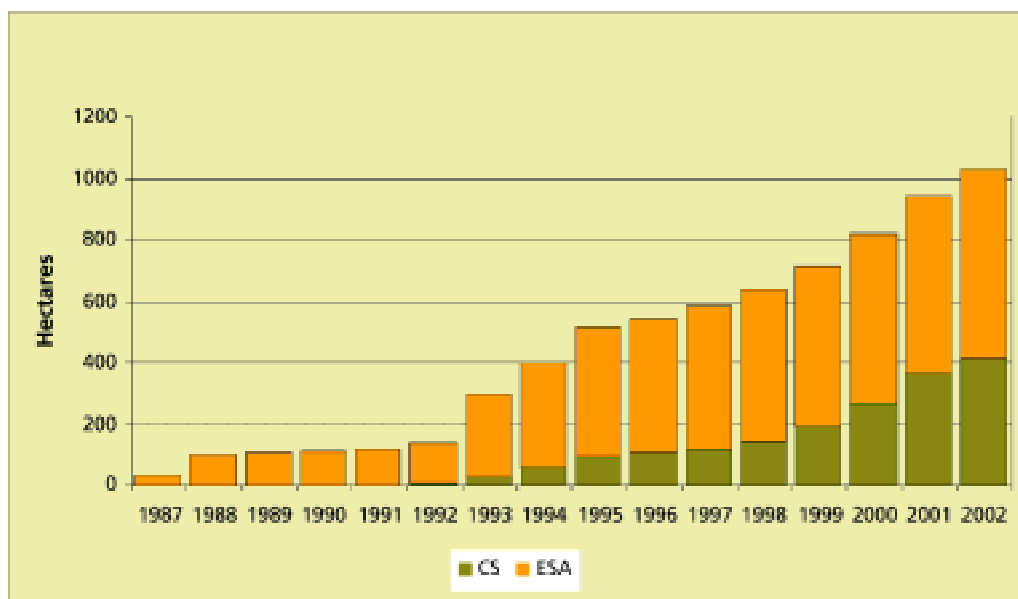


表 4-9 対象面積の推移

出典) DEFRA. CSS ESAs Annual Report 2002-2003



図 4-2 ESA 及び CSS での合意された土地の状況 (2002 年)

4.5. 事例

(1) デバイゼス近郊地区 (CSS の事例)

地区の概要

デバイゼス近郊の Stanton St Bernard 地区は、イングランド南東部の Wiltshire(ウィルトシャー州)に位置する地域である。Wiltshireは、耕地や半自然の石灰石草地 (Semi natural chalk grassland) が多く存在している地域であり、貴重な鳥類、蝶、植物等の野生生物が多く生息している。



図 4-3 ヒアリング農家の位置

CSS の実施状況

Wiltshire (ウィルトシャー州)における CSS の実施状況 (1994 ~ 2003 年 : 合意年) は、面積 12,400ha となっており、近隣の Berkshire、Oxfordshire、Gloucestershire に比べ多くの農地が CSS に参加している。

表 4-10 CSS の実績

| 合意年 (Agreement Year) 地域 (County) | 1994-2002 | | 2003 | | 1994-2003 | |
|-------------------------------------|----------------|---------------|----------------|--------------|----------------|---------------|
| | 面積 (Ha) | 件数 | 面積 (Ha) | 件数 | 合計 (Ha) | 合計 (件数) |
| Bedfordshire | 1,830 | 164 | 450 | 26 | 2,280 | 190 |
| Berkshire | 3,480 | 98 | 680 | 22 | 4,160 | 120 |
| Buckinghamshire | 3,960 | 195 | 740 | 25 | 4,700 | 220 |
| Cambridgeshire | 4,330 | 206 | 1,760 | 65 | 6,090 | 271 |
| Cheshire | 4,120 | 230 | 1,320 | 56 | 5,440 | 286 |
| Cleveland | 1,160 | 95 | 120 | 11 | 1,280 | 106 |
| Cornwall | 10,630 | 551 | 1,690 | 82 | 12,320 | 633 |
| Cumbria | 37,850 | 630 | 8,870 | 137 | 46,720 | 767 |
| Derbyshire | 8,760 | 399 | 2,300 | 48 | 11,060 | 447 |
| Devonshire | 18,150 | 996 | 3,760 | 198 | 21,910 | 1,194 |
| Dorset | 10,350 | 331 | 1,990 | 62 | 12,340 | 393 |
| Durham | 16,080 | 284 | 1,630 | 57 | 17,710 | 341 |
| Essex | 2,250 | 204 | 1,010 | 44 | 3,260 | 248 |
| Gloucestershire | 5,210 | 241 | 1,900 | 65 | 7,110 | 306 |
| Hampshire | 9,600 | 364 | 19,400 | 71 | 29,000 | 435 |
| Hereford & Worcs | 7,590 | 598 | 1,730 | 95 | 9,320 | 693 |
| Hertfordshire | 2,180 | 121 | 680 | 31 | 2,860 | 152 |
| Kent | 7,820 | 368 | 1,820 | 68 | 9,640 | 436 |
| Lancashire | 26,170 | 546 | 4,080 | 84 | 30,250 | 630 |
| Leicestershire | 3,640 | 246 | 1,220 | 48 | 4,860 | 294 |
| Lincolnshire | 9,870 | 376 | 3,890 | 112 | 13,760 | 488 |
| Norfolk | 11,890 | 461 | 3,390 | 122 | 15,280 | 583 |
| Northamptonshire | 7,200 | 274 | 1,840 | 48 | 9,040 | 322 |
| Northumberland | 68,510 | 549 | 12,970 | 131 | 81,480 | 680 |
| Nottinghamshire | 1,920 | 151 | 540 | 36 | 2,460 | 187 |
| Oxfordshire | 5,550 | 239 | 1,760 | 57 | 7,310 | 296 |
| Shropshire | 5,660 | 390 | 2,150 | 96 | 7,810 | 486 |
| Somerset | 12,000 | 541 | 4,220 | 153 | 16,220 | 694 |
| Staffordshire | 4,830 | 310 | 2,030 | 72 | 6,860 | 382 |
| Suffolk | 4,220 | 299 | 1,380 | 71 | 5,600 | 370 |
| Surrey | 5,630 | 185 | 1,020 | 42 | 6,650 | 227 |
| Sussex | 14,530 | 446 | 2,340 | 80 | 16,870 | 526 |
| Warwickshire | 3,830 | 244 | 920 | 46 | 4,750 | 290 |
| Wiltshire | 9,440 | 306 | 2,960 | 84 | 12,400 | 390 |
| Yorkshire | 67,860 | 1,681 | 13,960 | 337 | 81,820 | 2,018 |
| 合計 | 418,100 | 13,319 | 112,520 | 2,782 | 530,620 | 16,101 |

Notes:

Separate figures for Hereford & Worcs are not identifiable using County, Parish, Holding Number.
出典) DEFRA資料

デバイゼス近郊の農家ヒアリングの概要

ヒアリング日：平成16年9月28日

面談者：Roper氏 (DEFRA CS アドバイザー)、Read氏 (農家)

(農家の概要)

123ha、200ha、484haの3つの農地で農業を行っている農家。この他、馬の管理牧場を経営している。うち、CSS スキームをしているのが、200ha 484haと2つの農地であり、200ha農地のうち、21haがCSSに指定されている。2001年よりCSSに参加。

(地域の特徴)

この地域の特徴は、石灰の牧草が多い。また、野生の鳥の種類が多く、考古学的価値のあるものがある。野鳥の種類、例えばツバメ、スズメなど、一般的な鳥であるがその数が衰退している。鳥の数を増やすためにはその生息地を保護していくことである。

(CSS参加動機)

- ・ 第一には野生生物 (特に鳥類) の現象、第二には農業に関係なく一定のルールで年間収入が得られること (約 14,000 ポンド)。農業アドバイザーと話をして参加を決めた。農家の負担と得られる補助金の額はバランスしていると思う。目的に興味があれば農家は参加しない。

(受給額)

- ・ 一番大きい農場 484ha での 30ha 分について約 14,000 £。21ha については約 9,000 £。単価については、6メートル幅のマージンの設置では、100m につき 30 £ (マージンの設置は昆虫等の生息地の保全に寄与) 草地 (石灰地に限る) では 1ha に 60 £ となっている。

(検証システム)

- ・ 第一には、問題点についてアドバイスを行う。第二には、クロスコンプライアンスを行っているのかどうか。書類でのチェックのみならず、現場訪問も行う。DEFRA によるレビューの他にも、王立野鳥協会が調査を行っている場合もあり、その調査結果があれば活用している。

(新しいスキームである ES の影響)

- ・ DEFRA 担当者：ELS に関しては、簡単な手続き参加可能であり、変更点もほとんどないので、多くの農家が参加すると思う。HLS に参加する農家は少ないのではないか。ES では農家のコスト以上の金額を支払うこととなるので、どの程度の農家が参画するのか興味を持っている。
- ・ 農家：農業生産での収入が良い状況では、あまり参加のインセンティブがないが、現状は厳しいので、農家が生き残る手段と見ることができる。

(ほ場での説明)

- ・ 6mのマージンについては、内径の3mは低い植物の、外側の3mは背の高い植物としている。外側のマージンは、小動物の生息域であり、内側のマージンは昆虫の生息域となっている。現在は、内側のマージン部分を乗馬のコースとして利用することを DEFRA の担当者と相談している。このようなアドバイスや調整を行うのも DEFRA の役割となっている。
- ・ 冬期に切り株を残すと助成金がもらえる。通常は、切り株を燃やし、冬期に作付けをしている。

- ・ 農地に隣接する丘は、English Nature が管理しており、放牧のための利用権を得ている (以前は農家の所有地であったが、English Nature に売却した)。English Nature の隣接する農地では、マージンはすべて短い植物としている。English Nature は、特別の植物を生かしており、その土地に種が飛ばないように配慮している。
- ・ CSS とは直接関係がないが、キズメという鳥が生息しており、納屋に、巣をかけている。野生生物への関心を持っている。



写真 4-1 農地の設置されたマージン

左側に見えるのがマージン (全部で6mの幅)。6mのうち、手前の3mは低い草を生やしており (昆虫類が生息)、その外側の3mは背の高い草を生やしている (小動物が生息し、鳥類のエサとなる)。違う植生のマージンを設置することで、多様な野生生物の保護を図っている。ほ場には切り株が残してあり、冬季残すことで助成金を受けられる。



写真 4-2 CSS 参加農家の倉庫の巣箱

倉庫の壁の上部にたくさんの巣箱が架けられている。キスズメが飛来している。参加農家は、鳥類の保護に対し関心が高い。

(2) コッツウォルズ地区 (ESA の事例)

地区の概要⁸¹

コッツウォルズ丘陵 (Cotswold Hills) は、イングランド南東部に位置し、ヨーロッパに残るジュラ紀の石灰石草地が多く存在しており、希少な植物、蝶、鳥類等の生物が多数生息している地域である。

コッツウォルズ丘陵 ESA は、8万5千 ha 以上に及ぶコッツウォルズ丘陵地帯が対象地域であり、対象面積は約 66 千 ha となっている。ESA の大半はグロスターシャー州にまたがっており、ウースターシャーと南グロスターシャーも一部含まれている。多様な地勢がこの地方の特徴であり、ライムストーン(石灰岩)の高原、渓谷、高地、ドライストーンウォール等の景観や、Neolithic Long Barrow や Iron Age Hill Fort などの考古学的価値の高い土地が多い。ジュラ紀から手付かずのライムストーン草原が多く残っており (2,000ha)、野草や希少な植物、蝶、野鳥など多様な生物の生息地となっている。



図 4-4 コッツウォルズ丘陵 ESA の対象地区

⁸¹ <http://www.defra.gov.uk/erdp/schemes/esas/stage4/cotswolds.htm>



写真 4-3 コッツウォルズの田園風景

典型的なコッツウォルズの田園風景であり、丘陵地帯に草地が点在している。

ESA の概要

農地の増大による過剰耕作、歴史的価値の高い土地の劣化等に対処するために 1994 年に開始された。この地区の ESA の優先事項はライムストーンの高原の保護である。対象者は、実施期間（10 年間）の間に土地の管理をすることができる農業者及び土地管理者であり、他の助成金を受け取っていない者となっている。

以下の 3 つのオプションがあり、ERDP の「付属書 X : England Rural Development Programme」に規定されており⁸²、歴史的建造物の保護、植林、石垣、垣根、低木の提供、伝統的果樹園の保全、一般からのアクセスの確保等が対象となる。

- ・ Option 1 : 景観、野生動物の生息環境、歴史的建造物の保護、管理及び改善
- ・ Option 2 : 耕地から草原へ土地を変換し、野生動物の生息地、景観及び歴史的建造物を拡充する
- ・ Option 3 : 耕地の切り株やヘッドランドを保護し、珍種の耕作可能な植物や、野鳥の生息地を保護する

⁸² <http://www.defra.gov.uk/erdp/docs/national/annexes/annexx/contents.htm>

表 4-11 コッツウォルズ丘陵 ESA の支払額

| 段 階 | 支払額 |
|---|--------------|
| Tier 1A – 全ての土地 (All Land) | 15 ポンド / ha |
| Tier 1B – 永久草地 (Improved Permanent Grassland) | 30 ポンド / ha |
| Tier 1C – 永久草地 (Extensive Permanent Grassland) | 70 ポンド / ha |
| Tier 2 – 耕地から永久草地への転換 (Reversion of Arable Land to Extensive Permanent Grassland) | 290 ポンド / ha |
| Tier 3A – 穀物切り株の越冬 (Overwintered Cereal Stubbles) | 80 ポンド / ha |
| Tier 3B – 保全されたヘッドランド (Conservation Headlands) | 120 ポンド / ha |
| 石垣修復 (Wall restoration supplement) | 28 ポンド / m |
| 生け垣 (Hedgerow supplement) | 5 ポンド / m |
| 公共アクセス (Public access tier) | 350 ポンド / m |

出典) DEFRA 資料

(<http://www.defra.gov.uk/erdp/schemes/esas/payrates/stg4rate.htm#cotswold>)⁸³

⁸³ 最終更新: 2004 年 6 月 18 日。

コッツウォルズ地区の農家へのヒアリングの概要

ヒアリング日：平成16年9月29日

面談者：Roper氏 (DEFRA CS アドバイザー)、2箇所の農家

(農家の概要)

耕作面積は500エーカー。耕作物は、小麦、大麦、なたね油、豆であり、家畜は羊(雌)20~30頭を飼育。クリスマス時期にはターキーの生産をしたり、B & Bを経営するなど、経営の多角化を行っている。助成金が出るため、所有地のうちの60haは耕作をしないで草地としている。

130エーカー(60ha)の草地(grass land)、15エーカーの耕地。その他、450エーカーも管理している。羊1,200~1,300頭、牛70~90頭を飼育。ESAに入る前は、130エーカーのうち70エーカーが耕作地。マージンの設置、耕地から草地への転換等を行っている。

(ESAの取組状況について)

- ESAの方が早く始まったので、ESA地区の中にCSS地区がある。例外的な措置である。コッツウォルズの全部がESAに含まれているわけではなく、特に地域の特徴を顕著に表している地域が指定されている。現在のESAの同意数は約千

件である。面積が55,000ha農地(共有地を含む)。この地域の80%をカバー。非参加農家もいる。

- 目的は、野生生物を含む景観を維持向上、とともに歴史的、考古学的価値のあるものの保全。特に、ジュラ期の草地の保全(荒野ではない)。ESAのスキームは段階が異なる。

(対象地区の境界線の設定方法について)

- DEFRAの担当者が現場を見て設定。National Trust、CLA、English Nature、English Heritage、ローカル・アクション・グループなどの意見を聴衆した(回答振りからは実質的な関与はあまりない印象)。

(検証システムについて)

- 年に一回チェックが行われる。目視レベルである。

(農家のESAに対する評価)

- 農家としては、補助金は資金面で助かるので、評価している。
- ESAに入ることにより、助成金による収入増と草地での羊の飼育による収入があり、メリットがある。



写真 4-4 耕地から草地に転換したほ場

右側の農地が耕地から草地に転換したほ場。草の種類についても指定されており、土着の品種も含まれている。左手奥は耕作地。



写真 4-5 農地の保存されている石垣

石垣は、農地の境界を示すものとして農地の周りがあるが、手入れの手間等から取り払われてきた。ESAの中で修復への助成措置が行われている。

(3) アッパーテムズ地区（ESA の事例）

地区の概要⁸⁴

Upper Thames Tributaries は、テムズ川の上流に位置し、テムズ・バレー及び5つの支流（Windrush、Evenlode、Glyme、Cherwell、Ray.These）の下流域である。地域の総面積は、約27,200haである。Upper Thames Tributaries のESA地域は、歴史的特徴、景観的特徴、野生生物及び生態学的価値がある地域である。牧場や牧草地の生け垣、刈り込まれた川岸の柳、雑木林といった低地河川の景観を有している。湿った草地は、多様な植物相の形成や希少な野生植物の観点から重要な地域である。



図 4-5 アッパーテムズ上流域の ESA 地区

ESA の実施内容

ESA のスキームは1994年からスタートした。対象面積は約9,000 ha、合意農家数は約350となっている。この地区には、牧草地、干し草牧草地が多くあり、野生植物が生息している。

この地域におけるESAの主な目的は、地域の景観の保全、地域に生息する野生生物の保全、歴史的なものの保全である。

⁸⁴ DEFRA 現地事務所の担当者へのヒアリング結果等による。

ESA においては、牧草地の管理、耕作農地の草地への転換、マージンの設置、conservation plan (対象期間は2年間)に基づくフェンス、生け垣の整備等に対し助成を行っている。

表 4-12 アッパーテムズ上流地区 ESA の支払額

| 段 階 | 支払額 |
|--|--------------|
| Tier 1A - 永久草地 (Permanent Grassland) | 35 ポンド / ha |
| Tier 1B - 粗放的永久草地 (Extensive Permanent Grassland) | 105 ポンド / ha |
| Tier 2 - 湿った草地 (Wet grassland) | 270 ポンド / ha |
| Tier 3A - 耕地から粗放的永久草地への転換 (Reversion of Arable Land to Extensive Permanent Grassland) | 310 ポンド / ha |
| Tier 3B - 耕地から湿った草地への転換 (Reversion of Arable Land to Wet Grassland) | 435 ポンド / ha |
| Tier 3C - 耕地マージン緩衝帯 Arable Margin Buffer Strips | 400 ポンド / ha |
| ヘッドランド (Headland Supplement) | 20 ポンド / ha |
| 切り株除去 (Stock Exclusion Supplement) | 50 ポンド / ha |
| 干し草製造 (Hay Making Supplement) | 55 ポンド / ha |
| 生け垣の修復 (Hedgerow Restoration Supplement) | 7 ポンド / m |
| 公共アクセス (Public Access Tier) | 350 ポンド / ha |
| 従前の Tier 2 湿った草地 (既存の協定者のみ) | |
| Former Tier 2 - Wet Grassland (for existing agreement holders only) | 155 ポンド / ha |
| 従前の Tier 3B 耕地から湿った草地への転換 (既存の協定者のみ) | |
| Former Tier 3B - Reversion of Arable Land to Wet Grassland (for existing agreement holders only) | 330 ポンド / ha |

出典) DEFRA 資料

(<http://www.defra.gov.uk/erdp/schemes/esas/payrates/stg4rate.htm#cotswold>)⁸⁵

⁸⁵ 最終更新: 2004 年 6 月 18 日。

アッパーテムズ地区の農家へのヒアリングの概要

ヒアリング日：平成 16 年 9 月 29 日

面談者：Newto 氏 (DEFRA)、Pinnegar 氏
(農場マネージャー)

(農家の概要)

2000 年より ESA に参加しており、マージンの設置、フェンスの設置等を行っている。

現在のオーナーはアメリカ人。年の 3 ヶ月ほど狩を行いに滞在。農場は生産の最大化を目指してきた。目的は耕作地、雉狩り。

(参加の動機について)

- ・この 16 年間、この農園での最大の生産物をあげるのが目的であったが、川縁の農地では、2 年に一度洪水が起きるため、その他の農地と比較すると利益率は低い。しかし 1994 年にこのスキームが発足されたが入らなかった。その理由は、洪水を受ける農地の耕作マージンより国から出る支払いの

方が少ないからである。しかしその支払額が徐々に上がってきたので、2000 年にこのスキームに入った理由である。過剰生産による価格低下で農業からの利益が減少してきたことも背景にある。

(ESA の対象地域設定方法について)

- ・地区設定は DEFRA が行った。意見は出したが反映されなかった。40ha のパーマネント草地があるが、その一部しか ESA の対象とならなかった。

(ESA の効果について)

- ・4 年目になるが、野生生物 (フクロウ、野ウサギ、鳥類など) が増加。マージンを設置したことにより、生垣を 7、8 月の繁忙期に手入れしなければならなかったが、冬に手入れ。フェンスは、材料費についてほぼ 100% 助成される。



写真 4-6 農地の設置されたマージン

左側に見えるのが6 mのマージン。外側の2 mは背の高い草が生えており、内側の4 mは背の低い草が生えている。異なる植性とすることで多様な生態系を維持している。



写真 4-7 耕地から草地に転換したほ場

ほ場の下に古代の遺跡があり、遺跡保全のため草地に転換



写真 4-8 ほ場に設置したフェンス

ほ場の周りに設置したフェンス。フェンスの材料費はESAにより助成されている（ただし、人件費は農家負担）。

4.6. まとめと課題

(1) まとめ

農家の参加動機、評価

- ・ 第一には野生生物（特に鳥類）の減少、第二には農業に関係なく一定のルールで年間収入が得られること。農業アドバイザーと話をして参加を決定。農家は、負担と得られる補助金の額はバランスしていると感じている。このため、制度の目的に興味があれば農家は参加しない〔デバイゼス近郊のCSS参加農家〕。
- ・ 補助金は資金面で助かる〔コッツウォルズのESA参加農家〕。
- ・ 4年目になるが、野生生物（フクロウ、野ウサギ、鳥類など）が増加している〔アップーテムズのESA農家〕。

検査の実施状況

- ・ 3～4時間程度のレビューを1回実施済み（2001年からCSSに参加している農家）。
- ・ レビュー内容は、第一には、問題点についてアドバイスを行うことであり、第二には、クロスコンプライアンスを行っているのかどうかを確認するものであった。書類でのチェックのみならず、現場訪問も行う。DEFRAによるレビューの他にも、王立野鳥協会が調査を行っている場合もあり、その調査結果があれば活用されている。

新スキームに対する現場での評価

- ・ ESでは農家のコスト以上の金額を支払うこととなるので、どの程度の農家が参画するのか興味を持っている。ELSに関しては、簡単な手続きで参加可能であり、変更点もほとんどないので、多くの農家が参加すると思う。HLSに参加する農家は少ないのではないか。〔DEFRA現場担当者〕
- ・ 農業生産での収入が良い状況では、あまり参加のインセンティブがないが、現状は厳しいので、農家が生き残る手段と見ることができる〔農家〕。

(2) 課題

対象農家の範囲の問題

予算の関係から、ESAの対象農地は限定されており、参加可能な農家、農地が限定されている。

助成水準の問題

今回訪問した参加農家によれば、助成水準に関しては、農家の努力と助成金の金額は概ねバランスしている。このため、目的（景観保全、野生生物保全等）に関心がなければ農家は参加しないのが実情である。

社会的なコンセンサス

イギリスにおいては、現在、施策の見直しを行っており、より広範な農家の参加を期待する制度に移行予定である。制度の見直しにより、国の財政負担は増加することとなるが、この点に関しては社会的なコンセンサスを得ている。この背景には、イギリスにおいては、このような農村環境施策において、食料安全 保証的な考え方は希薄であり、農業、農村を景観、歴史的な遺構、野生生物の保全の場として、国民共通の財産として位置付けていることが挙げられる。我が国において、農村環境政策の検討に当たって、このようなアプローチによる社会的コンセンサスの形成は参考となる。

DEFRA 担当者へのヒアリング結果の概要

ヒアリング日：平成 16 年 9 月 27 日

面談者：Radley 氏 (Head of the agri
-environment review team)

(これまでの取組)

- ・ 現在イングランドでは、農家の作物や生産物に対しては干渉しないという政策を出しており、農家は消費者が望むものを栽培するという方向にある。政府が関与している点は、景観、環境の課題である。
- ・ CSS は、1991 年にスタートした農家の人に対する補助金のスキームである。環境面とそれを楽しむことの両方の観点から支援している。これは全国ベースで行われているスキームであり、競争性をもつものであって、そして景観保全と環境保全、特に特徴的なものの保全を対象としている。
- ・ ESA は、1987 年に発足したものであり、22 の特定地域で行われている。特に環境的にセンシティブな地域、例えば、湖水地方などの地域を対象としたものである。
- ・ オーガニックファーミングスキーム (有機農業スキーム) は、農家が有機栽培に転向するための援助をしている。
- ・ この 3 つのスキームにより、イングランドの農地の 11% をカバーしている。

(ES について)

- ・ 現在、スキームの見直しを行っており、この 3 つを 1 つのスキームにして、3 つのレベルとして 2005 年からスタートする。新しいスキームの検討は、2002 年から開始しており、一般の人やそれに関与する人たちの公聴会を既に 3 回行っている。
- ・ エントリーレベルについては、パイロットスキームすなわち実験が、2003 年の秋から開始される。それを基に詳細なスキームの設計が行われた。

(ES の目的)

- ・ スキームの主要な目的は 5 つある。第 1 には一般の人々の (国民の) 地域アクセスを推進、第 2 には田舎の伝統的な景観の維持、第 3 には歴史的価値のある環境の維持、第 4 には生物多様性 (特に鳥類)、第 5 には資源の保全である。資源保全では水質、土壌の質をあげている。二次的目的としては、洪水管理、遺伝子的な保全が挙げられる。

(入門レベルの内容)

- ・ エントリーレベルスチュワードシップは、今までのものと大きく違っている。今までのものは非常に範囲が狭すぎて、目的を当てすぎており、管理が複雑すぎる。現在のものと比較して、単純で管理技術

も簡単なものであることから、全農民に開かれているもので、非常にレベルの高い参加を期待している。この参加が多くなれば、それによって多様化や環境保全に大きく寄与すると考えている。

- ・ 最終的にはイングランドの農地の 70～75%がこのエントリーレベルでカバーされることを期待している。
- ・ このスキームの有効な点は、非常に効果の高いもので、農家の人にとって人気があり、また、環境面でも利点がある。これまでの農業環境スキームとの違いとしては、非常にシンプルなもので多くの申請があることを期待している。農家の人自身が援助なしで申請書を書き込める。これには種々の選択肢がある。それぞれに点数があり、その点数はその農園のサイズによって付けてある。この選択肢は、非常に簡単であり、他のアドバイザーの援助なしに記入できる。
- ・ エントリーレベルの申請書の中に農家は簡単な地図を書くことを要求されている。自分の農地の状況(木、森林、生け垣等)を記載する。
- ・ この申請は非競争的なものであり、誰でも行うことができる。支払いは、1haにつき一律 30 ポンドであり、5年間有効である。農家に対しては、グループトレーニング、ワークショップ、勉強会などがあるが、1対1(個別)の話し合いはしない。

(有機入門レベルの内容)

- ・ オーガニックレベルであるが、先ほどの ELS と同様であるが、有機栽培であるから実際の管理は異なる。支払額は、ELS より高く、1ha に対して 60 ポンドである。これは有機栽培をすることにより、環境、土壌に対して、利益が高いためである。

(HLS の内容)

- ・ HLS は、農業環境スキームの最高レベルのものである。HLS は、現在のスキームをより広い目的をカバーする。これは HLS の特徴であるが、ELS の上にデザインしたものである。より複雑で価値の高いものに対して支払う。参加する人の自由意志によって決めるものであり、点数をつける制度となっている。HLS では選択(オプション)は非常に幅広くある。資本項目に関しては、1度きりの支払である。例えば、壁の修理、生け垣の修理、価値ある農家の小屋の修理等に対し、1回支払う。
- ・ このスキームは最終的な結果の達成に目標を当てており、どのような方法で行うかという指示はしない。方法については、環境によって、農家の状況によって違うので、最も良い方法は農家が知っている。
- ・ HLS は、同意期間中、個別の相談を受ける。国レベルのものを設置していながら、しかしながら、地方毎での十分な柔軟性をもっているスキームである。

- ・ 農家は、申請の最終書き込みをする前に、自分達の土地の調査を行う。これは農家が行うのではなく、ランドエージェントが行う。ランドエージェントは、農業、環境に対する専門のアドバイザーであり、例えば、生態学の専門家・実践家等である。最終的に農家からの申請書のデータを収集し、内容を読んで総括をし、マップを作成する。このような方法により、申請書の質を向上させていく。
- ・ 実施にあたっては、まだ非常に多くの作業が残っているが、計画としては順調に進行中で、2005年の初旬には実施する予定である。

(スコア制)

- ・ 地域内でローカルターゲットを定める。
- ・ 申請がたくさんあった場合は、最もそのターゲットを達成する人を優先する。
- ・ スコアリングは、申し込み時点のみ関係する。一度このスキームに入ってしまうとこのスコアリングは、全く関係しない。ただし、農家のターゲットをモニタリングする際、このスコアリングがいかに有効であったのかという面で活用する。
- ・ ESSはスコア制ではないが、CSSはスコア制がある。
- ・ 新しいスキームは、スコア制は自動的にあるものでない。導入するかどうかは、エリアスタッフが決定する。
- ・ スコア制では、ある農家でスコアに達したら、参加できるが、スコアに達しない

場合でも、話し合いにより重要性が認められれば、参加できる。環境に関する事項は、複雑であり、点数表に入れられないこともある。

(国のプライオリティで地域を分ける考え方、視点)

- ・ 国としては、最高のプライオリティを2つ決めた。それが最高の野生生物の管理である。2つ目が鳥類の数を回復することである。
- ・ 国の優先度(ナショナルプライオリティ)とは、長いリストがあり、地域としてのプライオリティが何なのかは、地域自らが選ぶ。

(参加の農家数)

- ・ HLSの方は、数としては、申請者(対象者)の数はいままで以上に増やさない。受ける方も同額である。
- ・ ELSの方は、より簡単なものにもお金を出すから、受取額は少ない。しかし、特別な田舎の特徴を守らなければならない人(農家)に対しては、いままで通りの同額程度である。門戸を広げたので、新たに参加する農家も多いので、農家の数はかなり増えるだろう。

(財政的な負担が増えるのではないか)

- ・ 既に当国の財務省とは、予算の増額に対して同意をとった。EUの承認がとれれば予算額は上がる。

(単価の設定)

- ・ ELS の農家に対しては、国のプライオリティは関係ないので、実際に彼らに対して、申請書を書く時間は半日くらいで済む。農家自らが行う作業、管理する努力に対して、点数を設定している。

(農家への検査、ペナルティ措置)

- ・ 全参加者の内、5%をサンプルチェックする。
- ・ それに加えて、HLS のスキームに参加した人に対しては、常にアドバイスとサポートをしている。これは現在のスキームでも行っているが、定期的に行われておらず、現スキームの弱みである。HLS では、定期的に参加農家を訪問し、マネージメント進捗をチェックし、予定通りターゲットに向かっているかどうかを確認する。レポートは農家にもフィードバックする。
- ・ ルールを破った場合、最悪の場合、受けたお金を返還しなければならない。
- ・ もっと困難なケースとしては、ルール通り行っているが、意図している利益が出ていない場合である。アドバイスを行い、農家はフィードバックを受ける。それでも改善しなければ、HLS で同意の更新はしない。エントリーレベルで終わる。

(CSS、ESA の成功事例)

- ・ ESA では、対象としている 22 地区にお

いて、自然、環境の回復、これ以上の悪化の阻止に成功していると評価している。

- ・ CSS では、多くの農家が、景観、環境の回復を行っている。例えば、農地と農地の間が生け垣(ヘッジ)については、50、60、70 年代に破壊されていたのが、回復しつつある。
- ・ 貴重な野生生物に関しては、期待したほど達成できなかった。野生生物は、無意識な悪化を止めることが難しい。特に価値ある野生生物に力を入れ過ぎたため、より一般的な鳥の減少を止めることができなかった。

(国の財政負担が増えることへの反応)

- ・ 経済界、工業サイドの人たちは、このようなスキームが頭に入っていない。
- ・ 歴史的にイングランドの農家は、国から、近年では EU のメンバーとなってからは EU から補助金を受けていた。第一には、人々が望まないような食料に出していたものを一般の人が欲しいと思う作物に補助金を移し替えている点である。第二には、農家、田舎の経済面の重要性の認識、その人が産業界の人であるなしにかかわらず、一般の人も産業界も非常に多くの人が認識している。その契機は、口蹄疫である。2~3 年前に田舎へアクセスができなくなった、田舎のビジネスであるホテルやハイヤーとかバス会社が倒産した。現在の田舎というのは、経済性を考えたら、食料生産ということよりも、むしろ

魅力ある美しい田舎の風景を維持することによって起きて得る産業、すなわち観光客に依存していることが非常に多い。

田舎を美しく田舎として保っていくことが重要であるというのは、パブリックも一般の人たちも産業界も分かっている。

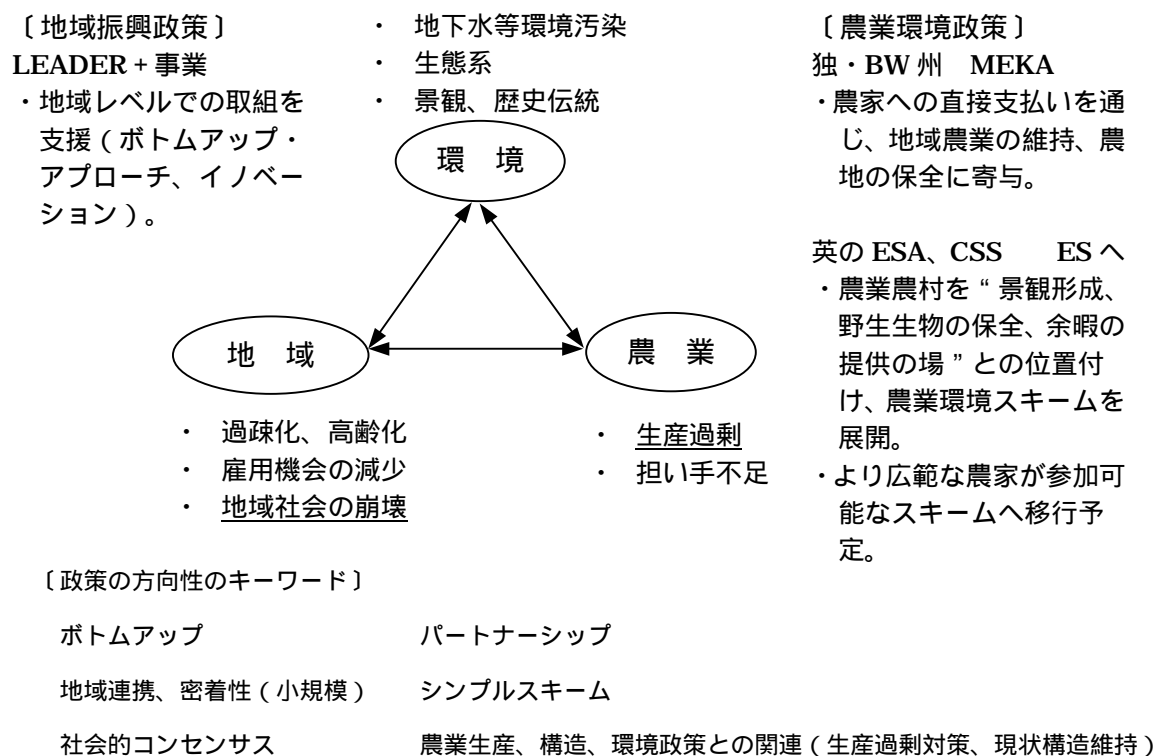


5. まとめ

EUにおいては、農業分野では生産過剰問題、担い手不足、高齢化の進展といった問題に直面している。また、環境分野では、地下水等の環境汚染への対応、生態系や景観・歴史的価値のあるものの維持が求められている。この他、農村地域においては、過疎化、高齢化、雇用機会の減少等が深刻化する中で、地域社会の崩壊が進んでいる。

このような問題に対し、EU、ドイツ、イギリスにおいては、農業、農村地域、環境の視点から総合的にアプローチする試みが行われている。

- ・ 農村地域の振興の視点からアプローチしているのが、EUのLEADER+であり、地域のLAG（ローカルアクショングループ）に対する活動助成を通じ、農家の収入機会の多様化（農家民宿、ツーリズムの促進）を図るなど、農村地域全体の地域振興を促している。
- ・ 農業環境政策の視点から行われているのがドイツBW州のMEKAの取組であり、農家への直接的支払を通じ、地域農業の維持、農地の保全に寄与している。
- ・ イギリスのCSS及びESAでは、農業農村を景観形成、野生生物の保全、国民の余暇の提供の場と位置付け、助成措置を行っている。



この他、EU、ドイツ、イギリスにおける政策の特徴として、プログラムを順次発展させている点が挙げられる。

- ・ EUのLEADERにおいては、実験的なプログラムとして導入され、LEADER I、LEADER II、LEADER+と段階的に発展している。
- ・ ドイツ(BW州)のMEKAにおいては、MEKAからMEKAに発展し、助成対象、支払水準等の見直しが行われている。
- ・ イギリスのCSS、ESAについては、2005年よりESに発展予定であり、制度の簡素化、参加対象農家の拡大、支払水準の見直し等が行われる。

我が国においては、農村、特に中山間地域等においては人口減少、高齢化が進行しており、農業生産活動の重要な基盤である農用地や農業水利施設等の地域資源の適切な維持・保全が困難となりつつある。

今後は、これらの地域資源を従来の農家・地域住民のみの保全ではなく、農村の地域振興、環境保全、農村景観の保全等の多面的な視点から適切に管理する仕組み作りが求められている。

このような観点から、今回調査したEU、ドイツ、イギリス等のEU地域での政策動向は、我が国における農村地域での資源管理方策を検討する上で参考となる。特に、本調査においてEU地域の政策の特徴として指摘した「総合的なアプローチ」「段階的な施策導入」は、我が国の政策においても、効果的な手法であると考えられる。

6 . 卷 末 資 料

表 6-1 EU の農業関係の基礎データ

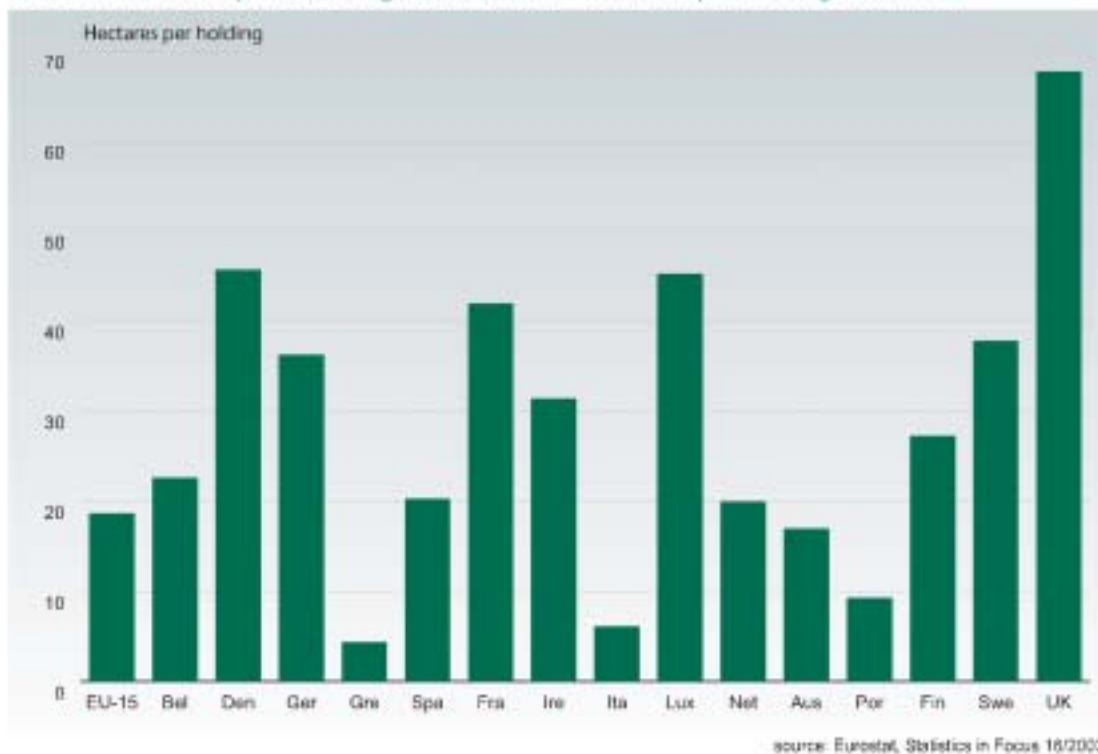
2.0.1.2 Basic data — key agricultural statistics

| | Utilised agricultural area (1 000 ha) | | Number of holdings (1 000) | | Employment in the agricultural sector (1 000 persons) | | Cows in milk production (1 000) | | Cows in beef production (1 000) | | Cows in other production (1 000) | | Cows in total production (1 000) | | Cows in total production (1 000) | | Cows in total production (1 000) | | Cows in total production (1 000) | | | |
|-----------------------|---------------------------------------|-------------|----------------------------|-------|---|-------|---------------------------------|------|---------------------------------|---------|----------------------------------|---------|----------------------------------|--------|----------------------------------|------|----------------------------------|------|----------------------------------|--------|------|-----|
| | 2002 | 2000 | 2002 | 2000 | 2002 | 2000 | 2002 | 2000 | 2002 | 2000 | 2002 | 2000 | 2002 | 2000 | 2002 | 2000 | 2002 | 2000 | 2002 | 2000 | | |
| EU-25 | 106 000 (1) | 106 000 (1) | 6 171 | 5 817 | 6 533 | 6 533 | 45 | 45 | 205 332 | 205 332 | 5 | 5 | 3 | 3 | 13 | 13 | 14 | 14 | 9 | 9 | 18 | |
| Belgium | 1 183 | 1 183 | 41 | 41 | 73 | 73 | 1.8 | 1.8 | 7 086 | 7 086 | 130 247 | 130 247 | 1.6 | 1.6 | 5.7 | 5.7 | 3.8 | 3.8 | 2.1 | 2.1 | 16 | |
| Denmark | 7 086 | 7 086 | 56 | 56 | 38 | 38 | 3.7 | 3.7 | 3 297 | 3 297 | 4 205 | 4 205 | 2 472 | 2 472 | 4.8 | 4.8 | 6.5 | 6.5 | 1.6 | 1.6 | 18.3 | |
| France | 36 071 | 36 071 | 479 | 479 | 363 | 363 | 2.8 | 2.8 | 41 484 | 41 484 | 5 875 | 5 875 | 1.0 | 1.0 | 3.6 | 3.6 | 3.6 | 3.6 | 2.4 | 2.4 | 17.4 | |
| Germany | 2 957 (4) | 2 957 (4) | 810 | 810 | 624 | 624 | 15.0 | 15.0 | 12 950 | 12 950 | 28 943 | 28 943 | 8.6 | 8.6 | 7.8 | 7.8 | 8.6 | 8.6 | 5.3 | 5.3 | 16.7 | |
| Greece | 28 364 | 28 364 | 1 287 | 1 287 | 253 | 253 | 8.9 | 8.9 | 37 330 | 37 330 | 13 878 | 13 878 | 3.4 | 3.4 | 7.8 | 7.8 | 12.3 | 12.3 | 3.8 | 3.8 | 28.6 | |
| Ireland | 25 622 | 25 622 | 584 | 584 | 420 | 420 | 4.1 | 4.1 | 64 815 | 64 815 | 53 257 | 53 257 | 2.1 | 2.1 | 5.6 | 5.6 | 6.4 | 6.4 | 2.0 | 2.0 | 14.5 | |
| Italy | 4 372 | 4 372 | 142 | 142 | 121 | 121 | 8.9 | 8.9 | 3 786 | 3 786 | 3 716 | 3 716 | 2.0 | 2.0 | 3.0 | 3.0 | 3.0 | 3.0 | 6.7 | 6.7 | 16.3 | |
| Lithuania | 92 341 | 92 341 | 3 154 | 3 154 | 1 079 | 1 079 | 4.9 | 4.9 | 43 859 | 43 859 | 14 511 | 14 511 | 29 128 | 29 128 | 3.0 | 3.0 | 3.0 | 3.0 | 2.4 | 2.4 | 18.9 | |
| Latvia | 127 | 127 | 3 | 3 | 4 | 4 | 2.0 | 2.0 | 226 | 226 | 129 | 129 | 1.0 | 1.0 | 3.2 | 3.2 | 3.2 | 3.2 | 2.1 | 2.1 | 18.7 | |
| Malta | 1 025 (6) | 1 025 (6) | 182 | 182 | 208 | 208 | 2.6 | 2.6 | 20 134 | 20 134 | 11 634 | 11 634 | 2.0 | 2.0 | 9.5 | 9.5 | 13.1 | 13.1 | 3.6 | 3.6 | 14.3 | |
| Netherlands | 3 367 | 3 367 | 296 | 296 | 179 | 179 | 5.3 | 5.3 | 5 784 | 5 784 | 2 896 | 2 896 | 1.2 | 1.2 | 5.0 | 5.0 | 3.4 | 3.4 | 1.3 | 1.3 | 15.5 | |
| Poland | 3 673 | 3 673 | 436 | 436 | 648 | 648 | 12.0 | 12.0 | 6 288 | 6 288 | 2 895 | 2 895 | 3.6 | 3.6 | 2.3 | 2.3 | 4.4 | 4.4 | 2.0 | 2.0 | 22.7 | |
| Portugal | 2 276 | 2 276 | 81 | 81 | 133 | 133 | 5.5 | 5.5 | 4 288 | 4 288 | 2 850 | 2 850 | 1.2 | 1.2 | 3.3 | 3.3 | 4.4 | 4.4 | 2.0 | 2.0 | 18.1 | |
| Romania | 3 028 | 3 028 | 81 | 81 | 108 | 108 | 2.8 | 2.8 | 4 730 | 4 730 | 3 238 | 3 238 | 1.4 | 1.4 | 3.8 | 3.8 | 3.8 | 3.8 | 2.0 | 2.0 | 17.3 | |
| Slovakia | 15 722 (4) | 15 722 (4) | 233 | 233 | 87 | 87 | 5.4 | 5.4 | 34 485 | 34 485 | 13 344 | 13 344 | 8.7 | 8.7 | 6.9 | 6.9 | 2.1 | 2.1 | 5.3 | 5.3 | 13.6 | |
| EU-27 | 106 527 (7) | 106 527 (7) | 6 597 | 6 597 | 7 006 | 7 006 | 53.4 | 53.4 | 232 033 | 232 033 | 23 584 | 23 584 | 13.2 | 13.2 | 4.5 | 4.5 | 4.4 | 4.4 | 11 | 11 | 25.3 | |
| Czech Republic | 3 682 | 3 682 | 202 | 202 | 159 | 159 | 4.9 | 4.9 | 2 203 | 2 203 | 2 354 | 2 354 | 1.2 | 1.2 | 3.2 | 3.2 | 2.4 | 2.4 | 4.1 | 4.1 | 26.4 | |
| Estonia | 498 (8) | 498 (8) | 38 | 38 | 38 | 38 | 3.4 | 3.4 | 415 | 415 | 377 | 377 | 1.0 | 1.0 | 1.7 | 1.7 | 1.7 | 1.7 | 1.7 | 1.7 | 18.1 | |
| Finland | 144 (9) | 144 (9) | 17 | 17 | 17 | 17 | 18.5 | 18.5 | 937 | 937 | 352 | 352 | 2.0 | 2.0 | 8.6 | 8.6 | 27.4 | 27.4 | 13.3 | 13.3 | 24.4 | |
| France | 2 480 | 2 480 | 151 | 151 | 106 | 106 | 18.6 | 18.6 | 19 647 | 19 647 | 15 271 | 15 271 | 2.1 | 2.1 | 8.4 | 8.4 | 6.8 | 6.8 | 4.1 | 4.1 | 32.0 | |
| Germany | 3 487 | 3 487 | 395 | 395 | 293 | 293 | 8.1 | 8.1 | 6 877 | 6 877 | 3 075 | 3 075 | 3.1 | 3.1 | 6.8 | 6.8 | 6.8 | 6.8 | 11.6 | 11.6 | 27.7 | |
| Greece | 6 587 | 6 587 | 273 | 273 | 213 | 213 | 2.1 | 2.1 | 140 | 140 | 1 162 | 1 162 | 1.0 | 1.0 | 3.9 | 3.9 | 0.4 | 0.4 | 1.0 | 1.0 | 28.5 | |
| Italy | 16 | 16 | 3 | 3 | 3 | 3 | 18.6 | 18.6 | 12 241 | 12 241 | 8 334 | 8 334 | 2.0 | 2.0 | 1.4 | 1.4 | 3.3 | 3.3 | 5.8 | 5.8 | 22.0 | |
| Poland | 36 081 | 36 081 | 1 287 | 1 287 | 798 | 798 | 8.6 | 8.6 | 19 652 | 19 652 | 5 600 | 5 600 | 2.1 | 2.1 | 3.8 | 3.8 | 2.2 | 2.2 | 4.0 | 4.0 | 22.0 | |
| Slovakia | 2 282 | 2 282 | 128 | 128 | 128 | 128 | 4.6 | 4.6 | 7 817 | 7 817 | 3 151 | 3 151 | 1.1 | 1.1 | 5.5 | 5.5 | 11.8 | 11.8 | 3.2 | 3.2 | 28.7 | |
| Slovenia | 5 505 | 5 505 | 298 | 298 | 298 | 298 | 18.7 | 18.7 | 3 648 | 3 648 | 2 043 | 2 043 | 1.0 | 1.0 | 5.2 | 5.2 | 6.5 | 6.5 | 1.0 | 1.0 | 28.0 | |
| Spain | 34 878 | 34 878 | 3 487 | 3 487 | 3 487 | 3 487 | 37.7 | 37.7 | 14 658 | 14 658 | 14 658 | 14 658 | 8.7 | 8.7 | 8.8 | 8.8 | 3.2 | 3.2 | 28.7 | 28.7 | 28.0 | |
| Sweden | 36 589 | 36 589 | 1 458 | 1 458 | 527 | 527 | 5.7 | 5.7 | 14 658 | 14 658 | 14 658 | 14 658 | 8.7 | 8.7 | 5.2 | 5.2 | 6.5 | 6.5 | 1.0 | 1.0 | 28.0 | |
| UK | 260 720 | 260 720 | 2 128 | 2 128 | 2 478 | 2 478 | 2.4 | 2.4 | 14 658 | 14 658 | 14 658 | 14 658 | 8.7 | 8.7 | 2.8 | 2.8 | 1.3 | 1.3 | 12 465 | 12 465 | 1.6 | 1.6 |
| Other | 4 182 | 4 182 | 2 148 | 2 148 | 2 488 | 2 488 | 4.0 | 4.0 | 14 658 | 14 658 | 14 658 | 14 658 | 8.7 | 8.7 | 8.1 | 8.1 | 0.3 | 0.3 | 19 338 | 19 338 | 8.6 | 8.6 |

(1) For Member States with a euro trade, the IFL is extra trade.
 (2) Change from previous year.
 (3) See notes at methods (8) - GFCF countries table with extra-CEEC.
 (4) 1995.
 Sources: European Commission (Eurostat) and Directorate-General for Agriculture, FAD and LAGD.

出典) http://europa.eu.int/comm/agriculture/agrista/2003/ta1e_en/2012.pdf

Chart 3.4 EU comparison of agricultural area - hectares per holding 1999-2000



出典) Agriculture in the United Kingdom 2003

図 6-1 EU の農家あたりの耕地面積 (1999-2000 年)

LEADER+のガイドラインを定める加盟国への委員会通知

Commission Notice to the Member States of 14 April laying down guidelines for the Community initiative for rural development (Leader+), 200022000/C 139/05)

(抜粋 仮訳)

1～3. 略

. 背景と目的

背 景

4. 欧州共同体における農村地域は、存続に重大な影響を与えられる一連の問題に直面している。例えば、高齢化人口、一部の地域で進行している過疎化、失業などである。

しかしながら、こうした問題への取り組みに成功している地域もあることに留意しなければならない。それらの地域は、自らが直面した問題に対応して、新たな解決策を見出す能力を裏付ける領域的な動態性を生み出した。

5. LEADER は、領域的基礎をもち、統合され、(住民)参加型の農村開発政策への新たなアプローチの出発点を表す。

LEADER は、計画の革新的側面に重点を置き、LEADER アプローチがより広範な利用に供されるのを検討したものである。

LEADER アプローチの重点は、以下のものである。

- その地方の未来をもたらし、それをコントロールする際に地方の活動主体を動員すること。
- 領域開発のための、分権的かつ統合されたボトムアップアプローチ。
- 業務経験の交換と移動、ネットワークの構築を通じた農村地域の他の地域への開放。
- 行政的、技術的、財政的な仲介者 (intermediaries) が小規模プロジェクトの主催を補佐しうる者を紹介する際に、小規模な行動を考慮に入れる能力。

しかしながら、いくつかの加盟国においては、LEADER の実施は、次のような諸問題に直面している。すなわち、公的補助の受給者 (beneficiaries) の選別の遅延と、その結果としての計画の着手の遅れ、役割が曖昧に定義された場合に壊れやすいパートナーシップの創設、本質的に異なる手続の累積、非常に多数の地域活動グループ (LAG) 間での資金の分散などであり、これらは実効性の低下という阻害要因に帰結する。

6. こうしたわずかな問題点にもかかわらず、LEADER の非常に前向きなイメージと、1991年に開始されたこのアプローチが継続され、深められるべきだとする考え方が一般的に存続している。農村部は、特に以下の点から生じる挑戦と制約に対応するため、今後数年間において、社会経済的な構造に適応しなければならなくなることから、このことは、なお一層望ましいといえる。

CAP の改革および製品の質に関する消費者の要求の増大の結果としての農業部門の変化

環境への関心に対する一般的な意識の高まり

世界経済へのより緊密な統合

新技術の迅速な普及と利用

地元の背景に関連し、かつ調整された領域的戦略の一部をなす、統合アプローチにおける特定の資源を開発することは、農村地域が、競争力のある、持続可能な製品とサービスを産出する際にたどる過程であると一層思われる。

しかしながら、このようなアプローチは、農村地域とそこに居住する人々が開発の機会を掴める地位にあること、そして、適当な資源と協定を利用しつつ、それらを実現に移行させることを保障するために必要な枠組、ツール、刺激を提供しうる、共同体的・国内的・地域的な政策の一部となりうる場合には、より実行的になるだろう。

7. 欧州農業指導保証基金 (EAGGF) による地域開発支援に関する 1999 年 5 月 17 日付の新理事会規則 1257/1999 は、いくつかの規則を修正及び廃止しているものでもあるが、政策遂行のために地域を支援することを目的とするあらゆる措置を含んでいる。政策とは、農業セクターの競争を後押しすることに制限されず、当該地域が存続可能かつ活気に満ち

た社会的経済的状況を維持できるよう、新しい活動の開発や雇用の創出を支援するものでもある。

地域開発政策は、それゆえ共通農業政策（CAP）の第二の柱となり、経済社会政策の重要な構成要素であり続ける。

しかしながら、規則 1257/1999 および構造基金規則のもと実施される主要なプログラムは、これら地域の規模及び地域の人々により着手された事業に一層の注意を払う必要性を考慮すると、それら自体のみでは、地域で直面している問題のすべてを扱いきれない。

目的

8．新たなイニシアティブは、統合されたスキームが受容され、地元レベルの活発なイニシアティブにより実施されるのを促進することで、一般的計画を保持する。

LEADER+の目的は、農村の活動主体がその地域の長期的な潜在能力について考慮するのを奨励し、援助することである。（LEADER+は）以下の事項に関する、新たな方法の経験をつむ支援のために計画された持続可能な開発のための、統合された、高品質かつオリジナルな戦略の実施を奨励することを試みる。

自然文化遺産の強化

雇用の創設のために経済環境を強化すること

共同体の組織的能力を向上させること

広義の意味における「協力」は、LEADER+の基礎的構成要素となる。委員会は、さまざまな活動主体の間での、内容のあるパートナーシップの創設に対する援助を提供する。協力は農村地域の中で行われなければならない。すなわち同一の加盟国の地域内で、また複数の加盟国の農村部間で、そして必要であればそれを越えた協力である。

結果的に、LEADER+は、共同体における農村開発政策に影響を与え、これをコンパクトし、そして時には強化していく、統合された持続可能な開発のための新たなアプローチの形成と検証を奨励する実験場としての役割を継続していく。

これらの新たな農村開発モデルは、主要なネットワークの実現を通じて利用され、周知が図られる。

メカニズム及び措置

地理的適用

9. LEADER および LEADER^+ とは異なり、 LEADER^+ の下では、全ての農村地域が資格を有する。しかしながら、共同体の資源を最も有望な提案に集中させ、最大の影響を与えるために、活動1および2の下で運用される共同体の資金は、オープンかつ厳格な選考手続に従い、限定された数の農村地域にのみ認められる。

10. この目的を念頭に置きつつ、手続と選考基準は、権限のある国内当局により定義される。本通知において言及された選考基準は、関連する農村地域の特殊な状況、それらの環境条件及び LEADER^+ がそれらの地域に付随させようと試みる特定の目標を必要に応じて考慮に入れて調整される、特定の基準により補完される最低規模を構成する。これらの基準は、委員会に提出されるプログラムの主要部分を形成し、事後的承認の対象となる。

それまで LEADER ないし LEADER^+ の下で利益供与を受けたことのない地域を LEADER^+ が対象とする場合、そうした地域における領域が、共同体のイニシアティブに対して公平にアクセスできることを確保するために特別規定が採択される必要がある。

11. 加盟国は、自国の農村開発政策目標と一致し、この通知で列挙されている他の条件に予断を与えないという基準に基づいて、この制限を正当化するならば、加盟国は LEADER^+ の適用を特定の農村地域へに限定することができる。

受益者

12. LEADER^+ の下の資金援助は、地域活動グループ (LAG) として知られているパートナーのグループに与えられる。

地域活動グループは開発戦略を先導し、その実施に責任を負う。

地域活動グループは、関連する領域における、異なる社会経済部門からのパートナーによる、均等かつ地域を代表する選抜者によって構成される。

意思決定のレベルにおいては、経済社会的パートナー及び団体は、地域のパートナーシップの少なくとも 50% を構成する。

LAG のメンバーは、領域の開発戦略を共に考え、実施できることを示さなければならない。

パートナーシップの関連性及び実効性は、任務と責任の配分における透明性と明確性の点から評価される。割り当てられた任務を遂行する能力、そして運営及び意思決定アレンジメントの有効性が保証されなければならない。

LAG のメンバーは地域に根ざすものとし、次の事項を行う。

パートナーシップの満足のいく運営に責任を負う、公的資金の管理能力を有した、管理及び財政上の指導者を選別すること、又は、

法的に創設された共通の枠組、すなわちパートナーシップの満足のいく運営と公的資金を管理する能力を保証する、公的な憲法的基礎において団結すること。

13 . Laeder + は 3 つのアクションを基礎として構築される。

活動 1 : 統合された特定領域において実験的な地域開発戦略を、ボトムアップ・アプローチで、かつ水平的なパートナーシップにもとづいて、支援する。

活動 2 : 地域間協力及び国境を越えた協力を支援する。

活動 3 : Laeder + の受益者が否かにかかわらず、共同体内のすべての地域及びすべての地域開発アクター間の情報交換。

活動 1 : パイロット的性質を有する統合された領域的農村開発戦略

14. 活動 1 は、開発計画の提案に支えられて、代表的パートナーシップに基づき、関連する領域のアイデンティティに固有の強力なテーマによって統合された、持続可能な開発戦略の工夫と実施に向けての積極性と能力を示す農村地域を支援する。

各加盟国は、国内農村地域の特定の状況に光を当て、以下の要素を考慮に入れつつ、LAG（地域活動グループ）によって提示された提案や開発計画を要請することによって、選考基準を明確化する。

14.1 対象地域

LEADER+ は、物理的（地理的）、経済的、社会的観点において同質性を形成する小規模の農村地域に対するものである。

選考された領域は、あらゆる場合において、十分な一貫性と、実行可能な開発戦略を支援するための人的、財政的、経済的資源における最小限の規模を有する。

これらの基準の適用は、構造基金の目的 1 および 2 の下で、資格基準のために設定された国内行政地域または区域と一致しない地域を結果としてもたらしうる。

選考された地域の地方的、農村的性質を確保するためには、基本原則として、最も過密な居住がみられる地域において、住民の数が 100,000 人を超えてはならず（約 120 人/km²）、そして原則として、10,000 人を下回ってはならない。しかしながら、居住密度が高すぎる、または低すぎる地域、例えば北欧のような地域においては、上記基準に対する適切に正当化された例外が認められることがある。

あらゆる事例において、上記に言及された一貫性の基準を損なうような地域の意図的な区分は却下される。

14.2 開発戦略

LAG によってその地域の開発のために提案される開発戦略は、以下のことを遵守する。

(a) 領域のアイデンティティ、資源、特定のノウハウに特有の強力なテーマに裏付けられた、行動主体間、部門間、計画間の相互作用に基づく、世界的なアプローチを採用

していることにより統合されていること。そして、開発戦略に貢献する様々な分野における行動主体および計画を統合していること。特定の地域に固有の特徴に予断を与えず、委員会が共同体レベルで特別の利益を持つとみなす優先的テーマは、次のものでなくてはならない。

農村地域の製品とサービスをより競争的にするための新たなノウハウと新技術の利用

農村地域の生活の質の向上

地方産品への付加価値の獲得。特に、集团的行動を通じて小規模産品ユニットの市場へのアクセスを整備すること。

天然資源、文化的資源をより有効に利用すること、Natura2000 の下で選考される地域 (sites of Community interest) の価値の向上

開発において提案される各戦略は、上記のテーマのうちの一つに基づいて構築されなければならない。複数のテーマが関連する場合、その戦略は維持されるべきである。あらゆる場合、戦略はただの計画の集積や、単なる部門的措置の並列ではないことが証明される。

委員会は、機会の平等に関心を有し、女性と若者が農村地帯の開発の主要部分を代表すべきと考え、これらの対象グループに対して、雇用機会ないし活動の強化を試みる戦略に優先性が与えられるよう支援する。その結果、先行戦略の選考のために加盟国によって設定される評価基準は、この共同体の優先順位を反映する。

(b) 特に、社会経済的な用語を用いて、領域基盤と一貫性を証明する。戦略の経済的実行可能性と持続可能性は、将来世代にわたって利用可能なオプションが損なわれない形で資源が利用されているという点について証明される。

(c) 戦略は、パイロットスキームとしての性質を明示する。LEADER と の下で、多数の農村地域は、地方開発のためのボトムアップの革新的アプローチに着手する。これらのアプローチが成熟し、いまや農村開発のメインストリームに含まれているというケースもある。

LEADER+の下で、委員会は、LEADER および の下で開始された試みを深めると
いう農村開発への挑戦的かつオリジナルなアプローチを支援することを試みる。

先行的性質は、核開発計画において列挙されている開発戦略に基づいて評価される。
戦略は、関連する地域のそれまでの慣行および一般的プログラムにおいて利用され、
計画されている方法と比較してより新しい、持続可能な開発を達成する手段を進展さ
せなければならない。

委員会は、評価基準の網羅的リストを提示する意図は有していないが、先行的概念が
評価されうる際の要件を以下に列挙する。

地域の独自性を含んだ、新しい産品とサービスの産出
土地に固有の潜在能力の一層の活用をもたらす人、自然ないし金融資源の組み
合わせを可能とする新たな手段
伝統的には分離されていた、経済部門とのコンビネーションとリンク
意思決定過程と計画の実施に際しての、地元住民の組織化と関与のオリジナ
ルな形態

これまでイニシアティブによって対象とされていなかった分野であっても、先行的側
面は、あらゆる場合において LEADER 手法に限定されないものとする。

(d) 提案された方法の応用可能性の証明がなされなければならない。計画の推進者は、
方法論について自分たちが学んだこと及び達成された結果をネット上で利用可能なも
のとする。

(e) 関連する分野において、一般的プログラムの下で行われる介入を保持するものであ
ることを証明する。

活動2:農村地域間の協力の支援

15. この活動は、

- (a) 同一の加盟国内(地域間協力)、
- (b) 複数の加盟国内(国境を越えた協力)、

において、農村地域間の協力を奨励し、支持するように意図されている。

このような協力は、関係地域について真の付加価値を証明しなくてはならない。

この協力は以下の2つの目的を有しており、それらは相互補完的であることが多い。

- 共同プロジェクトを存続可能とするために必要な基準量を達成すること。
- 相互補完的行動を奨励すること。

16. 協力は、ノウハウおよび/または各関係地域にわたり分散した人的資源と財源をプールする点に本質を有する。このような行動は、LAGによりその開発計画で明瞭に定められるテーマ別ガイドラインに基づく。

協力は、単に経験の交換のみによって構成されるのではなく、可能であれば共通の体制により支援される共同プロジェクトの実施を含む。

17. 資金提供は、この行動のもとで共同プロジェクトに対して、また協力のための技術支援に際しての上層部の支出に対して与えられる。

18. LEADER+のこの行動は、イニシアティブの行動1の下で選考される農村地域に適用される。本行動は、調整役たるLAGの責任の下で実施される。以下の特定の規定が適用される：

地域間協力

同一加盟国内の領域間協力の文脈においては、LEADER+の下で選択された地域に加え、将来的には、LEADER IおよびIIの下で選考された地域や、LEADERアプローチに従って組織され加盟国により認められた他の農村地域に対しても、協力の道が開かれうる可能性がある。

その履行に際して関係するLAGの地域よりも広大な地域を必要とするような、非常に特殊なテーマに関する計画は別として、LEADER+の下で選択された地域に関する作業だけが共同体の共同資金提供の資格を有するであろう。しかし活性化に対する支出は、関係するすべての地域で適格である。

国家間協力

国家間協力は、少なくとも2つの加盟国に属するLAGに適用される。しかしLEADER+の下で選択された地域が、LEADERアプローチに従って組織された共同体の外の地域と共に、この行動の条件の下で協力プロジェクトを開始した場合には、LEADER+地域に関する関連支出は適格となる。

活動3:ネットワーク化

19. 共同体内のすべての関係者間の成果、経験およびノウハウの交換は、LEADER IIの優先事項であった。またこれは、LEADER+の下で引き続き優先事項である。

20. イニシアティブの下での受益者であるか否かに関わらず、全ての農村部のネットワーキング並びに農村部の情報及び促進の場などの、領域開発に関わる全ての組織と行政のネットワーキングは、経験の交換と移転だけを目的とするのではなく、以下の観点も目的として援助を受ける：

- 地域間の協力を刺激して達成すること。
- 地域農村開発にして情報を提供し、教訓を引き出すこと。

21. ネットワークへの積極的な参加は、LEADER+の受益者にとっては必須であろう。

これは、既に実施されているか、または現在進行中の行動、達成した結果および様々な活動への参加に関する、すべての必要な情報を利用可能なものとするを意味する。

地域イニシアティブに係わってはいるがLAGではないその他のネットワーク参加者も、自分の経験、ノウハウおよび自分が係わったプロジェクトの詳細を、ネットワークに公開するよう要請される。

22. 各加盟国は、ネットワークを組織するのに必要な体制を整えるために、必要となるステップを提案する。

委員会は、ネットワーク組織ユニットが以下の活動を実施するよう勧告している：

- 移転可能な優良事例に関する情報を国家レベルで収集、分析、普及させること。
- ネットワークを組織すること。

- 特に、より経験の豊富な LAG が得た知識から恩恵を受ける可能性がある後進地域のために、経験とノウハウの交換を組織すること。
- 地域および国境を越えた協力のために技術援助を提供すること。

23. 委員会が主導する農村地域観測局 (observatory of rural areas) は、共同体レベルでネットワークを組織することに責任を負う。

農村地域観測局の目的は以下の通りである：

- 農村開発を刺激するための共同体政策に関する情報を、収集・処理し普及させること。
- 農村地域での地域開発における良好な慣行を、共同体レベルで収集・統合し普及させること。
- 共同体内および第 3 諸国の農村地域の事情における、主要な動きに関する情報を農村関係者に提供すること。
- 国境を越えた主導的および刺激提供的な協力の下で、共同体レベルにおいて受益者に対する妥協点としての役割を果たすこと。
- 専門知識の交換を容易にするために、国家および地域の行政に援助を提供すること。
- 協力を確立させるために、国家行政の調整の役割において、またそのイニシアティブの下で受益者を互いに接触させる上で国家行政を援助すること。
- 共同体レベルでの LEADER + の実施と、進捗に関する報告書を作成すること。
- LEADER + の教訓と農村政策の意義を検討すること。

・ 実 施

LEADER + プログラムのための諸提案の準備および提示

24 . 欧州委員会の決定後加盟国に通達される、加盟国間の資金配分を基礎に、加盟国は LEADER + 事業プログラムのための諸提案を提出する。

プログラムは、地理的レベルでもっとも適切とみなされ加盟国により任命された競争力ある機関により、管理構造や実施・運営のシステムを考慮した上、作成される。

プログラム実施のために、加盟国は実施可能なプログラムまたは包括的助成のいずれかを選択する。

国内、地域および地元レベルの代表者たちは、先ず、一般規則の 8 条 1 項および 2 項にしたがって協議する。

25. プログラムの内容は、一般規則 19 条 3 に記載される単一のプログラム文書の内容と類似するものとする。その構造は、本通知の別添に列挙されている。

実施、選択手続き、融資の内容および戦略

26. 提出されるプログラムには以下の点が明示されなければならない。プログラムが適用される地域の長短および可能性。LEADER + 実施のための特別の目的、および加盟国または関連する地域で実施された（または実施される）そのほかの地域開発政策とそれら目的との関係。これら目的を達成するために提示された戦略。提案された措置の一貫性および付加価値、またそれらの環境への影響。

各活動の目的、アクション 1 に含まれるべき課題、各活動を実施する措置のリストおよび説明、想定される影響は、すべて明記されなければならない。

この分析は、一般規則 41 条 2 項にしたがって行われる事前のプログラム評価の結果と一致しなければならない。事前評価は、プログラムの重要な一部である。

27. 選択基準および手続きは、明確に定義され、地域活動グループ（LAG）間の誠実な競争を確保しなければならない。

加盟国はプログラムを提出する際、欧州委員会に、選択する予定の地域活動グループ（LAG）の数を通知する。加盟国は国内の選択か、地域的な選択か、を選ぶ。いずれの場合でも、手続きは透明性を確保し、地域活動グループ（LAG）間の満足いく競争を保障しなければならない。

加盟国は、とりわけ LEADER + が新しい地域について取り組まれる場合、一度以上の提案を行うことができ、より長期の期限が認められる。そのような場合は、適切な説明、理由付けがなされなければならない。

加盟国は、そのプログラム提案の中に、国境を越えたまたは地域間の協力プロジェクト選択のために用いた方法を記述しなければならない。提案される規定は、地域活動グループ（LAG）によるこれら協力形態への定期的かつ継続的な接触を確保しなければならない。同時に、欧州委員会とともに決定する期限内にこの活動が効果的に実施されるよう、適切なプログラムおよび融資の条件を整えなければならない。

28. 優先事項、年度、財政源を示す融資計画は、一般規則 28 条および 29 条にしたがって作成される。3 つのアクションは優先事項とされ、プログラムの運営、監視、評価にかかるコストへの融資に、4 番目の優先順位が付加される。この 4 番目の優先事項に割り振られる融資の割合は、明記されなければならない。

29. 一般規則の諸規定、特にその第 1 章第 III 節・第 節及び第 I 章、第 II 章および第 III が適用される。それらの適用は、プログラム中で特定されなくてはならず、またこの通知書に記載された基準を満たさなくてはならない。

30. イニシアティブの様々な行動を実施・管理するためのシステムは、健全で厳しい管理の原則に予断を与えることなく、簡素化を目指さなくてはならない。

31. 特に財務管理の場合には、プログラムは、管理の手配および最終的な受益者までの共同体資金提供の主要段階を含めた資金の流れの手順を明瞭に記述するであろう。事前評価では、履行手配が適切であることを確認しなくてはならない。

32. 管理の手配の説明では、すべての支出に適用される通常の手順に加え、問題になっているプログラムの管理を確実にする特定の規定、方法、規則および手順を記載しなくてはならない。

33. モニタリングは、

- 地域活動グループ（LAG）
 - 国内 / 地域プログラム
- のレベルで実施される。

プログラムの中で定義される、物理的かつ財政的な指標が用いられる。これらの指標により、融資の実施および物理的な経過や影響に関して、プログラムの進行状況が観測できなければならない。

European Observatory への結果通知およびそれらの総括は、共同体レベルにおける事業モニタリングに役立てる。

一般規則 35 条にしたがい、(LEADER+) 事業のもと、各プログラムの監視委員会を設置する。同委員会の構成および役割は定義されなければならない。

欧州委員会が議長を務め、行政、国内および地域的ネットワークの代表者により構成される、指導的委員会が設置される。委員会は少なくとも年に一度会合し、事業の実施状況を討議する。委員会は共同体レベルで活動 2 (協力) をモニタリングする機関を設置する。

34. 一般規則における評価に関する適切な規定および農村開発評価のためのガイドラインが、状況に応じ、LEADER+ に適用される。

LEADER の特別な性質にかんがみて、評価活動は、物理的かつ財政的な指標による一方、とりわけ以下の事項に関連する特別の指標により補完される。すなわち、統合された地域的アプローチ、活動の実験的性格、パートナーシップの運営、参加する行政構造の配置と役割、情報交換、環境の影響、である。

支援の認可

35. 欧州委員会は LEADER+ の共同体事業プログラムを、支援申請の受領の後 5 ヶ月以内に認可し、一般規則 28 条にしたがって、欧州農業指導保証基金 (EAGGF) ガイダンスセクションからの貢献を決定する。

加盟国が支援形態として運営プログラムを選定するときは、プログラム認可の後 3 ヶ月以内に、一般規則 9 条 m 項に定義されるプログラムの全量が情報として欧州委員会に提出されなければならない。その内容は一般規則 18 条 3 項に規定されるものでなければならない。

欧州委員会は、一般規則の9条 項および27条にしたがって、包括的助成の利用を認可する。

共同体の貢献に利用できる手段

36. 欧州農業指導保証基金（EAGGF）ガイダンスセクション、ERDF および ESF のもとでの支援に利用できるすべての手段は、共同体の共同融資に利用できる。

37. LEADER+ は第一に、地域に固有の可能性を開発するための実験的戦略を支援することを目的とする。このため、パートナーシップにおいて特定される小規模の活動の例外を除き、インフラへの投資およびこのパートナーシップで設定される最高限度を超える規模の生産投資（productive investment）は、認められない。

39. ネットワークへの参加、プログラムの活性化、報告、管理、そして評価のための費用は、すべて共同体の共同出資の対象資格を有する。これらの支出は、プログラムが提出された際に提案される。しかしながら、加盟国内でのコスト評価に対する共同体の貢献は、その範囲と質によって（関連する共同体ガイドラインを利用しつつ評価を行う）、共同体レベルでの LEADER+ の評価の支援に際して実効的といえる評価に限定される。

40. 欧州観測局を率いる際、委員会は、欧州共同体公式ジャーナルへの掲載のために、公募に基づいて先行された外部の契約者の援助を受ける。EAGGF（欧州農業指導保証基金）の LEADER+ への総拠出額の2%以下の指標となる割合がこの目的のために保持される。これらの行動は、委員会のイニシアティブにより実行され、100%の総コスト割合により出資される。

. LEADER+ の資金に対する委員会の負担

41. LEADER+ 事業は加盟国および共同体により共同で融資される。2000年から2006年の期間における欧州農業指導保証基金（EAGGF）ガイダンスセクションによる貢献は、1999年の物価で、計20億2千万ユーロとなる。一般規則7条7項にしたがい、欧州農業指導保証基金（EAGGF）ガイダンスセクションによる各プログラムへの貢献は、

2003年までは1年ごとに2パーセントスライドし、2004年から2006年に適用される物価については2003年に決定される。2003年12月31日までに、欧州委員会は2004年から2006年に適用されるインデクセーション(物価スライド方式)のレートを決定する。一般規則29条が規定する、共同体の貢献の割合に関する規定が適用される。とりわけ、欧州農業指導保証基金(EAGGF)ガイダンスセクションの貢献は、最大で、目的1に含まれる地域におけるコストの総額の75パーセント、ほかの地域における総額の50パーセントとする。

・ 時 期

42 . 略

付属書(Annex)

LEADER+共同体イニシアティブにおけるプログラム提案書の構造

- 1.イニシアティブが提案する地域の定義：適用される基準
2. 問題となる地域の状況分析
- 3.一般規則第41条(2)による事前評価
4. イニシアティブの実施により求められる目的、それらを達成するための戦略、他の農村振興計画との関連
5. 各活動の目的：活動1の優先的課題、国の助成規則でのイニシアティブの下での3つの活動の画一性を確認するために必要な情報を含む、実施されるべき手段の概要説明、影響
- 6.優先事項の年度毎、資金源毎の財務計画。適当な場合には、目的1と目的2の地域で見込まれる共同体の財政指標。基金の毎年の参画は、金融展望と適合させる。

7. LAG の選考基準、手続及び開始時期
8. 一般へ周知するための実施および手配の一部としての、潜在的受益者に周知するための手配
9. 実施、管理のために、加盟国によって計画された規定と権限ある当局。以下の点についての財政的管理を含む。
 - 領域開発戦略
 - 協力
 - ネットワークの運営と欧州観測局とのリンク
10. 行政規定、介入制限のための詳細な規則及び手続
11. 評価規定
12. 諮問委員会及び監視委員会への参加のために導入されたプログラム及び条件について、共同出資者（partner）と検討するために行われた手段に関する報告書
13. 他の共同体政策による介入との共存可能性

MEKA 関係資料〔「共通申請書」の MEKA に関する記載の和訳〕

7.1 市場負担緩和と農耕景観のための所得補償（MEKA）のための義務事項と追加事項
申請の第 14 節、頁 16～19

一般的事項

MEKA への参加は、申請年 2005 年に十分利用できる財政予算を条件として提供される。MEKA のための州予算では毎年利用できる予算高は、2002 年の申請年以來すでに使い切っている。申請年 2005 年の予算要求の限度規則については、必要に応じ、補助的に別に知らされる。

その上プログラムへの参加は、EU の指示に応じる適合の条件下にある。基本的に EU 経営奨励金規則の枠内で休耕にされる農地面積には、MEKA の奨励金は認められない。

農地面積を休耕にし、クロス・コンプライアンス（環境に関する共通遵守事項）に従う良質な農業や環境保護の状態を維持するという経営奨励金規則により得られる可能性とは無関係に、MEKA 種目に参加する場合、既存の義務規模は、基本的に 5 年間で、延長の場合必要なら 7 年の期間を守ること。農地面積を休耕にすることにより義務規模に達せられない場合、払い戻し請求 / 制裁に至る可能性もある。

緑地での決まった景観エレメント（FSV の第 13 節の注釈も参照）は、MEKAII 種目「全農業における大規模な緑地利用の導入と維持」（B1）、「0,5～1,4RGV/haHFF の家畜所有の保持」（B2）及び価値ある生活環境の大規模利用」（G1）の場合、奨励金の対象面積に加えられる。その他すべての種目は、奨励金の対象となる農地面積に入らない。

MEKA あるいは農業保護方針（LPR）の枠内の維持や保全が、特殊な種目でもって奨励金の対象となる景観エレメントは、上記に述べた MEKAII 種目のために申請した奨励金の対象面積に加えてはならない。なぜなら不許可である二重の奨励金の対象が成立するからである。

MEKA I - 旧

参加は、「フォードーウェルダ－牛の助成」という種目に限られる。

この種目のための義務条件は、変わりなく継続する。それらは2000年度の共同申請の事項で説明されている。これらは必要な場合、郡会事務局で調べられる。

MEKA

1. 助成金の条件

1.1 全経営の義務条件

助成金を承認するための条件は、

全経営において少なくとも通常の意味において適切な農業活動の必要条件が満たされている（条項 X も参照）

出願する場合、助成金受給者は農業経営を自分で行う。

助成金受給者は、申請した規模の措置を最低5年間、経営の中で行う義務がある。農業における措置の場合、ALLBの輪作の枠内で義務規模をやむをえず満たせなくとも認められうる。MEKAへの参加に関連する条件を守ることを、5年間の義務が続く間、毎年共通申請書式で措置を申請する時、申告すべきである。

義務期間は、最初の義務年の1月1日に始まり、最後の義務年12月31日（第8節、項7も参照）で終わる。2004年秋の主要収穫物の種まき開始から2005年秋と冬の緑化までの措置を本出願でもって申請できる。2004年秋に種まきに使われた農地面積は既に2004年9月15日までに申請すべきであった。

MEKAの義務は、基本的に最初のMEKA申請の区分地に関わる。これは輪作に含まれる区分地、及び通常の借地変動の範囲内で交換される農地面積には適用されない。家畜飼養頭数限度の計算には、項目I（概要1）にあるRGV/GVキーが適用される。牛では、家畜飼養頭数計算は、実際の申請年のためのHITデータを基礎になされる。解説の概説部分の指示規定も参考にして下さい。経営奨励金規則に関して生産から外され、またクロス・コンプライアンス義務事項に従って良質な農業や環境保護の状態で維持される農地面積は、家畜総数密度の計算に入らない。

持続緑地、飼料用作物（生飼料用作物面積）、飼料用根菜作物は主要飼料面積に属する。

1.2 助成金の高さ

MEKA の計算は、点数制を基本にする。各個人の仕事のために決められた点数がある。これは、手仕事の増加やなくなった収穫や追加費用による。

措置の点は加算され、10 ユーロで掛ける。

各種 MEKA 種目を累計する場合、下記の最高率 - 義務面積で計算して - を越えてはならない：

| | |
|---------------|---------|
| 一年の耕作の場合 | 60 点/ha |
| 多年の特殊耕作の場合 | 90 点/ha |
| その他の農地面積利用の場合 | 45 点/ha |

申請ごとの最高額に対して、本解説の 27 ページ、概説 1 の説明事項を参考にして下さい。

1.3 既存の義務の拡大と延長と新義務

新しい EU プログラムプラン期間は 2007 年で始まるから、EU 委員会は加盟国に 2004 年末に終わる義務を 2006 年 12 月 31 日まで延長する可能性を開いた。それゆえ 2005 年の申請年には、2004 年 12 月 31 日に終わる義務のために基本的に更に 5 年の参加を提供しないで、その代わりに様々な MEKA 種目のために、義務を 2006 年 12 月 31 日まで延長する可能性を開いた。MEKA 種目のどの種目に延長が与えられないか、印刷の時点まで未定だった。これに関しては後で別に知らせる。前もって措置を行うなら、申請者がリスクを負うことになる。2006 年の申請年に 2005 年 12 月 31 日に終わる義務延長が同様に計画してある。2006 年 12 月 31 日までの義務延長の規則は EU 委員会の承認を条件としてなされる。

延長の提供を受け入れる者は、基本的に中断なく各種目に関わる義務事項をこれまで通りに守るべきである。これは特に大規模な緑地利用種目に参加する場合、耕作禁止を一貫して守るべきであるという意味である。緑地の耕作は義務の延長と一致できず、また時によりそれに応じた制裁に至る。

5 年間の新義務あるいは継続義務は、それがナチュール 2000 地域の「意図する農地面積」に関する限り、特に保護された生活環境(MEKA 規定の G)を維持するための措置

に限定される。この5年間の義務は、EU指示に依る奨励金の対象規則の適合という条件下でのみ提供される。

延長に関して制裁/払い戻し請求は、5年間だけでなく、場合により7年の期間に及ぶこともある。

注意事項: 予算の制限規則あるいは2004年12月31日に終わった義務延長の規則により、場合により既存の義務の拡大及び申請年2005年の新義務づけのために下記に述べる可能性が限定される。

既存のMEKA 義務の拡大は、2ha以上の規模で、とはいえ最大これまでの義務規模の50%まで可能である。

更に加わる面積は、残りの有効期間にわたって既存の義務へ組み入れられる。既存の義務の残りの有効期間が少なくとも2年ある時のみ、拡大は可能である。

これまでの義務規模が2ha以上また50%以上に延ばされるなら、既存の義務は新しい5年間の義務に入れ代わる。それに応じて絶滅の危険にさらされた家畜種では子持ちの動物に適用される。

拡大と新義務の効力を発揮させるために、それに当たる申告が、18頁の項目14.2.3の68行目に×印で表されている。この×印がついてないと、耕地登記書において措置は、より大きな規模を申請しても、義務規模も最大可能な報奨金もこれまでのレベルに留まる。

既にMEKA 義務がある面積を受け継ぐなら、拡大として適用されない。受け継いだ経営の場合すでに同種の義務が存在するなら、補助的農地面積は既存の義務に含められる。受け継ぐ経営側に、同様の義務がないとしても、受け継がれた義務は、その残りの有効期間にわたり守ること。

2. 助成金を交付できる種目

後に述べる種目への参加の場合、それぞれ与えられる助成金は、点数で与えられる。助成金の条件は、各種目で述べた義務事項を守ること。種目は自由選択に従い個々で、あるいはコンビ(MEKA の注釈の終わりにあるコンビ表を参照)で行われる。

出費制限及び 2004 年 12 月 31 日で終わる MEKA 義務の延長規則を 2006 年末まで注意して下さい。

表 6-2 イギリスの関連施策の予算 (2003 年)

イギリスの助成金及びその他の支払 (2003年)

UK subsidies and other payments by country in 2003

Shows payments after deduction for modulation where appropriate

| | £ million (百万ポンド) | | | |
|---|-------------------|-----------|-----------|-----------|
| | England | Wales | Scotland | Northern |
| | (a) | | | Ireland |
| 生産品に対する助成/Subsidies on product (b) (c) | | | | |
| 作物助成/Crop subsidies | | | | |
| Arable area payments on: | | | | |
| wheat | 435 | .. | 21 | 2 |
| barley | 175 | .. | 75 | 6 |
| other cereal crops (d) | 28 | .. | 6 | 1 |
| oilseed rape | 110 | .. | 6 | - |
| linseed | 8 | .. | - | - |
| peas and beans - stockfeed and human consumption | 74 | .. | - | - |
| other crops | 5 | .. | - | - |
| Total arable area payments | 836 | 11 | 108 | 9 |
| その他の作物助成/Other crop subsidies (e) | 2 | .. | - | - |
| 家畜助成/Livestock subsidies: | | | | |
| Beef Special Premium (f) | 118 | 27 | 48 | 50 |
| Suckler Cow Premium (f) | 84 | 49 | 61 | 43 |
| Slaughter Premium | 69 | 4 | 26 | 26 |
| Extensification Payment Scheme | 55 | 5 | 37 | 34 |
| Over Thirty Month Scheme | 121 | .. | 33 | 26 |
| Beef National Envelope (g) | 16 | .. | 12 | 6 |
| Sheep Annual Premium | 108 | 98 | 71 | 19 |
| Sheep National Envelope | 2 | .. | - | 1 |
| 生産品への助成の合計/Total subsidies on product (c) | 1 411 | .. | 396 | 214 |
| 生産に対するその他の助成/Other subsidies on production (c) (h) | | | | |
| セットアサイド/Set-aside (i) | 181 | .. | 21 | 1 |
| 条件不利地支援スキーム/Less favoured areas support scheme | 39 | 36 | 62 | 24 |
| 農業環境スキームAgri-environment schemes: | | | | |
| Countryside Stewardship (k) | 66 | .. | .. | .. |
| Countryside Premium and Rural Stewardship | .. | .. | 13 | .. |
| Tir Cymen and Tir Gofal | .. | 18 | .. | .. |
| Countryside management scheme | .. | .. | .. | 3 |
| Organic conversion (l) | 50 | 3 | 7 | - |
| Environmentally Sensitive Areas | 56 | 6 | 8 | 6 |
| Nitrate Sensitive Areas | .. | .. | .. | .. |
| Woodland Schemes | 11 | .. | 6 | 1 |
| Sites of Special Scientific Interest (m) | 9 | .. | 3 | - |
| Energy crops | - | .. | .. | .. |
| Moorland and Habitat schemes (n) | 2 | 1 | - | .. |
| 生産へのその他の助成の合計/Total other subsidies on production (| 415 | .. | 120 | 35 |
| 助成の合計/Total subsidies | 1 826 | .. | 517 | 249 |

(a) Data for Wales has been updated since preparation of the UK production and income account shown in table 8.1; the sum of the figures in this table may therefore not match the figures for the UK in table 8.1.

(b) Contributes to basic prices and are included in output in table 8.1.

(c) “Subsidies on products”: subsidies linked to products which provide an incentive to production of those products. “Other subsidies on production”: subsidies other than “Subsidies on products” from which agricultural producers can benefit as a consequence of engaging in production.

(d) Oats, rye, mixed corn and triticale.

(e) CAPhops and herbage seeds support, hemp and flax aid, oilseed rape and linseed support. (f) Includes extensification premium .

(g) Payments in England, Wales and Scotland were made to those claiming Suckler Cow Premium. In Northern Ireland payments were divided between those claiming Slaughter Premium or Suckler Cow Premium.

(h) Not included in output but contribute to net value added at factor cost in table 8.1. (i) Arable area payment and former 5 and 1 year schemes.

2001. These are Tir Mynydd in Wales, Less Favoured Area Compensatory Allowance Scheme in Northern Ireland, Less Favoured Areas Support Scheme in Scotland and Hill Farm Allowance in England.

(k) Also includes Arable Stewardship.

(l) Includes Organic Aid and Organic conversion schemes.

(m) Payments for land management for Sites of Special Scientific Interest administered by English Nature, Scottish Natural Heritage and Countryside Council for Wales.

(n) Includes Moorland, Habitat and Countryside Access Farming schemes.

出典) Agriculture in the United Kingdom 2003

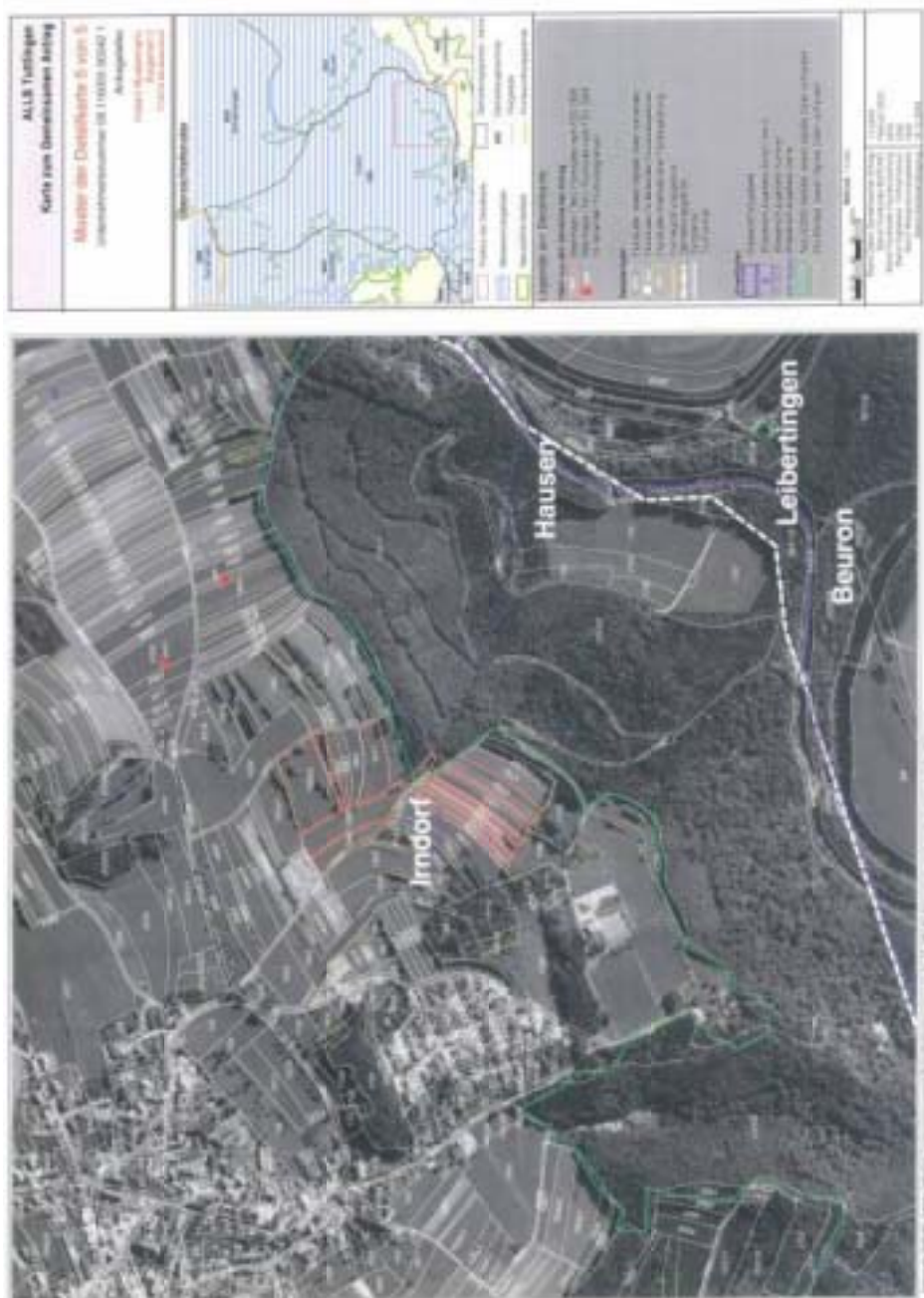


図 6-2 MEKA に用いられている農地図面（1）

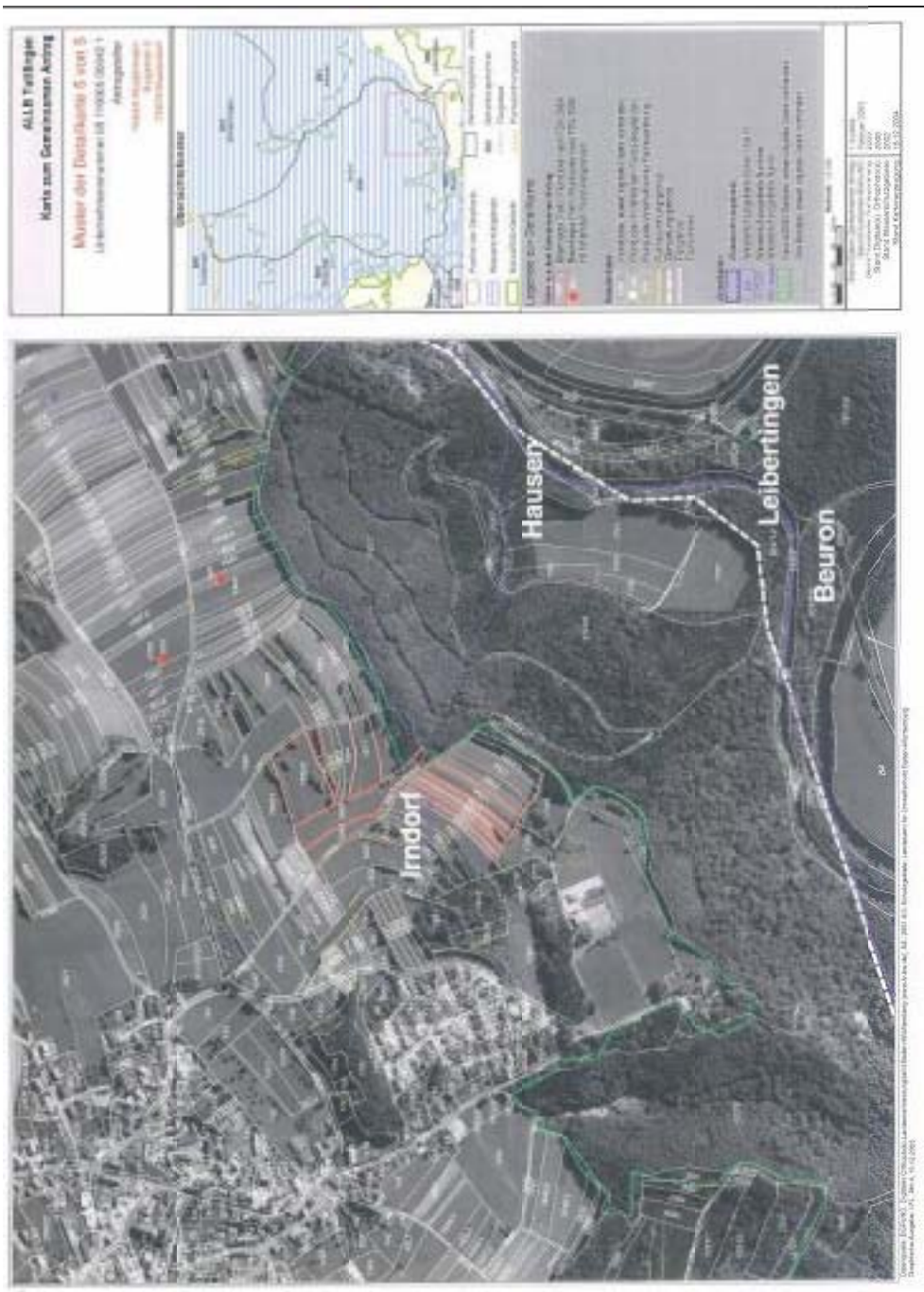


図 6-3 MEKA に用いられている農地図面（2）

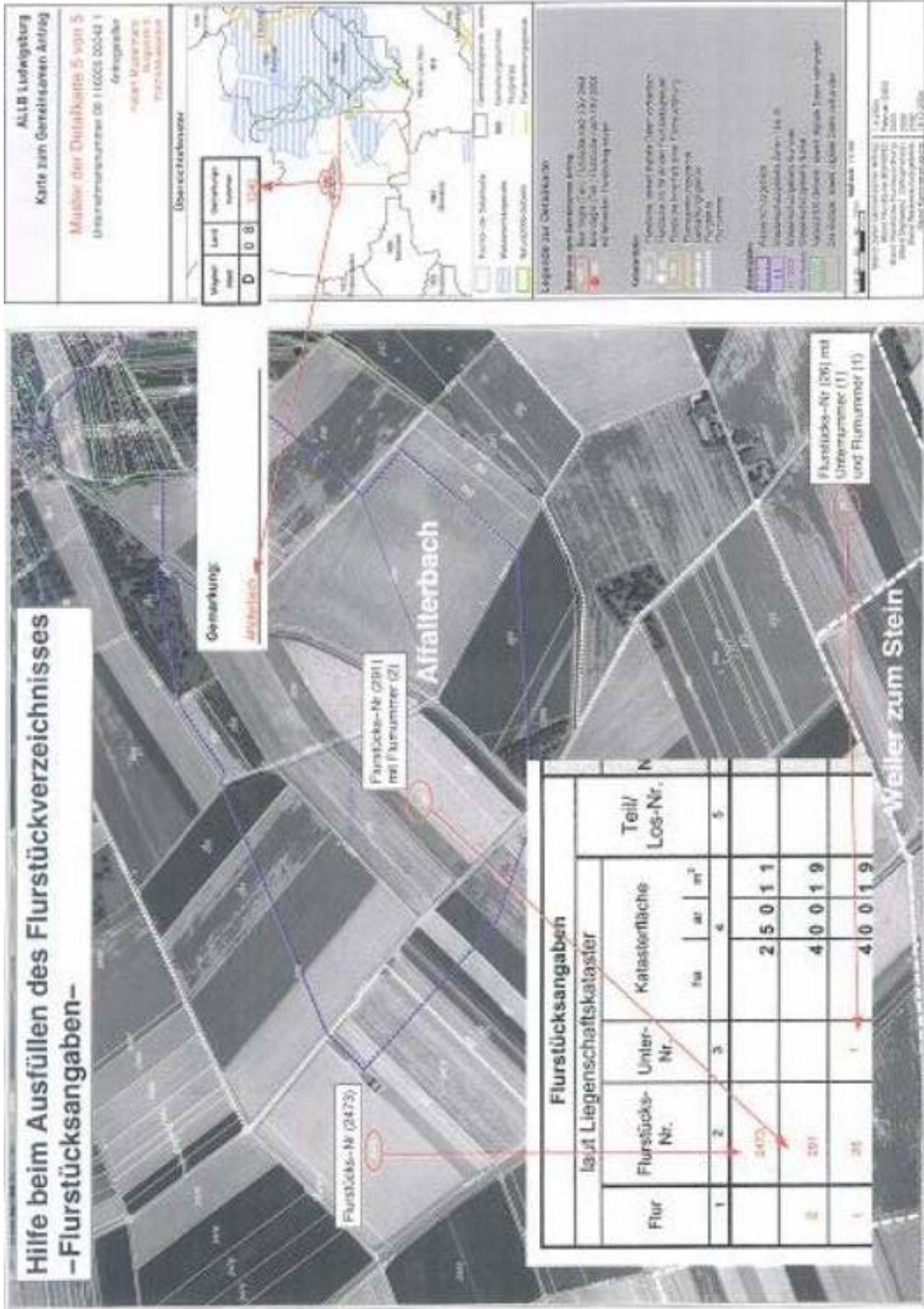
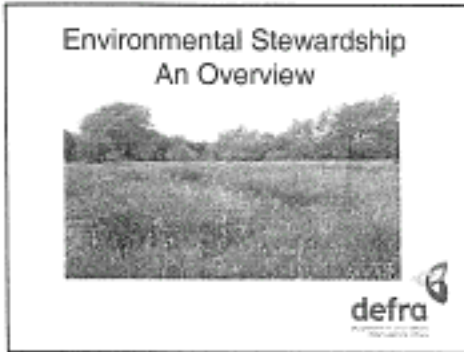
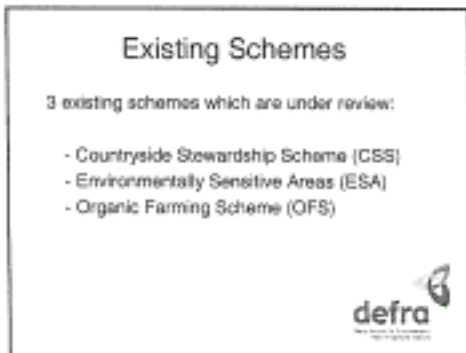


図 6-4 MEKA に用いられている農地図面 (3)

DEFRA 担当者説明資料
Environmental Stewardship An Overview










Work done so far

- 3 rounds of public consultation
- High degree of stakeholder involvement
- ELS pilot scheme & evaluation
- Detailed scheme design completed
- Submitted to European Commission for approval





Primary Objectives

- Public Access
- Landscape
- Historic Environment
- Biodiversity
- Resource Protection




Secondary Objectives


- Flood Management
- Genetic Conservation




Entry Level Stewardship (ELS)




Aims to address countrywide environmental problems by encouraging the majority of farmers to deliver simple, effective environmental management.



The Entry Level Scheme Pilot



- ELS has been piloted in 4 areas across England
- 47% average up-take
- Pilot has met success criteria
- Popular among farmers



ELS key design features

- Simple with minimum paper work
- Wide range of options
- Record of environmental features
- Non-competitive
- Flat rate payment (£30 per hectare)
- 5-year agreements
- Training events and workshops



Organic Entry Level Stewardship

- Replacing and building on the Organic Farming Scheme
- Similar options to those in conventional ELS but adjusted to organic farming systems
- Higher payment rate (£60 per hectare)
- Includes conversion payments



Higher Level Stewardship Why do we need it?

- To address current environmental problems more effectively
- To complement ELS
- To rationalise CSS and ESAs into one scheme
- To widen the scope of the scheme



HLS key design features

- Designed to build on ELS
- Discretionary, carefully targeted scheme
- Wide range of options and capital items
- Strong focus on achieving outcomes
- One to one technical advice
- National framework with regional flexibility
- 10 year agreements



Farm Environment Plan (FEP)

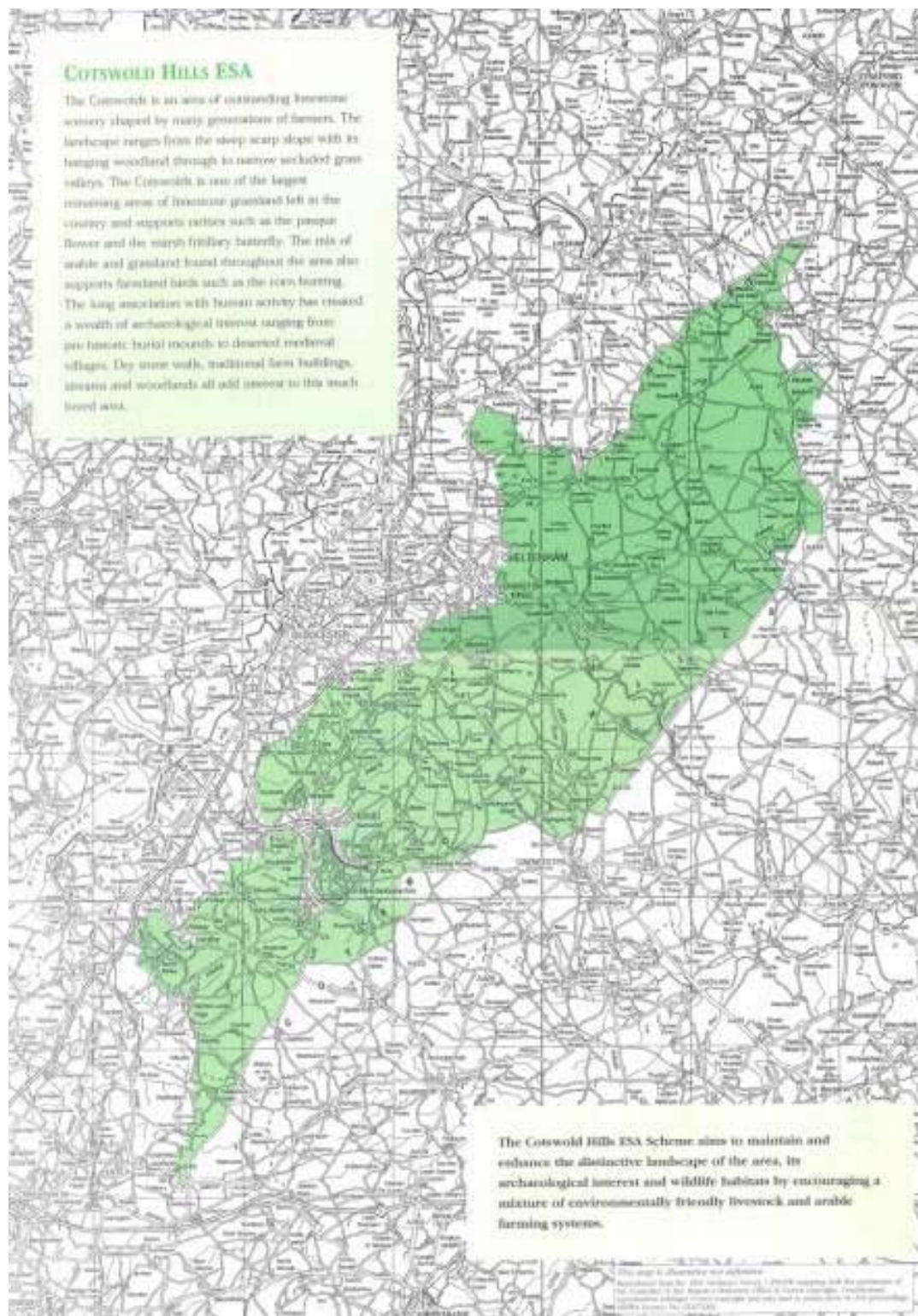
- Compulsory
- Collects data needed to develop an HLS agreement
- Readable summary & map of the environmental potential of farm
- Improvement in quality of applications



Implementation

- Development of IT system
- Scheme forms, literature and technical guidance
- Drafting of Regulations
- Development of training programmes
- Testing
- Publicity
- Launch – early 2005





出典) DEFAR 資料

図 6-5 コッツウォルズ ESA の対象地域

表6-3 HLSのオプション一覧

| 項目 | コード | 支払額 (ポンド) | 単位 |
|--|------|--------------|-------|
| 生け垣オプション (HEDGEROW OPTION) | | | |
| Maintenance of hedgerows of very high environmental value | HB12 | 27 | 100 m |
| 森林地帯オプション (WOODLAND OPTIONS) | | | |
| Ancient trees in arable fields | HC5 | 25 | tree |
| Ancient trees in intensively-managed grass fields | HC6 | 25 | tree |
| Maintenance of wood pasture and parkland | HC12 | 180 | ha |
| Restoration of wood pasture and parkland | HC13 | 180 | ha |
| Creation of wood pasture | HC14 | 180 | ha |
| Maintenance of woodland | HC7 | 100 | ha |
| Restoration of woodland | HC8 | 100 | ha |
| Creation of woodland in the LFA | HC9 | 200 | ha |
| Creation of woodland outside of the LFA | HC10 | 315 | ha |
| Maintenance of successional areas and scrub | HC15 | 100 | ha |
| Restoration of successional areas and scrub | HC16 | 100 | ha |
| Creation of successional areas and scrub | HC17 | 100 | ha |
| Woodland livestock exclusion supplement | HC11 | 100 | ha |
| Maintenance of high value traditional orchards | HC18 | 250 | ha |
| Restoration of traditional orchards | HC20 | 250 | ha |
| Maintenance of traditional orchards in production | HC19 | 95 | ha |
| Creation of traditional orchards | HC21 | 190 | ha |
| 歴史に関するオプション (HISTORIC OPTIONS) | | | |
| Arable reversion by natural regeneration | HD7 | 500 | ha |
| Crop establishment by direct drilling (non-rotational) | HD6 | 70 | ha |
| Maintaining high water levels to protect archaeology | HD8 | 240 | ha |
| Maintenance of designed/engineered water bodies | HD9 | 295 | ha |
| Maintenance of traditional water meadows | HD10 | 350 | ha |
| Restoration of traditional water meadows | HD11 | 350 | ha |
| 耕地オプション (ARABLE OPTIONS) | | | |
| Floristically enhanced grass margin | HE10 | 485 | ha |
| Enhanced wild bird seed mix plots (rotational or non-rotational) | HF12 | 475 | ha |
| Fallow plots for ground-nesting birds (rotational or non-rotational) | HF13 | 360 | ha |
| Unharvested, fertiliser-free conservation headlands (rotational) | HF14 | 440 | ha |
| Reduced herbicide, cereal crop management preceding over-wintered stubble and a spring crop (rotational) | HF15 | 195 | ha |
| Fodder crop management to retain or re-create an arable mosaic (rotational) | HG6 | 150 | ha |
| Cultivated fallow plots or margins for arable flora as an enhanced set-aside option (rotational or non-rotational) | HF16 | 80 | ha |
| Fallow plots for ground-nesting birds as an enhanced set-aside option | HF17 | 80 | ha |
| Reduced herbicide, cereal crop management preceding enhanced set-aside (rotational) | HF18 | 140 | ha |
| Unharvested, fertiliser-free conservation headlands preceding enhanced set-aside | HF19 | 400 | ha |
| Low input spring cereal to retain or re-create an arable mosaic | HG7 | 250 | ha |
| Cultivated fallow plots or margins for arable flora (rotational or non-rotational) | HF20 | 440 | ha |

| 項 目 | コード | 支払額 | 単位 |
|---|------|-----|------------|
| 資源保護オプション (RESOURCE PROTECTION OPTIONS) | | | |
| Arable reversion to unfertilised grassland to prevent erosion or run-off | HJ3 | 280 | ha |
| Arable reversion to grassland with low fertiliser input to prevent erosion or run-off | HJ4 | 210 | ha |
| In field grass areas to prevent erosion or run-off | HJ5 | 350 | ha |
| Preventing erosion or run-off from intensively managed improved grassland | HJ6 | 280 | ha |
| Seasonal livestock removal on grassland with no input restriction | HJ7 | 40 | ha |
| Nil fertiliser supplement | HJ8 | 55 | ha |
| 草地オプション (GRASSLAND OPTIONS) | | | |
| Maintenance of species-rich, semi-natural grassland | HK6 | 200 | ha |
| Restoration of species-rich, semi-natural grassland | HK7 | 200 | ha |
| Creation of species-rich, semi-natural grassland | HK8 | 280 | ha |
| Maintenance of wet grassland for breeding waders | HK9 | 335 | ha |
| Maintenance of wet grassland for wintering waders and wildfowl | HK10 | 255 | ha |
| Restoration of wet grassland for breeding waders | HK11 | 335 | ha |
| Restoration of wet grassland for wintering waders and wildfowl | HK12 | 255 | ha |
| Creation of wet grassland for breeding waders | HK13 | 355 | ha |
| Creation of wet grassland for wintering waders and wildfowl | HK14 | 285 | ha |
| Maintenance of semi-improved or rough grassland for target species | HK15 | 130 | ha |
| Restoration of semi-improved or rough grassland for target species | HK16 | 130 | ha |
| Creation of semi-improved or rough grassland for target species | HK17 | 210 | ha |
| Enhanced buffer strips on intensive grassland | HE11 | 590 | ha |
| Supplement for hay-making | HK18 | 75 | ha |
| Raised water levels supplement | HK19 | 80 | ha |
| Inundation grassland supplement | HQ13 | 85 | ha |
| 湿原地および高地の自然のままの牧草地オプション (MOORLAND AND UPLAND ROUGH GRAZING OPTIONS) | | | |
| Maintenance of moorland | HL9 | 40 | ha |
| Restoration of moorland | HL10 | 40 | ha |
| Creation of upland heathland | HL11 | 60 | ha |
| Maintenance of rough grazing for birds | HL7 | 80 | ha |
| Restoration of rough grazing for birds | HL8 | 80 | ha |
| Shepherding supplement | HL16 | 5 | ha |
| Seasonal livestock exclusion supplement | HL15 | 10 | ha |
| Moorland re-wetting supplement | HL13 | 10 | ha |
| Supplement for management of heather, gorse and grass by burning, cutting or swiping | HL12 | 7 | ha |
| アクセスオプション (ACCESS OPTIONS) | | | |
| Permissive open access | HN2 | 41 | ha |
| Permissive footpath access | HN3 | 45 | 100m |
| Access for people with reduced mobility | HN5 | 100 | 100m |
| Upgrading CRoW access for people with reduced mobility | HN7 | 105 | 100m |
| Permissive bridleway / cycle path access | HN4 | 90 | 100m |
| Upgrading CRoW access for cyclists/horses | HN6 | 90 | 100m |
| Educational access - payment per visit | HN9 | 100 | visit |
| Linear and open access base payment | HN1 | 350 | agmt./year |
| Educational access base payment | HN8 | 500 | agmt. |
| 低地湿地帯、ヒースの生えた荒野オプション (LOWLAND HEATHLAND OPTIONS) | | | |
| Maintenance of lowland heathland | HO1 | 200 | ha |
| Restoration of heathland from neglected sites | HO2 | 200 | ha |
| Restoration of forestry areas to lowland heathland | HO3 | 200 | ha |

| 項 目 | コード | 支払額 | 単位 |
|--|------|-----|------|
| Creation of lowland heathland from arable or improved grassland | HO4 | 450 | ha |
| Creation of lowland heathland on worked mineral sites | HO5 | 150 | ha |
| 間潮および沿岸のオプション (INTER-TIDAL AND COASTAL OPTIONS) | | | |
| Maintenance of coastal saltmarsh | HP5 | 30 | ha |
| Restoration of coastal saltmarsh | HP6 | 30 | ha |
| Creation of inter-tidal and saline habitat on arable land | HP7 | 700 | ha |
| Creation of inter-tidal and saline habitat on grassland | HP8 | 500 | ha |
| Creation of inter-tidal and saline habitats by unmanaged breach or regular inundation | HP9 | 150 | ha |
| Maintenance of sand dunes | HP1 | 140 | ha |
| Restoration of sand dunes | HP2 | 140 | ha |
| Creation of coastal vegetated shingle and sand dunes on arable land | HP3 | 320 | ha |
| Creation of coastal vegetated shingle and sand dunes on grassland | HP4 | 200 | ha |
| Supplement for extensive grazing on saltmarsh | HP10 | 70 | ha |
| Saltmarsh livestock exclusion supplement | HP11 | 40 | ha |
| 湿地帯オプション (WETLAND OPTIONS) | | | |
| Maintenance of ponds of high wildlife value < 100 sq m | HQ1 | 90 | pond |
| Maintenance of ponds of high wildlife value > 100 sq m | HQ2 | 180 | pond |
| Maintenance of reedbeds | HQ3 | 60 | ha |
| Restoration of reedbeds | HQ4 | 60 | ha |
| Creation of reedbeds | HQ5 | 380 | ha |
| Maintenance of fen | HQ6 | 60 | ha |
| Restoration of fen | HQ7 | 60 | ha |
| Creation of fen | HQ8 | 380 | ha |
| Maintenance of lowland raised bog | HQ9 | 150 | ha |
| Restoration of lowland raised bog | HQ10 | 150 | ha |
| Wetland cutting supplement | HQ11 | 350 | ha |
| Wetland grazing supplement | HQ12 | 200 | ha |
| 付加的な補給物 (ADDITIONAL SUPPLEMENTS) | | | |
| Supplement for control of invasive plant species | HR4 | 60 | ha |
| Bracken control supplement | HR5 | 35 | ha |
| Supplement for small elds | HR6 | 35 | ha |
| Supplement for difficult sites | HR7 | 50 | ha |
| Supplement for group applications | HR8 | 10 | ha |
| ハイレベルにおいても適用可能な入門レベルのオプション (Entry Level Options that are also available under Higher Level Stewardship) | | | |
| 樹木および森林地帯に関するオプション (OPTIONS FOR TREES AND | | | |
| Protection of in-field trees arable | HC1 | 12 | tree |
| Protection of in-field trees grassland | HC2 | 8 | tree |
| Management of woodland edges | HC4 | 380 | ha |

| 項 目 | コード | 支払額 | 単位 |
|--|------|-----|------|
| 歴史上重要な土地および地形に関するオプション(OPTIONS FOR HIS | | | |
| Take archaeological features out of cultivation | HD2 | 460 | ha |
| Reduce cultivation depth | HD3 | 60 | ha |
| Management of scrub on archaeological sites | HD4 | 120 | ha |
| Archaeological features on grassland | HD5 | 16 | ha |
| 緩衝地(Buffer)に関するオプション(OPTIONS FOR BUFFER STRIPS | | | |
| 2m buffer strips on cultivated land | HE1 | 300 | ha |
| 4m buffer strips on cultivated land | HE2 | 400 | ha |
| 6m buffer strips on cultivated land | HE3 | 400 | ha |
| 2m buffer strip on intensive grassland | HE4 | 300 | ha |
| 4m buffer strip on intensive grassland | HE5 | 400 | ha |
| 6m buffer strip on intensive grassland | HE6 | 400 | ha |
| Buffering in-field ponds in improved grassland | HE7 | 400 | ha |
| Buffering in-field ponds in arable land | HE8 | 400 | ha |
| 耕地に関するオプション(OPTIONS FOR ARABLE LAND) | | | |
| Field corner management | HF1 | 400 | ha |
| Wild bird seed mixture | HF2 | 450 | ha |
| Wild bird seed mixture on set-aside land | HF3 | 85 | ha |
| Pollen and nectar flower mixture | HF4 | 450 | ha |
| Pollen and nectar flower mixture on set-aside land | HF5 | 85 | ha |
| Over-wintered stubbles | HF6 | 120 | ha |
| Beetle banks | HF7 | 580 | ha |
| Skylark plots | HF8 | 5 | plot |
| Conservation headlands in cereal fields | HF9 | 100 | ha |
| Conservation headlands in cereal fields with no fertilisers or manure | HF10 | 330 | ha |
| 6m Uncropped, cultivated margins on arable land | HF11 | 400 | ha |
| 飼料穀物管理に関するオプション(OPTIONS FOR FORAGE CROP MA | | | |
| Cereals for whole crop silage followed by over-wintered stubbles | HG4 | 230 | ha |
| Brassica fodder crops followed by over-wintered stubbles | HG5 | 90 | ha |
| 土壤保護のためのオプション(OPTIONS TO PROTECT SOILS | | | |
| Management of high erosion risk cultivated land | HJ1 | 18 | ha |
| Management of maize crops to reduce soil erosion | HJ2 | 18 | ha |
| 穀物種の幅の促進に関するオプション(OPTIONS TO ENCOURAGE A | | | |
| Under sown spring cereals | HG1 | 200 | ha |
| Wild bird seed mixture in grassland areas | HG2 | 450 | ha |
| Pollen and nectar seed mixtures in grassland areas | HG3 | 450 | ha |
| LFA外の低地湿地帯、草地に関するオプション(OPTIONS FOR LOWL | | | |
| Take field corners out of management | HK1 | 400 | ha |
| Permanent grassland with low inputs | HK2 | 85 | ha |
| Permanent grassland with very low inputs | HK3 | 150 | ha |
| Management of rush pastures (outside of LFA) | HK4 | 150 | ha |
| Mixed stocking | HK5 | 8 | ha |
| 高地に関するオプション(LFA地)(OPTIONS FOR THE UPLANDS (LF | | | |
| Field corner management (LFA land) | HL1 | 100 | ha |
| Manage in-bye grassland with low inputs | HL2 | 35 | ha |
| Manage in-bye pasture and meadows with very low inputs | HL3 | 60 | ha |
| Management of rush pastures (LFA land) | HL4 | 60 | ha |
| Enclosed rough grazing | HL5 | 35 | ha |
| Moorland rough grazing | HL6 | 5 | ha |

| 項 目 | コード | 支払額 | 単位 |
|--|------|-----|------|
| 管理計画 (MANAGEMENT PLANS) | | | |
| Soil management plan | HM1 | 3 | ha |
| Nutrient management plan | HM2 | 2 | ha |
| Manure management plan | HM3 | 2 | ha |
| Crop protection management plan | HM4 | 2 | ha |
| <p>ハイレベルにおいても適用可能な有機入門レベルのオプション (Organic Entry Level Options that are also under Higher Level Stewardship)</p> <p style="text-align: right;">available</p> | | | |
| 樹木および森林地帯に関するオプション (OPTIONS FOR TREES AND | | | |
| Protection of in-field trees - rotational/arable land | OHC1 | 12 | tree |
| Protection of in-field trees - grassland | OHC2 | 8 | tree |
| Management of woodland edges | OHC4 | 380 | ha |
| 歴史上重要な土地および地形に関するオプション (OPTIONS FOR HIS | | | |
| Take archaeological features out of cultivation | OHD2 | 600 | ha |
| Reduce cultivation depth | OHD3 | 100 | ha |
| Management of scrub on archaeological sites | OHD4 | 120 | ha |
| Archaeological features on grassland | OHD5 | 16 | ha |
| 耕地に関するオプション (OPTIONS FOR ARABLE LAND) | | | |
| 2 m buffer strips on rotational land | OHE1 | 400 | ha |
| 4 m buffer strips on rotational land | OHE2 | 500 | ha |
| 6 m buffer strips on rotational land | OHE3 | 500 | ha |
| 2 m buffer strip on organic grassland | OHE4 | 400 | ha |
| 4 m buffer strip on organic grassland | OHE5 | 500 | ha |
| 6 m buffer strip on organic grassland | OHE6 | 500 | ha |
| Buffering in-field ponds in organic grassland | OHE7 | 500 | ha |
| Buffering in-field ponds in rotational land | OHE8 | 500 | ha |
| Field corner management | OHF1 | 500 | ha |
| Wild bird seed mixture | OHF2 | 550 | ha |
| Pollen and nectar over mixture | OHF4 | 550 | ha |
| Over-wintered stubbles | OHF6 | 150 | ha |
| Beetle banks | OHF7 | 750 | ha |
| Skylark plots | OHF8 | 5 | plot |
| 穀物種の幅の促進に関するオプション (OPTIONS TO ENCOURAGE A | | | |
| Under sown spring cereals | OHG1 | 150 | ha |
| Wild bird seed mixture in grassland areas | OHG2 | 550 | ha |
| Pollen and nectar seed mixtures in grassland areas | OHG3 | 550 | ha |
| Cereals for whole crop silage followed by over-wintered stubbles | OHG4 | 250 | ha |
| Brassica fodder crops followed by over-wintered stubbles | OHG5 | 110 | ha |
| 土壌保護のためのオプション (OPTIONS TO PROTECT SOILS) | | | |
| Management of high erosion risk cultivated land | OHJ1 | 18 | ha |
| Management of maize crops to reduce soil erosion | OHJ2 | 18 | ha |
| LFA外の低地湿地帯、草地に関するオプション (OPTIONS FOR LOWL | | | |
| Take field corners out of management | OHK1 | 500 | ha |
| Permanent grassland with low inputs | OHK2 | 115 | ha |
| Permanent grassland with very low inputs | OHK3 | 180 | ha |
| Management of rush pastures (outside of LFA) | OHK4 | 180 | ha |
| Mixed stocking | OHK5 | 8 | ha |

| 項 目 | コード | 支払額 | 単位 |
|--|-------|------|------|
| 高地に関するオプション (LFA地) (OPTIONS FOR THE UPLANDS (LF | | | |
| Field corner management (LFA land) | OHL1 | 100 | ha |
| Manage in-bye grassland with low inputs | OHL2 | 35 | ha |
| Manage in-bye pasture and meadows with very low inputs | OHL3 | 60 | ha |
| Management of rush pastures (LFA land) | OHL4 | 60 | ha |
| Enclosed rough grazing | OHL5 | 35 | ha |
| 管理計画 (MANAGEMENT PLANS) | | | |
| Soil management plan | OHM1 | 3 | ha |
| Nutrient management plan | OHM2 | 2 | ha |
| Manure management plan | OHM3 | 2 | ha |
| Capital items | | | |
| 境界 (BOUNDARIE) | | | |
| Hedgerow restoration includes laying, coppicing and gapping up | HR | 5 | m |
| Hedgerow planting - new hedges | PH | 5 | m |
| Hedgerow supplement removal of old fence lines | HF | 0.6 | m |
| Hedgerow supplement - substantial pre-work | HSC | 2.4 | m |
| Hedgerow supplement - top binding and staking | HSL | 2.4 | m |
| New stone walls | W | 52 | m |
| Stone wall restoration | WR | 16 | m |
| Stone wall supplement - stone from holding | WRS | 6 | m |
| Stone wall supplement - stone from quarry | WRQ | 30 | m |
| Stone wall supplement - difficult sites | WRD | 7 | m |
| Stone wall supplement - top wiring | TW | 1.8 | m |
| Stone faced hedgebank repair | BR | 16 | m |
| Stone faced hedgebank restoration | BS | 34 | m |
| Earth bank restoration | ER | 3 | m |
| Casting up supplement hedgebank options | ERC | 1.2 | m |
| Ditch, dyke and rhine restoration | DR | 2.9 | m |
| 保存工事に関する柵 (FENCING IN ASSOCIATION WITH CONSERVA | | | |
| Sheep fencing | FSB/H | 1.8 | m |
| Post and wire | FW/B | 1.2 | m |
| Deer fencing | FD | 4 | m |
| Rabbit fencing supplement | FR/B | 1.5 | m |
| Permanent electric fencing | FPE | 1.2 | m |
| Fencing supplement - difficult sites | FDS | 2.5 | m |
| High tensile fencing | FHT | 1.25 | m |
| 植林 および管理に関する項目 (ITEMS ASSOCIATED WITH TREE PL | | | |
| Spiral rabbit guards | TR | 0.2 | each |
| Tree and shrub/whips and transplants plus planting | TSP | 1.6 | each |
| Tree tube and stake | TT | 0.5 | each |
| Standard parkland tree/hedgerow tree and planting | STT | 7.5 | each |
| Parkland tree guard post and wire (wood) | TP | 64 | each |
| Welded steel tree guard | TGS | 106 | each |
| Planting fruit trees | MT/SF | 17 | each |
| Orchard tree guard (tube and mesh) | TO | 3.3 | each |

| 項 目 | コード | 支払額 (ポンド or % of cost) | 単位 |
|---|-----|------------------------------|----------------|
| Orchard tree guard (post and rail) | TOF | 36 | each |
| Orchard tree pruning | FP | 17 | each |
| Coppicing bankside trees | CBT | 29 | each |
| Tree surgery minor to include minor pollarding | TS1 | 43 | each |
| Tree surgery major to include major pollarding | TS2 | 89 | each |
| Tree removal | TRE | 25 | m ³ |
| 高地管理 (UPLAND MANAGEMENT) | | | |
| Grip blocking drainage channels | GBC | 3.4 | m ² |
| 湿地に関する項目 (ITEMS ASSOCIATED WITH WETLANDS) | | | |
| Creation of ditches (rhines and dykes) | WDC | 3.6 | m ² |
| Creation of gutters | WGC | 1.9 | m ² |
| Soil bund | S1 | 149 | each |
| Culvert | C | 153 | each |
| Timber sluice | S2 | 314 | each |
| Brick, stone or concrete sluice | S3 | 960 | each |
| Scrape creation, first 100 sq m | SCR | 1.4 | m ² |
| Scrape creation >100m sq | SCP | 0.9 | m ² |
| Silt trap provision | WST | コストの60% | |
| Wind pumps for water level measures | WWP | コストの80% | |
| Drove improvement | WDI | コストの50% | |
| Ligger and bridge provision | WLB | 46 | each |
| Construction of water penning structures | WPS | コストの80% | |
| 池・貯水池 (PONDS) | | | |
| Pond creation first 100 sq m | PC | 3 | m ² |
| Pond creation >100 sq m | PCP | 1 | m ² |
| Pond restoration first 100 sq m | PR | 2.1 | m ² |
| Pond restoration >100 sq m | PRP | 0.8 | m ² |
| 復活-ヒースの生えた荒野、牧草、草地 (REVERSION - HEATHLAND, | | | |
| Native seed mix | GS | コストの100% | |
| Major preparatory work for heathland recreation | LHX | コストの100% | |
| 家畜の再導入 (RE-INTRODUCTION OF LIVESTOCK) | | | |
| Cattle drinking bay | CDB | 119 | each |
| Cattle grids | CCG | 538 | each |
| Water supply | WS | 2 | m |
| Water trough | WT | 85 | each |
| Livestock handling facilities | CLH | コストの60% | |
| 雑木林およびシダの管理 (SCRUB AND BRACKEN CONTROL) | | | |
| Scrub management - base payment | SS | 76 | agmt. |
| Scrub management - < 25% cover | SA | 228 | ha |
| Scrub management - 25% - 75% cover | SB | 376 | ha |
| Scrub management - > 75% cover | SC | 583 | ha |

| 項 目 | コード | 支払額 (£ or % of cost) | 単位 |
|---|-----|----------------------------|----------------|
| Mechanical bracken control - base payment | BMB | 106 | agmt. |
| Mechanical bracken control - area payment | BMA | 48 | ha |
| Chemical bracken control - base payment | BCB | 61 | agmt. |
| Chemical bracken control - area payment | BCA | 112 | ha |
| Difficult site supplement | BDS | 7 | ha |
| 景観の項目 (LANDSCAPE ITEMS) | | | |
| Wooden field gate | GF | 149 | each |
| Stone gate post | LSP | 96 | each |
| Removal of eyesore | E | 120 | each |
| Wooden wings for gates | LWW | 70 | each |
| 種 (SPECIES) | | | |
| Otter holt - log construction | OH1 | 108 | each |
| Otter holt - concrete pipe and chamber construction | OH2 | 203 | each |
| Bat/Bird box | SBB | 28 | each |
| Bird strike markers | SBS | 1.5 | each |
| Small mammal boxes | SSM | 10 | each |
| Badger gates | SBG | 27 | each |
| 資源保護 (RESOURCE PROTECTION) | | | |
| Cross drains under farm tracks | RPD | 139 | each |
| Relocation of gates | RPG | 136 | each |
| 歴史上の特質 (HISTORIC FEATURES) | | | |
| Historical and archaeological feature protection | HAP | コストの最大 100%まで | |
| Restoration of historic buildings | HTB | コストの80% | |
| その他、環境上の点 (OTHER ENVIRONMENTAL ISSUES) | | | |
| Special Projects | OES | No Set Payment | |
| 助言、等に対する報酬 (PAYMENTS FOR ADVICE, ETC) | | | |
| Professional help with management Plan | PAH | 400 | each |
| Obtaining planning permission for new ponds, cattle grids, change of use etc | PPP | 180 | each |
| アクセス (ACCESS) | | | |
| Hard standing for car parking | CP | 13 | m ² |
| Hard standing for disabled paths | ADC | 15 | m ² |
| Bridle gate | GB | 220 | each |
| Kissing gate | GK | 245 | each |
| Kissing gate for disabled access | GD | 290 | each |
| Dog gate | ADG | 35 | each |
| Timber stile | ST | 100 | each |
| Ladder stile | LS | 125 | each |
| Step over stile in a stone wall | WSS | 115 | each |
| Step through stile in stone wall | WST | 85 | each |
| Wooden footbridge | FB | 315 | each |
| Bench | B | 115 | each |
| Helping prepare Teachers' Information Pack | TN | 490 | each |